









農學博士 小野武夫 著

再訂 增補 農村社會史論講



東京 巖松堂書店發兌



DM14

H7

### 第五版に序す

過去の社會經濟現象は月日の經つと共に現代から遠かつて往くが、其れ丈け歴史に對する時代的評價は高まる譯である、本書が公けにせられてより既に十年、此間に於ける我社會事情の變轉に對して本書の論考は色々の視角から時代觀察上の知識を供給したと、思ふ。今度雜誌「思想」に掲げたる「農と兵との分離」並に「社會經濟史學」に寄せたる「百姓一揆乎、勤王軍乎」を収録し、同時に若干の訂正を加へて重刊することにした、此二篇の増補により本書が一層體系づけられるに至つたと共に、變轉極りなき現下の農村狀勢の行くべき方向を知る一個の尺度としての効用も加はつたこと、思ふ、此上ながら江湖の鞭撻を請ふ次第である、

昭和十二年二月

著者識す



I種  
W



\*1200600151212\*



### 第四版に序す

近世農村社會の組織と其變遷を簡易に叙述したる本書が其後引き續き江湖より迎へられつゝあることは、望外の幸とする處である。先年「社會政策時報」に寄せたる『徳川時代の農村凶荒』を此度採り入れて増補し、同時に全卷に亘り誤植の訂正をなして、第四版を刊行し、讀者の眷顧に酬ふことになつた。

過去數年間、此小著に對し讀者より與へられたる厚意中、特に感謝せねばならぬことは、讀者が態々通信を寄せて書中の誤字又は文意の疑點を指摘せられたことである。此等の親切なる忠言により、此書が版を重ねる毎に漸次改善せられ行くことを衷心より喜ぶものである。

昭和十年三月

著者識

### 第三版に序す

此書の初版を世に公にしたのは去る昭和二年六月であつて、爾來四年の日月を經過した、此間に於ける日本の社會經濟史に關する學問の進歩は寔に著しきものがあるが、出版者巖松堂主人は此書の重版を勧めらるゝので、其慫慂に従ひ、先年「日本文學講座」に寄稿したる「労働歌謠と農民心理」一篇を新に収録し、同時に全卷に見ゆる誤植を訂正して三版に付することにした。舊版同様江湖の眷顧を垂れられんことを望みて息まぬ。

昭和六年七月

著者識す



## 序

徳川時代に於ける農村社會の機構と其動搖に關する最近の論講に若干の修補を加へて世に公けにする。

本書に收むる論講は何れも各論題の下に於て獨立するものである。而して其中には徳川時代の農村社會史論より延ひて明治維新後の社會的變遷にも若干及んだものが無いでは無いが、時代的區分としては、専ら徳川時代に極限した積りである。又各論講は各々異なる場合に於て執筆したものであるから、甲の論文の中に於て觸れたるものが、乙の史論にも重出して居る場合が無いでは無いけれども、此種説明的社會史論に於ては斯くする方が却つて讀者の了解を助くるものがあらうと信じ、故らに之を改削せずして其儘残すことにした。

僅に八篇の史論を盛るに過ぎないけれども、此諸史論に含まれたる事實と思想とを合體すれば、其所に著者が近世農村社會史の全局面に觸れて見ようとする努力の一端が酌まれるであらう。若し夫れ本書に漏れたる諸他の社會史實



に就ては、今後稿の成るに随ひ補充して行く積りである。

本書收むる處の論講は何れも曾て「中央公論」、「法政大學論集」、「社會政策時報」、「帝國農會報」、「社會科學」、「社會問題講座」、「社會經濟體系」等より其稿を徵せられたるに應じて執筆したものであるから、論旨概ね通俗的にして、考證亦自ら説明と解義に重きを置かれてある。故に此書は學術上の立場から觀れば、根本研究と云はんよりも、寧ろ第二義的なる通俗史論とする方が當つて居よう。既に通俗的社會史論たる以上は、其材料の取り扱ひ方や論斷に於て批評を請ふべき餘地が多分にあらうと思ふ。先賢諸家の教を請ふ次第である。

昭和二年六月

小野武夫識

再増訂版 農村社會史論講目次

第一篇 序論

(封建制度の時代的特色と農村社會の推移).....一

緒言.....一

第一 封建制度萌生の時.....二

第二 前期封建時代.....六

第三 後期封建時代.....二二

第四 封建制度崩解の徵候.....一八

括言.....二六

第二篇 農と兵との分離

緒言.....三一

目次

一

三一



|    |                  |    |
|----|------------------|----|
| 第一 | 王朝時代に於ける兵農一致の必然性 | 三二 |
| 第二 | 社會變質と初期農兵制の解體    | 三五 |
| 第三 | 庄園制度と武士の出現       | 三七 |
| 第四 | 兵農の身分的分離         | 三九 |
| 第五 | 封建制度の完成と兵農の地域的分離 | 四二 |
| 第六 | 徳川時代に於ける郷士の性質    | 四五 |

第三篇 近世百姓一揆史論

|    |    |
|----|----|
| 緒言 | 四九 |
|----|----|

|      |                |    |
|------|----------------|----|
| 第一   | 百姓一揆の原因に關する考察  | 五一 |
| (其二) | 政治的原因による一揆     | 五三 |
| (1)  | 租税の過重に對する不平の一揆 | 五三 |
| (2)  | 藩の獨占事業に對する一揆   | 五五 |

|      |               |    |
|------|---------------|----|
| (3)  | 役人の非行に對する一揆   | 五八 |
| (4)  | 村役人に對する一揆     | 六一 |
| (5)  | 其他の政治的原因による一揆 | 六二 |
| (其二) | 經濟的原因による一揆    | 六三 |

第二 百姓一揆の勃發と進展の方式

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| (イ) | 準備行動としての徒黨強訴 | 六七 |
| (ロ) | 一揆勃發の準備      | 六九 |
| (ハ) | 一揆の軍勢        | 七〇 |
| (ニ) | 一揆の武器        | 七一 |
| (ホ) | 一揆の兵糧        | 七二 |
| (ヘ) | 一揆の戦法        | 七四 |
| (ト) | 主謀者の人物       | 七五 |
| (チ) | 一揆に對する防戦法    | 七六 |
| (リ) | 一揆の繼續期間      | 七七 |



|    |                  |    |
|----|------------------|----|
| 第三 | 百姓一揆の地理的分布及び其年代表 | 七八 |
| 第四 | 百姓一揆の成敗          | 八五 |
| 第五 | 一揆主謀者の人物と吏僚の卑怯   | 八九 |
| 第六 | 一揆頭取人の末路と其斷獄     | 九三 |
| 第七 | 近世社會史上に於ける一揆の地位  | 九六 |

#### 第四篇 封建農民の消極的反抗

(徳川時代に於ける農民退轉並に子間引の習俗と村人數の減退に就て)

|            |     |
|------------|-----|
| 緒言         | 一〇一 |
| 第一 百姓轉退    | 一〇二 |
| 第二 子間引     | 一一六 |
| 第三 村人數減退の例 | 一二三 |

|    |     |
|----|-----|
| 括言 | 一二六 |
|----|-----|

#### 第五篇 近世地主の發達

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 緒言              | 一三一 |
| 第一 地主の分類        | 一三一 |
| 第二 地主發生の由來及び其性狀 | 一三三 |
| (1) 郷土地主        | 一三三 |
| (2) 新田開發地主      | 一三五 |
| (3) 土地兼併による地主   | 一三七 |
| (4) 寺院地主        | 一四一 |
| (5) 村地主         | 一四一 |
| 第三 封建地主の社會的地位   | 一四二 |
| 第四 維新後に於ける地主の變遷 | 一四七 |

目次



第六篇 近世小作制度の變遷

緒言

第一 概論

- (一) 小作の概念……………一五三
- (二) 土地制度に於ける小作慣行……………一五四
- (三) 小作制度と社會經濟……………一五五

第二 小作の名稱

- 第一 小作地の性質に基づく分類……………一六四
- (一) 小作地所有權の性質に基づく名稱……………一六七
- (1) 名田小作……………一六七
- (2) 質地小作……………一六八
- (3) 鬮田小作……………一六九
- (二) 小作地の地目に基く名稱……………一六九

- (1) 株小作……………一六九
- (2) 端小作……………一七〇
- (3) 寺田小作……………一七〇
- (4) 受山小作……………一七〇
- (三) 小作人の小作地に對する權利に基く名稱……………一七〇
- (四) 村落制度に基く小作名稱……………一七一
- 第二 小作人に基く分類……………一七一
- (一) 社會階級に基く名稱……………一七一
- (1) 門分小作……………一七二
- (2) 内小作……………一七二
- (3) 被官百姓……………一七二
- (二) 小作他の管理方法に基く名稱……………一七二
- (1) 家守小作……………一七三
- (2) 受負小作……………一七三



|     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| (3) | 仲小作            | 一七三 |
| (4) | 又小作            | 一七三 |
| (三) | 小作人の數に基く名稱     | 一七四 |
| 第三  | 小作料(又は租税)に基く分類 | 一七四 |
| (一) | 小作料納入の諸形式に基く名稱 | 一七四 |
| (1) | 敷金小作           | 一七五 |
| (2) | 刈分け小作          | 一七五 |
| (3) | 見取小作           | 一七六 |
| (4) | 定小作            | 一七六 |
| (5) | 傭役小作           | 一七六 |
| (二) | 小作地の租税負擔に基く名稱  | 一七六 |
| (三) | 小作年限に基く名稱      | 一七七 |
| 第三  | 小作慣行の理論的分類     | 一七七 |
| 第四  | 小作慣行           | 一八〇 |

|     |               |     |
|-----|---------------|-----|
| (一) | 普通小作          | 一八一 |
| (二) | 永小作           | 一八四 |
| (三) | 質地小作          | 一八七 |
| (四) | 小作期間と小作量額     | 一九二 |
| (イ) | 小作期間          | 一九二 |
| (ロ) | 小作料           | 一九四 |
| 第五  | 徳川時代の小作制度(再説) | 一九八 |
| 第六  | 明治維新と小作制度     | 二〇三 |
| 第七  | 小作問題史觀        | 二〇八 |

第七篇 小作騷擾

(明和年間に於ける備中笠岡村の事件に就て)

|    |      |     |
|----|------|-----|
| 目次 | 〔小引〕 | 二一三 |
|----|------|-----|



10

緒言……………二一五

第一 騒動發生の事由……………二一六

第二 小作人の謀略……………二二一

第三 謀計の頓挫……………二二三

第四 關係者の糺彈……………二二七

第五 連累者の刑罰……………二三〇

第六 不参加入への褒美……………二三四

第七 小作騒擾の終末……………二三五

括言……………二三六

〔餘言〕……………二四〇

第八篇 徳川時代の農村奉公人

緒言……………二四三

第一 序 説……………二四四

- (イ) 奉公人の語義……………二四四
- (ロ) 奉公人制度の觀察部面……………二四七
- (ハ) 農家奉公人制度の雜様と一律的觀察……………二四八

第二 農家奉公人の分類と態容……………二四九

- (甲) 譜第奉公人……………二五〇
  - (1) 前代より傳はりたる譜第奉公人……………二五一
  - (2) 人身賣買によりて譜第奉公人となつたもの……………二五二
  - (3) 年切り奉公人が譜代奉公人となりたる場合……………二五八
  - (4) 約束により譜第奉公人となりたる場合……………二五八
- (乙) 小作奉公人……………二五九
- (丙) 質奉公人……………二六一
- (丁) 年切り奉公人……………二六六
- (戊) 季節奉公人……………二七〇



目次

(己) 日傭奉公人……………二七二

第三 譜第奉公制度の社會的進化……………二七三

(イ) 譜第奉公制度分化の方向……………二七三

(ロ) 譜第奉公の漸次的廢止と農業經營の變化……………二七六

第四 奉公人の生活……………二七九

(一) 奉公契約……………二七九

(ロ) 年切り奉公人の出替期……………二八〇

(ハ) 奉公人の給料……………二八三

(ニ) 奉公人起居の一斑……………二八五

(ホ) 奉公人に對する取締……………二九一

(ヘ) 農村經濟と奉公人の流出……………二九五

第五 村落文化に對する奉公人の寄與……………二九九

第六 明治維新と奉公人制度……………三〇二

括言 農村勞働制度の社會史觀……………三〇八

第九篇 德川時代の農村凶荒……………三一五

緒言……………三一五

第一 德川時代に於ける農村凶荒の意義……………三一六

第二 飢饉の原因……………三一九

第三 飢饉の慘狀……………三二〇

第四 飢饉と農民心理及び暴動……………三三四

第五 義農の悶死……………三三七

第六 義官の活動……………三四一

第七 飢饉と借金猶豫……………三四六

第八 飢饉と賑恤……………三五〇

結言……………三五三



第十篇 百姓一揆乎、勤王軍乎

はしがき……………三五七

第一 徳川時代に於ける庶民層の複雑化……………三五九

第二 庶民階級に對する思想的影響……………三六一

第三 郷士階級と勤王行動……………三六七

第四 農民階級と勤王行動……………三七〇

第五 町人階級と勤王行動……………三七四

第六 百姓一揆革命性の辯……………三八〇

餘論……………三八三

第十一篇 農村に於ける特殊の家筋

緒言……………三八五

第一 特殊なる家筋の概念……………三八六

第二 迷信的階級發生の原因に關する考察……………三八九

(イ) 人間性の弱點……………三八九

(ロ) 妖僧妖尼の助言……………三九〇

(ハ) 世間の輕信と中傷……………三九二

第三 迷信俗の實體……………三九三

(イ) 狐持(出雲地方の例)……………三九四

(ロ) 犬神筋(土佐地方の例)……………三九六

(ハ) 蛇憑(伊豫地方の例)……………三九八

第四 迷信的階級者と普通迷信者との區別……………三九九

(イ) 外道憑(阿波地方の例)……………四〇〇

(ロ) 墓憑(筑前地方の例)……………四〇一

(ハ) 馬憑(三河地方の例)……………四〇一



(三) 猫憑き(伊豫地方の例)……………四〇二

第五 徳川時代の迷信俗一斑……………四〇三

(甲) 狐持に對する村民の壓迫……………四〇三

(乙) 狐持迷信に對する藩廳の取締……………四〇七

第六 維新後に於ける迷信俗……………四一〇

(甲) 明治維新と狐持……………四一〇

(乙) 迷信俗と社會的悲慘……………四一二

(丙) 迷信俗排除の運動……………四一五

第七 迷信俗の將來……………四一八

括言……………四一九

附言……………四二二

第十二篇 勞働歌謠と農民心理……………四二五

概説……………四二五

(一) 農業勞働歌謠の意義……………四二五

(二) 歌謠と勞働者……………四二八

(三) 歌謠を伴ふ農業勞働……………四二九

(四) 勞働歌謠と其作者……………四三一

(五) 歌謠の類型……………四三二

本記……………四三四

第一 勞働を讚美する歌謠……………四三四

第二 叙事詩としての歌謠……………四三七

第三 農業技術と歌謠……………四四三

第四 勤勞を勸むる歌謠……………四四四

第五 歌謠と戀愛……………四四六

第六 歌謠と滑稽……………四四九

第七 歌謠と勞働忌避……………四五〇

目次……………一七



一八

第八 歌謠と食物……………四五五

第九 歌謠と階級……………四五七

第十 子守唄の本質……………四五八

結詞……………四六一

餘言……………四六六

(完)

再増訂版



農村社會史論講

第一篇 序 講

(封建制度の時代的特色と農村社會の推移)

緒言

封建制度と云へば、普通には鎌倉時代より徳川時代の末期に至る七百年の間を指すのであるが、此は單なる概念的區分法によるものであつて、既に鎌倉時代以前、平安朝の中葉頃よりして、封建的社會組織が各地方に起りつゝあつた、莊園の興起は即ち是である。故に王朝時代に於ける莊園興起の状態を學ぶことは頓て又封建制度の起源を知ることになるのである。左れば日本の封建制度は徳川末期より溯りて八百年内外を數ふるが適當であり、又考察上に於ても便宜を感ずることが多い。斯く、封建制度は其時代的變移を重ねつゝ頗る長き期間に亘り繼續し來つたものである。

第一篇 封建制度の時代的特色と農村社會の推移



れば、同じく封建とは言ふものゝ、時代的區分に於ける其萌芽期と成形後に於ても其前期又は後期との間には形質上に著しい相違が生じて居たから、觀察上の方便としては此八百年の封建期間を萌芽期、封建制度の前期及び後期に分けて觀るが適當であらう。仍て茲に王朝末期より鎌倉時代迄を初期萌芽時代とし、其れより足利時代までを前期封建時代として數へ、最後に後期封建時代として徳川時代を捉へ、各其社會的特質を觀察しつゝ農村社會推移の状態を略叙したい。

## 第一 封建制度萌芽の時代

由來封建制度なるものは、夫の中世の政治的大改革たる大化改新後、地方の土豪又は國司其他の官吏が、中央政府を輕んじて其政令を奉せず、官稻を私收して地元留置し、之を私用に供することから始まつたのである。故に封建制度の發生するには中央政府の擁せし統制力の衰頹と、地方土豪の膨脹と其專横とを相對的に考察すること無くしては真相に觸るゝことが出來ぬ。

此頃に於ける鄉村の社會は尙ほ村落經濟の域を脱せず、村落は尙ほ同氏、同血のもの一ヶ處に聚團するもの尠らず、貨幣の流通すること未だ稀であつて、村内住民の經濟生活は一に自然交換によりて其の用を足すの有様であつたから、當時一般人民の知識と文化の程度の低かつたことは

想像するに足るべく、當時の農民に取りては村落は是れ我が世界であつて、其村に生れ、其村に死することが、彼等が一生を通じての生活環境であつたらう。

日本中世の經濟的事實にして、又封建制度の母胎たる庄園は一に當時に於ける王權衰微と、地方勢力家の膨大によつて興隆したものであるが、庄園制度は之を別言すれば大地主制度である、大地主制度たる此庄園起るに従ひ、曾て王朝政府によりて施行せられたる班田制度は漸く其實態を失ひ、或者は朝廷より賜與せられたる土地の上に私權を確保して名實共に之が地主となり、寺院は其の寺領の上に信仰王國を築き、又廣大面積の新田を開發したるものは開發領主として其新開地域上の地主となり、以て日本全國を舉げて宛も小侯國の群立するが如き有様となつた。而して庄園の利益得分者が上は在京の本案、領家より下は在郷の領主に至るまで數段の階級者に分たるゝに至つたことは、土豪配下の庄園が次第に進化して後年の封建國に分化するに至る間の過渡的現象を示すものであつて、之を法律的に觀れば、地方土豪の占有する私權が次第に公權化しつゝあつたことを語るものである。

王朝政府の衰微を前提として起りたる各地の庄園は決して平和と靜謐の間に作られ、且つ維持せられたるものでは無かつた、庄園が興され、且つ支持せらるゝ爲には、地方土豪が其地派遣の



國司又は郡司に對する干涉の排斥、又は任地に居据りたる地方官が中央政府に對する抵抗や力争が闘はれねばならぬと共に、庄園と庄園との間に於ても境界の争又は土地争奪の葛藤を所在に見得る時代となつた。斯く、全國の村落既に無警察の有様となるに至れば、從順なる農民が其の不安と騒亂より免れん爲めに其克く實力を具へて配下の人民を保護し得るもの、傘下に走せ集るに至るは自然の數である。斯くて當時幾多の良民は自己の信賴するに足る庄園に走りて其の保護を仰ぎ、庄園の領主は又隣庄と互に相闘くに至り、以て地方社會の小競り合と動搖とは常に絶へず、小なる動搖は更に又大なる動搖を呼び、遂に年を重ねるに隨ひ王朝政府の支配力は地を拂ひ庄園の公權的性質愈々濃厚となりて封建領土の形へと進みつゝあつた。夫の平安朝末期に於て諸國の庄園を統一し、此等群小庄園の上に武權治下の中央集權を先づ打立てんとして逸く失脚したものは平氏であつた。此頃に於ける庄園の地域は未だ比較的小なるものであつたけれども、中には既に克く封建王土の形態を具ふるものあるに至つて居つたが、後ち鎌倉時代となり、頼朝が平氏に代り武權政府を關東に打ち立つる頃に至るや、彼は曾て平氏の企て、能はざりし處を巧に決行して、全國無數の庄園上に集權の勢力を扶植し、以て京都王朝政府に特立する武門政治を起し、且つ之を凌駕するに足るべき政治的中心を關東の一角に定めて日本最初の集建的封建國家を樹立するに至つたのである。

之より先き庄園には庄官があり、年貢の取立て及支配を行ふて一種の行政權をも托せられて居つたが、鎌倉幕府樹立後各地の庄園は此新興武權政府の中央的支配を受けねばならぬこととなり、永年の間無秩序、無警察にして、盜賊横行の状態であつた地方社會も漸く其の守護地頭を通じて庄園内部に統一權を及ぼすに至つたから、此新地方官の配下に屬する一般人民の生命財産の保有は漸く安全なるを得るに至つた。

此頃に至つても庄園支配者は尙ほ其の族姓を中心として政治上並に社會上の支配を行ひつゝあつた、即ち一族郎黨を以て股肱とし此の股肱は即ち譜代の寵臣又は血統を連ぬる族類であつて、此等の族黨親類により庄園の中心組織は固められたのである。平清盛が平安朝の末期に於て一時的ながらも中央集權の地位を獲得した時「平氏に非ざる者は人に非ず」と云つた如きは、正しく當時に於ても尙族黨觀念の濃厚であつたことを語つて居る。此族黨觀念は、上世に於ける氏族制度の餘習の尙ほ社會的支配力ありしことを示すものであるが、此の氏族的觀念は啻に平氏の間ばかりに限つたことはなく、其頃の地方豪族にして、勢力あるものは、皆な一家親類を取り立て、支配的組織の固めとして居つた、故に此時代の社會組織は上古の氏族制度の餘習たる族黨觀念を



取り除いては、正鵠の觀念を捉ふることの出来ぬ有様であつた。

六

## 第二 前期封建時代

封建制度を概念的に定義すれば、一地の内に領主割據し、其土地と人民の上に政治的絶對權を揮ふことを以て原則的特性とするものであるけれども、又一方より觀れば、封建制度なるものは個人の腕力智力勝れたるものが郷村に起つて、其地に割據するか又は其傳統的家系により其勢力を地方に擴大したものであるから、此の個々の群封土に對し更に何等かの中央集權的勢力が統一的支配をなすにあらざれば、群小封土の存立は保たれ難い、語を換へて言へば、群立する封建國が單に競合的關係の下にある間は所謂群雄割據の社會であつて、交戦互闘の状態にあらねばならぬ、蓋し人間は其權勢慾に於て、將た又經濟充足の希望に於て、無限に發展せんとする本能を有するものであるから、其間に立ちて誰か、又は何物か中央より互闘を制止し、又は相互の間を牽制せぬ限り、争闘と擾亂とは絶ゆることなきものである。故に闘争交戦を伴はない封建制度の存在し得る道理なきと同しく、中央集權政府に率ひらるゝ封建制度も亦時代の産物として存在し得る道理である。王朝政府の政治的權力は最初藤原氏により擴張せられたが、此王權は程なく藤

原氏自身によりて衰微するの原因を作られ、此原因は又頓て田舎社會に於ける小土豪の結黨及び謀叛を誘發するに至つたのである。而して此等土豪中の豪族たる平氏が群黨を懷柔して中央に集權的勢力を揮はんとして仆れたる其失敗は後ち源氏によりて見事に成功せられ、其の制令所たる鎌倉幕府により行はれたる庄園操縱政策其の法に叶ひ、源氏及び北條氏を通じ一百五十餘年の間、兎にも角にも全國を靜平の裡に治めたのであるが、此百五十年間に於ける靜平は頓て又地方小土豪をして其根に培はしめた。然るに其後更に時移りて足利氏に至り、足利氏が中央集權者としての統制力を失ふ頃より、庄園は大に分化し庄園の特性たる段層的組織を打壞して或は小名となり、大名となり、其或者は逸早く一大侯國を地方に建つるに至り、以て各地大小名間の争又漸く盛となり、天下は再び騒亂の巷と化するに至つた。想ふに日本の農村社會は王朝末期以來既に前後兩度の騒亂期に遭遇して居る。其の最初の騒亂は王朝政府の衰微によりて地方豪族の起らんとしたる頃の社會秩序の喪失と、第二次には中央武權政府の實力失墜によりて招來したる足利中期以後の戰國時代である。而して前なる騒亂は王朝政治より封建制度へ移らんとする時代の社會不安であつたが、後なる戰國の時代は其既に打ち立てられたる群立封建社會の中央集權力が弛緩し、其封建群王中より更に第二、第三、第四の中央集權者を作り出さんとするに至る迄の過渡的紛亂



現象であつたのである。

願れば、王朝政府に特立して打樹てられたる最初の中央集權武門は尙ほ氏族觀念の餘氣から脱せず、平氏であれ、源氏であれ、又北條氏であれ、皆其家の血胤が曾て皇統より出づることを以て群族統御の旗印としたことは、其社會が多分に尙ほ民族的であり、藤原氏風であつたことを語るものである。然るに後なる足利末期の戰國時代に至るや、接壤の領土を平定して地方的大侯國を作らんとする小名や、京都に乗り出して自ら中央に集權政府を打立てんとする大名が、其武力智力、辯力によりて武功を争はんとするものであつたから、此頃に至り世は一變して空虛なる氏族よりも寧ろ實力主義、腕力本位によるの時代となつて居た。

洵に日本の封建制度は京都王朝政府を衰微せしめ、之に代位して地方分權主義に即して成立したものであるが、然も此封建制度と雖、全國無數の庄園を統御する爲には中央に武門の集權政府を戴き、其統一的勢力に服する處無くては秩序を保つことが出来なかつた。庄園の制度は鎌倉時代に至りて略ぼ完成せられ、足利時代の中頃まで存続し、夫れより次第に破壊せられ、各地方の武力の優者が大名又は小名として各々其領地一圓を支配するに至り、茲に始めて一時的ながらも純乎たる封建聯合國——中央集權的駕御を受くること少き封建國家——が出現した譯である。然

も各地の大小名が中央集權的統御を受けずと云ふことは、言ひ換ふれば、大小名間の鬭争が自由に認められ、交戦止むことなき状態に立ち至れるを語るものである。故に同じく封建制度とは云ふものゝ、純なる無數の封建王土が國內に群立することは、頓て又其が全國を擧げて交戦鬭の状态に在ることを意味し、交戦鬭の時代は頓て又時を経て遂に中央集權王者の下に統御せらるべきことを前提とする社會進化の過程に過ぎない。

庄園制度と封建制度とは其内容に於て如何なる差異を有するやと云ふに、庄園制度は門地低き地方の地主が、門地高き皇族公家の家柄を一層、二層又は三層と段々笠に冠り、其の高き力に絶りて自己の社會的に經濟的地位を田舎社會に維持せんとするものであつて、日本社會に特有なる上世の氏族尊重の觀念が尙ほ多分に其根蒂を残して居つたのである。然るに一圓領主制の封建群侯たるや、之を概括的に云へば、從來數段の得分者ありたる庄園の經濟組織を破壊し、其上に一個の領主として領内に君臨し、武斷一片を以て領土と領民を一律に支配せんとするものである。而して此の一圓の領地を支配する封建制度は足利時代の半頃より大に其特色を發揮し、織田信長の崛起に至るまで各地方に嚴然として存続して居たのである。然らば、此頃に於ける封建制下の政治並に經濟的特質は如何であつたかと云ふに、其觀察すべき方面は一にして足らないが、其主要



なるものを擧ぐれば(1)一定地域に大小名が割據し、(2)武斷政治の勤務に當る者は奉公誓盟の武臣であり、(3)殆んど全く地方分權的にして中央政府の拘束を受けざるを本則とし、(4)域内の社會經濟は全く農業本位であつて、上下を通じ百姓の生産する農産物を以て其領域内に於ける財政經濟を維持し、(5)貨幣は此頃に至り多少流通するには至つたけれども、農村に於ては尙ほ物々交換の仕法が行はれ、日常百般の給付は現物を以てし、其大なるものに至りては尙土地其物を以てするの有様であつた。故に當時各地方の土豪は農兵を置きて耕作せしめ、家には奴婢あり、奴婢に對しては土地産物を給與して衣食の料とせしめ、主従の關係相離るべからざるものがあつたから、甲の家の奴婢が乙の家の奴婢に出替るが如きことは容易に出來難い有様であつた。然るに此等地方々々の土豪の若干が後ち大名の城下町集中に策應し、其鄉村を退轉して城下に集つてからは、彼等は最早郷將たるの實質を失ひ、同時に又村落に残留したる農兵は之よりして戰闘員ならざる郷紳となるに至つた。

戰國時代に於ける各地の村落は大小名の指揮する兵戰の格闘場であつた。今日諸々の地方史に記載せられたる處から觀ても、此頃の村落農民が如何に刀劍の武人より蹂躪せられ、慘酷に取り扱はれたるかを知ることが出来るが、尙ほ記録に残らざる幾多の小競合ひ又は夫の土一揆や草一揆

の爲に、村の百姓等が如何に犠牲に供せられたかは、之を想像するに餘りある程である。實に火事と、殺傷と、飢死とは當時の農村に於ては殆んど日常の出來事たる有様であつた。封建制度の經濟的特色たる土地經濟を維持する爲めには土地と農民とを結び着け、農民をして他所に移住するを禁じ、強制的に勞耕させねばならぬ。即ち一定地に農民を繋ぎ止め彼等を拘束して耕作を強ふることが封建經濟の原則的仕法である。此頃に於ける百姓と土地所有權との關係如何を見るに、曾て班田制度施行せられてより百餘年の間は、全國の農民は原則上國有地の小作人であつて、土地私有の權利を許されて居なかつたが、其後中央王權の衰微と地方豪族の群起に連れ、土地私有の勢漸く盛となり、遂に大地主制度の出現するを見るに至り、然も其私有制度が其後更に進展して其中の一部が私法的地主より公權的特色を帶ぶるに至れば、地主の支配區域には耕作に當る領民兼小作人が出來、此實耕者の上納品によつて支配者の生活を支持することゝなるから、當時の上下關係は宛も地主と小作人に似たと共に、亦領主と領民との關係にも類するものあるに至つた。然るに此等の地主は最初は或は領主と云はれ、領家と稱せられたが、其次第に公法的支配權へ發展し行くに隨ひ、私權たる地主よりも、公權なる領土權の方がより強大となり、以て昨日の大地主も、今日は「殿様」の形質を具へ、同時に昨日の小作人は頓て又一个の自作地主の如き形態



を有するに至つた。斯る時代的變遷は或る二三の特定地に就き其庄園の内部的發達の過程を觀察することによりて、克く其進化の順路が知り得らるゝのである。

要するに此前期封建制度の時代に於ける社會的特色は政治上に於ては地方分權的にして、領主が一定地域を其人民と共に支配し、政治及び軍事上の役職は世襲であるけれども、自由拔擢の風漸く盛となり、一般社會の公經濟並に私經濟は尙ほ専ら土地生産によりて維持せられ、村落は其同生活の單位であり、隨つて其頃の社會經濟は不流通的且つ限定的であり、又百姓の土地に對する所有權關係は最初は賃借的であつたものが、次第に物權的となり、遂に全き所有者とならんとすると云ふ有様にて、時代の進化に連れ、上級權者たる大地主が益々上方に發展し其公權と結合するに至つて、農民の耕作權も累次上進して物權的性質を濃厚に帶ぶるに至つたのである。

### 第三 後期封建時代

以上述べたる中世封建時代の社會組織の存在を前提とし、其後に續きたる近世徳川時代の社會形態が如何なるものであつたかを觀んとするに際し、先づ第一に着眼しなければならぬことは、此時代の封建社會が果して純眞の封建制度であつたか否かと云ふことである。學者或は説をなし

て、徳川時代の社會制度は江戸に徳川幕府なる中央集權が嚴存して列藩を率ひ、列藩は僅に其の地域内に制限せられたる政權を行使して居たのであるから、之を封建制度として見るのは失當である。左ればとて、當時の社會は尙ほ封建制度の領域から脱することが出来なかつたから、其實質は專制的警察國家の時代に移つて居ると稱へて居るが(福田博士、日本經濟史論)、此は徳川幕府が全國二百七十餘の封建藩國の上に立つて盟主となり、自ら中央集權的實力を把握し、之を維持する爲に、或は參觀交代制度、諸國巡檢制度及び密偵制度を以て諸藩を駕御したるよりして、斯く名付けたるによるものである。然も斯る政治上及び社會現象の存在したることよりして、當時の社會を封建制度と觀ることの出來ぬ理由何處に在りや、斯る中央集權的事實の存在する反面には尙ほ多分に地方分權的、不流通的なる土地經濟組織の存在したることは、頓て又封建社會の依存を語るものではなかつたか。

徳川時代に至り、地方の村落は其内部生活に於て漸く充實し、人口の増加に連れて村内の荒廢地は開墾せられ、村と村との間を聯ぬる道路も開け、村落自體は自發的に又は壓制的に早く既に一個の法人的生活をなし、且つ幕府又は藩廳よりは納稅單位としての取扱を受け、司法上及び行政上に於ける村の責任の重かつた代り、村落内に於ける住民の團結心は却つて益々鞏固となり行



くを見た。

此時代に至り、各地に城下町及び津港等の市街大に發達し、殊に江戸、大阪及び京都に於ける町人等は次第に其富を蓄積しつゝあつた、而して此等豪商より銀錢の融通を受くることにより、中央は徳川幕府、地方は各藩の財政漸く瀾縫せらるゝの有様となり、往時の物々交換は此頃に至り其影を潜めて貨幣經濟の時代に入り、隨つて農民所産たる農産物以外の諸品を取り引きする商業によりても社會經濟の支持せらるゝを見るに至つたが、然も亦一方に於ては幕府を始め、各藩の財政は尙ほ從來の如く百姓階級より納入せらるゝ米を以て維持せられ、米は尙ほ當時に於ける貴重なる經濟生活の原動力をなすものであつた。語を換へて云へば、徳川時代に至り、貨幣經濟の傾向が著しく加はつては來たけれども、尙ほ多分に土地生産經濟によりて支持せられざるを得ざる有様であつた。

此頃に於ける農民と土地との所有關係を見るに、既に室町時代の半頃より上級土地所有權者の或者は愈々上騰して政權に結び着くと同時に私權者たる地位を失ひ、或者は中途に敗亡して一家の存在を斷ち、又一部のものはその儘鄉村に居残りて其門地を維持し來つたが、此等在郷の舊土豪は豊臣氏の時代に至り、武器を上邊に納めて農兵たるの實質を失ふて經濟的地主と化し、更に後ち

徳川氏の時代に至り、幕府が舊名族懷柔政策上より彼等を取り立て、村役人に任ずる方針を取つたから、其頃に至りて在來の地方名家は在郷の地主を兼ねたる村落吏員の特質を具ふるに至つた。而して斯る地方名族の下に驅使せられたる一般農民は其既に認められたる舊來の作手職又は作人職なる物權的耕作權者より漸く自主獨立の農民に進み、徳川氏は此の舊來の百姓の保有せる小作權を所有權として保護し、其が永代賣買其他の處分を禁止し、以て全日本の農地を小地主保有形態の下に置くに至つたのである。故に徳川時代に於ける土地所有者は大體にして舊土豪の後身たる名族地主と、新田開發の地主と、舊作手職の社會的進化を経て自作百姓に進みたる小地主、並に貨幣經濟による市町の豪商が土地を兼併して成れる地主から成り立つて居たと云はれ得る。

茲に附言せねばならぬことは、徳川時代に於ける村役人を或は庄屋と云ひ、又は名主と云つたことである、庄屋は庄園時代即初期封建時代に於ける庄司又は庄長の名残りを留むるものであり、名主は其頃に於ける名主職、即ち當時の開發領主の村落統治權と、土地所有權との結合し居たものが、何時の間にか分離して租稅取立の爲の地方代官となり、遂に徳川時代に至り地方役人としてのみ存続せられたものである。平安朝の末期より徳川時代の初期に至るまでには約四百年の歲月を經過して居り、此長き期間に於て地方農村社會が徐々に移り變り、然も尙ほ當初の地方慣習



が部分的ながらも殘存して郷村社會に其面影を留めて居たと云ふことは、農村社會が急激に變化せず、漸次的進化を續けて居たことを語るものである。

徳川時代に至つても尙ほ血族を貴ぶの觀念は相應に強く、此の觀念は嘗に徳川一門及び各藩々主の間ばかりでなく、地方郷村の百姓の間に在りても自己の家系が遠く貴人の種に屬するかのやうに記し、且此の貴種の家系を有すと稱する家柄と自家とが親類同族たることを以て誇りとするの風があつた。斯る氣風が盛であつた爲め、名もなき田舎の庄屋が功者人に依頼して自家の系圖を偽作し、其家が曾て源、平、藤、橘の四姓中より出て居るなど、稱して、獨り高座し、家寶として之を珍藏するものさへあつた程である。

斯の如く徳川時代に至れば、全國に於ける社會状態は中世の頃と大に其趣を異にし其政治的態容は尙ほ封建制度であつたけれども、然も大に近代的特点を帯び、又貨幣の使用大に流行して市府の町人の勢力増大したけれども、尙ほ幕府及び各藩を通じて「米遣ひ」の土地經濟時代を脱する能はず、米なくしては立ち行き難く、社會の上下を擧げて農村經濟力の支配を受けざるを得なかつた。

人民の土地所有權は既に足利時代の中期以來漸く確保せられ、其權利内容は今日の所謂所有權

と略ぼ類似の點が無いではなかつたけれども、併も尙ほ其の時代的背景が封建制度であつたから、幕府及び各藩の行政權の過度なる行使は、動もすれば人民の土地所有權を無視するが如き場合が無いではなかつた。又此時代に至り、其門地の高下如何に拘らず學問武藝に於て實力を有する浪人が上司に認められて重用せらるゝことにはなつたが、然も尙ほ如何に器量はあるも、一介の農夫にして一躍君侯の側に勤仕するを得るの世ではなかつた。

之を要するに徳川時代の社會的特質たるや、世は未だ封建制度の時代であつたけれども、最早純なる封建にあらず、其は多分に中央集權的にして、又地方分權の性質を残し、又人民の土地私有權は認められながらも其は完全なる所有權にあらず、人民の經濟生活は既に貨幣經濟に其隻脚を入れながら、尙ほ大に土地經濟に膠着し、人格主義の任用觀念は漸く萌芽し始めたけれども、實際は尙ほ門閥觀念より脱し得ざるものがあつた。斯くて當時の社會は封建の薄皮を被りながら、次第に之を解脱して次に來らんとする新時代の第一階段へと急ぎつゝあつたのである。故に徳川時代の社會的實相は既に其原則的封建制度の域より遙に前に歩み出しては居たけれども、尙ほ封建制度たることに相違なかつたものと見ねばならぬ。

再言すれば中世の政治改革たる大化の新政は我國史中、最光輝に富める部面であつたが、然も



此大改革も王朝政府が其頃の人民の主我的行動の發展を抑制するに足る丈の實力を有せず、爲めに新制施行後百年ならずして、諸豪族の土地併有と權勢の増培が行はれ、庄園は隨處に起りて國中又國を建つるの勢となり、彼等の營利的行動は常に村落人民に對する部分的支配又は全部の支配へと動いて行つたが、其或者は途中に於て發展を阻止せられて躓き、或者は一旦其志を遂げても、其達せられたる物上又は政治上の満足が却つて自家を亡ぼし身を失ふの因となるを見た。降つて徳川時代に至れば、日本全社會は偉大なる中央集權統一下の封建制度となりながら、其社會内には既に別個異様にして非封建的なる經濟分子を包藏するに至り、以て近く必ず何等かの社會的變動と展開を其中より起さずしては止まざる勢を示すに至つた。

#### 第四 封建制度崩解の徴候

徳川時代に至れば封建經濟の正反對現象たる貨幣の流通大に盛となり、武士階級に於ても貨幣の獲得を必要とするに至りたるに拘らず、彼等は之が爲め、其平常賤業として視たる生産事業に手を染むるものなかつたから、已むを得ず町人よりの貸上げ、又は百姓より納入する年貢米を貨幣に代へて自家の財政經濟の切り盛りをせねばならなかつた。然も幕府及び各藩の領土經濟

に於ては切米給か又は一定の郡郷を配分せられ、其封土内の農産物を以て収入の眼目として居るのであるから、武士階級の財源は尙ほ主として土地でなければならなかつた。故に武士は彼等町人に對して銀錢の融通を申附けることはあつたけれども、財政收入の主力は依然として尙ほ封内農民よりの貢米に在つたのである。然も土地生産力には限りがあるから、當時の幼稚なる農民の農藝を以てしては、無限に膨脹しつゝあつた封建經濟を支持することが出来なくなり、然も生産階級たる百姓を搾らずしては武士の經濟を維持することが出来なかつたから、彼等は當時の常套手段として種々なる口實の下に百姓を誅求した。而して百姓の負擔力が上司よりの誅求に堪へ得なくなり、遂に義氣に熱する或者は身命を賭して強訴又は一揆を企つるに至つたのである。徳川時代に於ける百姓一揆は既に倒壞の機運に向つて急ぎつゝあつた封建制度を破壊する原動力では無論無かつたけれども、封建制度の終末に近きつゝあつた内部的事情を偶々此一揆なる外面行動により裸出したものであつたと言はれ得る。

徳川時代に於ける百姓一揆中、却つて其の領主を擁護せんが爲に起りたる夫の天保度に於ける羽前の酒井領内の百姓一揆の如きは全く政治的原因によりて起りたるものであつて、徳川幕府が地方領主に對して國替を命ぜんとするに反對し、其領民が領主を留任せしめんとしたものである



から、中央集権主義に對する地方分権主義思想と行動の現はれたものであり、又此の特殊なる百姓一揆の行動が成功し、藩主が遂に居据りとなりたることは、一方に於て幕府の中央集権的統制力の微弱となりたることを語るものであつた。

又此時代の農民が、積極的行爲を以て一揆を起し、又は強訴歎願をしたりする外に、消極的行動を爲して或は其居村を退轉したり、又は出稼ぎしたり、又は所謂子間引を行ふて、産兒の調節を行ふたことは、其積極的行動と相待つて農村社會史上見逃してはならぬ、農民の消極的反抗行爲であつたのである。

徳川時代に至れば、土地の經濟上の實權は鄉村の地主と、實際耕作民の手中に移り、武士は全く不生産的遊民と化して了つた。而して徳川氏が當初より其主力を注ぎたる中央集権政策は大に其効を奏し、之により宗家三百年間の繁榮を期し得たのであるが、徳川氏に屈從したる各藩は其地位概ね安泰にして、最早戰鬥することを要しなくなつた故に、本來戰鬥員であるべき武士階級も徳川時代に至れば、漸く其が闘士たるの實質を失ふて腰拔武士となり、闘士階級たるの實質は却つて巷間勇み肌の俠客によりて發揮せらるゝの有様となつたから、庶民たる百姓が往年の如く武士を怖れざるの風も亦此頃より漸く起り來るを見た。

封建時代ながら、其社會經濟は土地生産力のみによりて維持せられ得なくなり、諸藩に於ては収入の缺陷を補足する爲め往々にして金穀を納入する庶民に武士の特權を賣り附け、之を或は郷士と稱し、又は藩の下級役人として取り立つることになつたのであるが、之が爲め、一方には成り上り武士の放縱尊大と、二には財物により武士の身分を買得ることの出來る様になつた斯る社會綱紀の紊亂を見て、一般人民の武門階級に對する輕侮と怨嗟の聲の放たるゝもの漸く多きに至つたのである。

郷士は元來半は武士にして、半は農民たる特質を有するを其が成立上の原則として居るのに、今や徳川時代の郷士中に貨幣蓄積によりて富を成したる商人武士が出來、此農民ならざる「郷士」が其威を揮ふに至つたと云ふことは、是れ亦一方に於て土地經濟に對する貨幣經濟が社會の一角に特立し、農業生産以外、商業營利を以て、社會に地歩を占め、之によつて武門を牽制するの勢力が封建制度の下から現はれ來つた事情の一端を語るものである。

斯くて、徳川時代の封建社會は日に月に新なる次の時代へと急ぎ行きつゝあつたのであるが、然も當時の農民は居常村落に住居し、土地生産業に従事しながら、武門階級の誅求と抑壓に堪へ得るだけは堪へて、忍従生活を續けて居たのである。注意すべきは、既に盛んとなれる貨幣の流



通と相待ち、町人の富力は増進するに至つたけれども、郷村に於ては尙ほ特殊の場合を除く外は、貨幣の蓄積によりて巨富を成すものは割合に尠く、唯土地の開墾により又は貸金の典に土地を受取りて併合するの勢あるに過ぎなかつた。即ち幕府や列藩の勸農政策に應じて土地開墾の企業は諸地方に起されたのであるが、此開墾の願人又は企業者は事業完成の後其新開地に於て地主たるの地位を得、其下には實地に鋤を下して勞營する小作人の簇生するを見た。

此時代に至れば一般の文化大に進みて幕府や各藩の財政入用大に増加し、其の収入の不足を補ふ爲には、之を農民に求むるより外に道なく、領下の百姓は爲めに苛斂のさいなみを嘗めなければならなかつた。斯る場合に臨みて村の小百姓は僅に所持したる其土地を村の長百姓等に納め上げながら、其土地は依然として之を耕作させて貰ひ、地主に對して小作料を納むる代り其地に係る公課は地主より納めしむるに至つたものが多い。斯くて當時の小百姓が自ら進んで小作人となつたのは、一に其の一身一家を擧げて村の裕福家に縋りつき、其保護を受けんとするより起つたものである、夫の東北地方に於ける名子<sup>ナゴ</sup>制度は多く同地方に屢々襲來したる飢饉凶年に際し、村の小百姓が其土地を地主に入れあげて小作人となり、爾後其地主に對して隸農的奉仕をすることから起つたものであると云ふ。斯くて徳川幕府は土地永代賣買禁止令を發布してはあつたけれども、

新田開發による地主の發生や、上記の方法により若干の土地兼併が行はれて近代的地主の發生したることも亦時代の推移と共に其勢を作りつゝあつたのである。

武士は支配階級であり、一般庶民は被支配階級であるが、此庶民たる農民中には經濟的階級たる地主と小作人があつた、而して武士階級の眼より觀れば、農民としての重要性は寧ろ實際耕作者にあつたのであるから、土地所有關係に基く地主階級の如きは寧ろ彼等の經濟眼に映せず、唯實際に勞耕する自作者及小作者こそ彼等の爲に大切であつたから、彼等を保護することに其力を盡した。是れ武士階級を給養するものは實際に農業に従事する農民でなければならぬから、彼等を保護することが延ひて又武士階級の經濟的存在を可能ならしむる途であつたのである。

農民階級は武士に奉仕的生活を強ひられたる低劣階級でありながら、農民自體の間に在りては若干貴族的なる階級觀念や制度が行はれて居つた。即ち農村の勢力家が其下人、作男、又は召使等をして自己の前に屈從せしむる氣風と習俗があり、又庶民社會全體としては幕府法により定められたるエタ非人の外、種々の名稱と生活様式とを有する雜多なる賤民の群があり、此賤民は普通庶民より全く差別的なる待遇を受け、一般庶民との社會的懸隔は武士階級と百姓階級の隔りよりも更に甚しいものであつた。



斯くて徳川時代に於ける農村住民は既に爛熟老朽せる封建制度の下に置かれつゝ、封建社會崩解の時期を待ちつゝあつたのである。封建の主體をなす武士が既に永年の太平に馴れて其が持前の武士的氣質を失ひ、且つ當時既に社會經濟上の大事實たる貨幣流通の脅威を受けて、日に月に經濟的死滅に頻しつゝあつたにも拘らず、農民階級のみは、數百年來の隱忍持久力と質素の生活を維持しつゝ、村落に住居し、流通經濟の圏外に取り殘され、土地による經濟生活を續けつゝあつたから、彼等を頭上より壓する武士階級さへ無くなれば、其生活上に一新活路を開き得べき新曙光が社會の一角に萌し始めて居た。換言すれば被給養者たる武士が時代の誘導によりて倒壞するに至らんとするや、給養者階級たる庶民の中かは既に其間より自己の經濟的驥足を伸ばして次の時代に活躍すべき準備要素が用意せられてあつたのである。

斯くの如く中古以來社會の上下を聯ねたる封建制度の實力漸く弛み、且つ町人の社會的勢力彌々伸びて土地經濟の範疇を侵すに至りてより、武門階級の實際支配力は日に月に弱り行き、然も武家政治の下に在りて文字と知識を與へられざることを本則とする農民は尙ほ昔ながらの蒙昧、無力の人民であつて、唯偶々租税の苛重又は惡政に基く慘苦が身に逼り來る時の外は、起つて封建君主に抗命せんとするの氣力を有せず、其の爛熟に瀕したる武門制度を根本より覆滅する爲めに

は、却つて其の革命的策動の訓練を経たる當時の下層武士の力に待たなければならなかつた。實に農民は年少氣鋭なる此等小身武士の行ふ革命運動の後尾に隨ひ、物質的に彼等闘士を助くるには適當であり得たが、彼等自ら躍り出で、武門社會を屠る丈けの闘争的實力を有するものではなかつた。

封建社會に於ける武士を第一階級とすれば、庶民は第二階級である、而して武門階級の倒れたる後に立つべき社會階級が必然的に當時の被支配者たる庶民であり得る丈けの闘争力を實際に具へて居たのならば、庶民自身の戦ふ其白兵の闘争によりて武門一統が倒れねばならぬのであるのに、當時唯僅に年少なる諸藩の下層武士の躍動によりて最後の止めを刺されたと云ふことは、其間既に封建制度自體に於て倒れざるべからざる經濟的原因を必然的に包藏して居つたものと見ねばならぬ（當時の國際諸關係も勿論崩解の誘因ではあつたが）、即ち一は封建制度の據て以て生存し來りたる土地經濟が最後の行き詰りを示したると、二には支配階級たる上級の武士が其智力に於て、體力に於て、老廢し頹朽して、最早其時代の實用に適しなくなつたものであることを認識せねばならぬのである。



## 括言

以上數項に亘り、概略ながらも、封建制度の萌生より前期封建時代並に後期封建時代の諸區分に從ひて、中世及び近世の史實たる土地經濟を基調とする封建社會の變遷並に此封建制度を培ひ來りたる農民社會の推移狀態を叙し來つたのであるが、今此の社會流漸の跡を一括して眺むる時、吾人が如實に認識し得る近世農村社會の形質及び其の據て來る原因たるや要するに、

一、各時代の社會の下層を歩き來つた階級が常に身神健全にして社會的生存を認められ、以て次の社會の中堅勢力となる傾向が見えて居る、即ち前時代の下層階級が、次の時代に至り上部階級の組織者とならんか、其下には既により強大なる存續性を有する實力階級が新に發生して居るのであるから、舊來の上層階級者は其時既に神身自ら衰弱して社會的存在の可能性の薄らき居るを見た。氏族制度の次に時代的分化を経て武門の階級が現はれ、此武門階級が數百年にして遂に衰亡に歸したるは正に此の社會階級隆替の理論を如實に體現して居る。

二、封建制度は其始め土豪や地方官が中央集權を干犯することにより起つたものであつて、地方分權たることが其の原則的政治形態であるのに、其後源氏、北條、足利、織田、豊臣、徳

川と順次に中央集權的實力を以て初期には庄園を支配し、後には諸侯列藩を駕御し來つたが、徳川氏の時代に至りて過度なる中央集權的政策の施さるゝを見、然も其の幕末封建社會崩壞の包子は却て其腹臍より生れ出で、封建制度存立爲に困難なるに至つた。

三、封建制度は土地經濟を基礎として起つたものであるのに、其半頃より貨幣の流通行はれ始め、徳川時代に至り頓に其勢を増した爲め、封建經濟の紊亂を招き、以て土地經濟組織による武門社會の存立を危殆に瀕せしめた。

四、武士階級の誅求に對しては百姓階級は時に或は身を賣り、家財を擧げて武門に對する經濟的奉仕を甘受したけれども、中には自ら起つて強訴暴動を企つるものさへあつた。此の強訴や暴動は後年の封建社會分裂の原因を成すものでは勿論無かつたけれども、封建制度が次第に其斷末魔に近づきつゝあつた路程を有體に語るものであつた。

五、徳川時代の社會は一言にして之を評すれば、後期封建制度に上代の氏族制度と、中世の庄園制度とが總和されたる如きものであり、而して前時代の社會形態が既に總和されたるものである以上、其既往社會の諸形態は何れも其れ丈け稀薄となりて残り、之に次代社會の特質たる中央集權並に資本主義的社會經濟が漸く其勢を現はしつゝあつたのである。



六、其發生の源泉を平安朝末期に有する封建制度は兎に角數七百年の永きに亘つて存在し、徳川時代の末に至り老熟して、今や一指の力を加へてさへも、將に倒壊せんとするの有様に立ち至つたのは、時代の進運上已むを得ざる社會經濟上の成り行きで、老ひては死すべく、最早如何にしても支へ難き時代の推移であつた。

七、徳川末期の社會分裂は、全く武士庶民間の決裂に限られ、庶民其れ自體の間に於ける地主と小作人又は良民と賤民乃至は主人と下人間の階級的關係は實際上尙ほ其影響を蒙るに至らず、庶民間の階級分裂は其後尙ほ幾十年の歲月を積みて、其中の諸組織が一層發達し、化膿して、遂に潰裂すべき次の時期の來るを待たなければならなかつた。

斯る社會經濟的事情の下に封建制度は、内に崩壞の諸因子を包みつゝ年時を重ね、尙ほ前來の惰力に引きづられながら慶應年度迄續き來つたのであるが、其の封建制度倒壞したる後に樹てられたる次代の郡縣制度中の現在日本の中央集權や、資本主義制度やは舊社會の封建的中央集權や又幼稚なりし舊資本主義制度を延長したものであるとも云はれ得る。然も斯く封建時代に於て既に反封建的なる中央集權や、資本主義やが、不完全ながらも、既に立派に存在して居つたと云ふことは、末期封建時代に於ける社會進歩其物が既に封建制度の存續を不可能ならしめつゝあつた

ことを語るものであつて、封建組織の爛熟は頓て又其社會が次の時代に移らんとする準備期に立ち至つたことを示すものであつたのである。

### 參考書

此種の概括的史論の參考書としては一方には史眼の秀てたる經濟史總論を讀むと共に、他方には其史論を確むるに足る特殊研究論文を讀むことが必要であるが、經濟史總論としては先づ福田徳三博士の日本經濟史論を推すべく、同書は日本經濟史が今日の如く發達せざる時代に、博士留學中、獨逸に於て書かれたるもので、其間若干獨斷に過ぎたる點や海外で書かれたるもの丈けあつて、史料の檢索不充分なるの嫌はあるけれども、其間一種及ぶべからざる卓越せる獨創の見解を以て史論を進められ、今日に至つても尙今學界に其の光りを失はない。中田薫博士の「王朝時代に於ける莊園の研究」は「國家學會雜誌」に連載せられたることある有名なる論文であつて、日本中世の經濟事實たる莊園の興隆及び其の内部組織に就て法制的に可なり綿密に論究せられてある。其れから三浦周行博士の「國史上の社會問題」や吉田東伍博士の「莊園制度の大要」は通俗的ではあるが、日本社會變化の跡を知る爲め、初學者が一讀して不可なき書である。

特殊研究論文集としては故内田銀藏博士の「日本經濟史の研究」本庄榮次郎博士の「經濟史研究」殊に其の中の參觀交替制度の研究は最興味深く、及び「經濟史考」に收められたる諸論文何れも有益、又吉田東伍博士の「日本歴史地理の研究」は此種概括的史論の參考書として必ず一讀すべき書である。



## 第二篇 農と兵との分離

### 緒言

問題の検討に入るに先立ち本篇全體の概観並に問題の取扱ひ方に關する見解に就て一言する。其一は歴史上に於ける農兵の意義である、單に農兵と云つても、實際に農耕に従ひつゝ、戰鬪の修練に従ひたるものあり、又平時農村には住居すれども、實際は地主として生活し、有事の日に、其部下を引具して出陣したる非農民的農兵もあつた。後者の場合は單に農村に住めるが故に農兵と云はるゝまでであつて、其生活様式は後年の城下士の其れに髣髴たるものがあつた、本篇に於ける農兵の意義の表現も右の見解に即してすることにする。其二は農兵制度の社會史的意義である、農兵制度は上世以來幾多の社會的變轉に連れて起伏し來つたものであるから、一般社會史を背景として見ることによつて始めて其全貌を明かにし得るのである、別言すれば、農兵制度の發達は一面の社會史であると共に、社會史上に占むる本問題の領域は可なりに廣く且つ深いものがあるから、其敘述に於ても自ら社會史的描寫法を用ふることが多いであらう。其三は國史上に於ける農兵出現の時期が二つあることである、即ち上世王朝制下の農兵制と、中世庄园隆起後に於



ける農兵制度とが其れである。仍て前者を初期兵農制度とし、後者を次期兵農制度として敘述することにする。其四は庄園と共に起つた農兵制度——次期農兵制度——は後に兩々相分離することになつたが、其分離の形式たるや最初は先づ身分的分離として行はれ、迺か後年に至つて地域的分離が行はれた、此事實に就ては我學界の先輩により既に若干の注意が促されてはゐるけれども（例へば故法學博士、瀧本誠一、「日本經濟史」、二九〇—二九一頁）、本篇に於ては一層科學的に之を取扱つて見たいと思ふ。其五は封建末期たる徳川時代に至つて、其時代相應の社會組織を背景として一種の農兵制度——郷土制度——が出現した事實があつたから、此時代の特異現象にも序でに觸れて見たいと思ふ。

斯くて本篇に於ては先づ上世に於ける農と兵との抱合状態と其崩壞現象、中世に於ける農兵の身分的分離と其地域的分離及び徳川時代に於ける郷土制度の諸様相に論及することを以て全體の内容とするであらう。

## 第一 王朝時代に於ける農兵一致の必然性

凡そ人類は其私的生活に於て利己心を、團體生活に於て集團的獨占意識を有するものであるか

ら、人間社會の存する限り、個人と個人、又は團體と團體との間に絶えず鬭争の行はるゝは自然である。鬭争の行はるゝ處、其處には必ず兵の必要を生じ來る。

上世末葉の田莊時代に於て廣大なる田園を掩有し、其田莊の上に私的權利を行使したる數多き豪族の一人に物部氏なる者があつた、物部氏は實は神武東征の折、其の一族長髓彦を誅戮して皇軍に歸順したる饒速日命の後であると言はれて居るが、今、此物部氏に率ゐられたる當時の兵士等が果して如何なる生活を營みたるやは明かでないけれども、其頃の一般社會經濟事情より察すれば、其頃物部氏に率ゐられてゐた戰鬪員は平時農業に従ひながら、事あるに際して戰鬪を交へたものであつたらうと思はれる、故に當時の兵制は所謂農兵一致の萌芽形態を備へてゐたものとしてよいであらう。

大化改新後に至れば、文武諸制度の確立と共に兵制も亦大に整備し、大化元年には諸國閑曠の地に兵庫を作り、蝦夷に接近せる邊國にては特に其地方より兵を募りて防備に當らしめたのとことが日本書紀に見えて居る。

其後天武天皇十三年に至れば、兵員を分ちて騎兵（ムモノリビト）と、歩卒（カチビト）とし、武官の人々は平時成るべく馬を養ひて之に乗るが宜しく、馬無き人は已むを得ざるにより、歩卒



とすべしとのことを詔られてゐる處から察すると、此頃は既に騎兵の必要が感ぜられ、騎兵が軍事上の一大要素を成すに至つたことが窺はれる。

其後持統天皇三年には浮浪人を捉へて土着せしめ、且つ兵士は國毎に分置して武事を習はしめたのであるが、浮浪の徒が早くも既に諸國を流浪するに至つたと云ふことは、大化改新による社會經濟改造が豫期の通り順調に進行せず、其間生活窮乏に陥りたる人民が本貫を離れて國々を漂流するに至りたるを語るものであつて、此事實の半面には班田制度の不合理と、農村不安の事實とが有體に語られて居る、故に朝廷に於ても紊亂せる社會秩序を維持せん爲め、特に兵制を強化する必要に迫られたのは、時勢の要求上、當然であつたのである。

斯くて大化年度より漸次其體制を整へつゝあつた王朝配下の兵制は持統朝に至つて略々其完成を告げたのであるが、完成せられたる兵制を其勤務地により區別すれば帝都の衛兵、邊防地駐屯兵、國々常備軍の三種に分たれる、帝都衛兵は彼の衛門府の衛士であり、邊防地駐屯軍は防人であり、國々の常備兵は所謂軍團兵と稱へらるゝものであつた。而して以上三種の兵士中、帝都衛兵は姑く問はず、軍團兵と防人とは概して農兵的組織の下に置かれてあつた、即ち無事の日には家に在りて農業に従ひつゝ武を練り、事あれば立ちて戰場に出陣したのである。

大化改新によつて樹てられた文武諸制度は幾多の缺陷を藏してゐたにも拘らず、中央の王朝政權は兎にも角にも之によつて維持せられた、即ち、上記各種の守備軍の防衛力に依るものが多大であつたのである、別言すれば上記の如き軍事組織により社會秩序が保たれてゐたから、壯丁が政府發する處の徵募令に進んで服従したのである、大化改新後の數十年間は其れ故に、諸他の文武諸制度と共に農兵組織の最もよく整備したる時代であつたと云つてよい。

## 第二 社會變質と初期農兵制の解體

大化改新後百年を出でずして王朝政權は次第に新興の地方的權力に蠶食せられ始めた、其原因の一は中央政府の威令が地方官の國司等に徹底せざることと、斯かる中央集權力の微弱化に乘じ、國司其他の地方官が頻りに奸曲を企てて自己の政治的勢力を扶植せんとし、其或者は任期滿つるも任地を離れずして却つて官の租稻を押收し、土地の豪家と結托して細民を收斂し、又門地高き王臣家並に貴族等は其隙に乘じ、未墾地を占兼して庄園を拓きつゝあつた、斯かる地方官の専恣と、庄園隆起の狀勢下に於て、郷村の農民等は擧つて苛政を歎き、其苦難に堪へかねて治外法權の庄園に遁入し、其處に安住の地を求めんとするのであつた。



一般社會の狀勢が斯の如き變質へ向つた以上は、農民階級を根據とする農兵制度が自ら崩壞の一路を急ぐべきは當然である、即ち肝腎の農民等居村を棄て、相ついで逃亡するが故に、戶籍の整調を期するに途なく、又國司の權威地に墮ちたる結果、壯丁徵募の令を發するも民に聽かれず、否な一度び徵集せられたる壯丁も手を携へて脱走するものを生じ、甚しきは國司・郡司に對して不平を傲語し、暴力を以て其官衙・私宅を襲撃するものさへも生じ、曾て中央政府の爪牙を以て任じたる兵士等今は却つて上司に楯突き、刃向はんとする暴民と化すを見た、兵を農村に徵する王朝時代の兵制は茲に至つて根本的に動搖せんとするのであつた。

凡そ政治機構を維持し、社會平和を保つ爲の必須條件としては兵馬を整備するに在る。延喜年間に起されたる彼の健兒制度は當時日に月に衰微しつゝ、あつた王朝政府の地方的機關たる郡司等が四面楚歌裡に置かれたる自己の身邊を保護せん爲に在來の同制度を強化したものである、蓋し健兒制其ものは其れ以前より存在してゐたけれども、之を全國的制度として採用したのは延喜年間に於てであつた、而して健兒制は之より先き彼の諸國一般に敷かれた軍團制の農兵と相並んで存在したのである、併し軍團兵が名實共に具はつた農兵であつたのに反し、健兒は其れ程には農兵的性質を帶んで居なかつた、前者は其氣力に於て、體力に於て、克く戰鬥員たる實質を發揮し

得たけれども、後者は其所出の關係上、徒らに門閥を誇り、虚勢を張るのみで、當時隨處に蜂起する浮浪の徒の暴行や、群盜の横行を拱手し傍觀するものに過ぎなかつたから、新興權門勢家の蓄ふる私兵の剛勇なるに比ぶれば物の數にもあらず、遂に王朝政府最後の支柱としての役目を果し得ずして終りを告げた。

斯くて最初王朝政權下に起された處の農兵制度は王朝政權が萎微し、庄園の隆起するに際して其存在の實を失ひ始め、後ち偶々一種の延命手段として執られた健兒制度も、新興庄園の私兵と拮抗するには其力餘りに脆弱であつた爲めに間もなく廢滅に歸し、以て初期農兵制度たる軍團と健兒とは全く其影を潜むるに至つた。

### 第三 庄園制度と武士の出現

既に述べたやうに、國司管下の農民が租政の苦惱より免れん爲に本貫を脱して流浪の民となり、其政治的並に經濟的保護のより良く行き届きたる庄園に流入し、庄園領主より庄士の宛行を請けて其作人となるに至つて、彼等農民の社會的地位は前代の班田制度下に於ける其れとは似てもつかぬ低劣のものとなり、職業の自由は固よりのこと、居住移轉の自由さへも奪はれた一群の農民と



化した、此細民化したる庄民は庄園經濟の基本的生産機構を形作るのであつた。

庄園制度の體制が漸く整ひ、其の外形の關する限り本所——領主——庄官——庄民と云ふやうに、上下一貫の支配的體系が完成することになると、各地の庄園は一方に其政治的並に經濟的地歩を維持せん爲めと、更に進んで隣庄を侵略し其領有地域を擴大せん爲め、各「自ら」つはもの」を蓄ふる必要を見たのである。而して一面私兵であり、他面向來の支配階級たらんとして鬱勃たる希望を抱いた此等兵士の源流に就ては三種の見解が下されてゐる、其一は舊來の地方勢力たる國司や郡司の子孫が武藝を練習して兵士となつたものであるとの説、其二には寺領庄園内に於ける僧兵を擧げて居る、僧侶は元來殺生禁斷の聖地に閑居し、衆生濟度を職とすべきものであつたが、寺院の掩有する庄園が所謂不輸不入の獨立國家的地歩を占むるに至れば、其政治的、經濟地位を確保し且つ發展せしむる手段として彼等自ら武器を携へ甲冑を備へて有事の日を待たざるを得ざるに至つた、僧兵中には元來寺院内に住み來つたもの以外、浮浪農民が寺院に流れ込み剃髮して法服を着け殺伐を事とするに至つた新來の僧兵も交つてゐたことである。其三は浮浪農民より出でたる群盜であるとの説で、彼等は上記舊名門所出の兵士や僧兵とは異り、概して無宿無頼の徒から成つてゐたけれども、中には智略勝れ、或程度の武藝を練磨して軍事的行動を執り得るもの

のがあつた、此智勇兼備の浮浪者が庄園領主より簡拔を受けて武士の職に就き、土地を給與せられて忠勤を抽んずるに至つたものであると言ふのである。

斯くて庄園内の新興武士は舊地方貴族の子孫や、寺院の僧兵や、浮浪農民中の智勇に富める者等を以て組織せられたものゝやうであるが、此等兵士の中で僧兵は姑く之を別とするも、其他の兵士は必ず領主より土地を給與せられ、一方農村武士として活動し、日本武士道の經濟的基礎を築くことになつた。之を時代的に云へば、源賴義が安倍賴時追討の宣下を受けたる天喜年度(皇紀一七一六年)前後は斯る庄園内の私兵制度が漸く整備し、東北地方にては源氏、西國地方にては平氏を旗頭とする大小の庄園何れも軍兵を蓄へ、其精銳如何は懸つて當該庄園の盛否に係るの状態を呈して居つた。彼等兵士は平生領主から宛行はれた田畑を耕す傍ら武事を修練し、事ある日には主君の命を奉じ戰場に馳驅する任務を負ふ處の名實共に具はつた農兵であつた。左れば彼の王朝時代の兵制を初期農兵制と名づけたるに對し、庄園時代の其れに次期農兵制なる文字を冠して、時代的特色を現はすことは歴史叙述の一方便として當然受け入れられるであらう。

#### 第四 兵農の身分的分離



社會組織が其内燃作用を續け行く間に漸次換骨脱胎して其面目を一新するものであるやうに、兵農分離の傾向も一般社會組織の變質に促されて發展し行くを見た、蓋し王朝制度の母體內に其端初的萌芽を現はした庄園は爾來年と共に發達して鎌倉時代の初には殆んど王朝勢力を驅逐し盡して世は庄園を基礎とする武家の全支配的國家たらんとしたのであるが、今、茲に問題とせる兵士が農民階級より身分的分離をなすに至つた原因は決して一元的解説を以てしては盡すことが出來ない、即ち當時の農兵中に前代の地方貴族たる國司や郡司の子弟の後裔の加はつて居たことは隠れもない事實であるが、然も門閥を背景としたる彼等が果して如何程に農耕に従つたかは疑はしく、又寺院の守備に任じた僧兵の如きも實際上農耕に従つたものは一部に止まつたであらう、して見れば、庄園隆起直後に於ける眞の農兵は彼の國領を離れて庄園に逃入した浮浪民所出の兵士が多分を占めてゐたものとしてよいであらう、此一群の農兵こそは其前身が農民であるから、平素は専ら農耕に従ひつゝ、事ある日には其體力と勇氣とにより徴されて戰陣に馳驅することが出來たのである。

斯かる形態を具へた農兵が次第に身分的分離をなすに至つた道程を見るに、庄園内外に於ける戰闘が次第に頻繁となるに連れて、武事を專業とする兵士を自ら必要とするに至つたことと、武

力が社會支配の原動力となつた當時の社會思想よりして、常時戰闘に従事する階級は自ら社會的優者として其權威を認められ、一切の社會經濟機構が武士中心に成形しつゝあつたことを看過してはならぬ。而して一面農民であり、他面武人であつた農兵中、其恩給せられた土地を自ら耕作せず、若干の従士又は下作人をして耕作せしめ、自らは此生産機構の上に立つて武事に専念するに至つて、茲に始めて農と兵との身分的分離が見られ、兵としての彼等は専らの「つはもの」となり、耕作者たる農民は其郎黨と化し、此郎黨は往々主君に従うて出陣し、他の一部は下作人として留まるのであつた、此等の郎黨又は下作人の上に立つ「つはもの」は又半面所謂名田の持主と云はるるものとなつた、別言すれば、兵を專業とするに至つた彼等武士は一面地主であり、又小作人の性質を帶んだ郎黨の統率者であつた。此名田持主の住居する鄉村に對し鎌倉幕府が地頭を置きて從來の支配權者たる本所の勢力を抑へ、此地頭の統率下に全國庄園を入れ、庄園の上に守護を配置するに至つて幕府——守護——地頭——庄官——名田持（名主）の縦斷的組織が成立し、茲に愈々近世的封建組織の端初的形態が出來上つたのである。

名田持主——生産農民層の上位に在る在郷兵士——は其後幾多浮沈の路程を辿つた、彼等の中には往々其地の守護や地頭から侵略を受けて滅亡したものがあつた、又は守護に阿附して重用せら



れ、地頭と合流して一家の安泰を期し得たものもあつた、若し夫れ戦闘に敗れて一家断絶した場合には、彼等に隷屬した下作人は村に止まつて普通農民となつた。又彼等武士が敗戦して山間に逃れ、新田を開拓した場合には其地に於ける住民となり、其際伴ひ行きたる従士は下賤なる農奴生活に陥らざるを得なかつた。是れ彼の後世の名子・被官の先驅をなすものである。

要するに此時代の農兵分離は地主にして兵を兼ねたるものが先づ職業上の分掌を行つて専ら兵事に従ひ、其生活の基礎を家人たる耕作人の上に建つるに至つて武人の經濟的基礎が確立し、随つて百姓の被支配的地位が固定し、以て武士と農民とは共に農村に在住しながら兩者間の身分的懸隔が益々増大し行くのであつた。之を年代的に云へば、鎌倉時代の後半、北條氏全時代には以上の如き社會階級上の變化が日本全土に繼起しつゝあつたものと思はれる。

### 第五 封建制度の完成と兵農の地域的分離

封建制度が其完成を告ぐるに至るまでには、守護及び地頭の庄園侵蝕並に守護と地頭との扞格が頻繁に見られた、殊に足利時代に至つては守護の或者は管下の地頭を完全に麾下に收めて大名となり、又地頭の或者は其屢々なる戦闘により隣地の地頭を攻略し其他を併有して大名にまで昇

進したるものもあつた、是れ取りも直さず封建機構内に於ける内部闘争であつて、斯かる軍事的又は社會的淘汰の行はるゝ間に、庄園制度の殘骸は日に月に影を潜め、其代りに一國一城制の封建制度へと急ぎつゝあつた。

社會組織が或變革を遂げんとするや、新機構突起つて舊制度に代位するものにあらずして、舊社會制度内に懐胎した或萌芽が段々生育して遂に舊社會の殻より逸脱するものであるやうに、今問題とせる兵農分離に對しても同様の歴史觀が適應せられ得る。既に述べたやうに、北條時代の半頃までに農と兵との身分的分離は略々完成せられたけれども、其後約三百年を経たる豊臣時代までも近畿地方の農村には百姓にして武器を携ふるものがあり、此等の土民兵が往々土一揆と稱して武士に抵抗し、又は富民の倉庫を掠奪し、其私邸を襲つて社會の秩序を紊すものが尠からずあつたから、豊臣秀吉は彼の所謂刀狩を行つたのである。理論上より云へば、既に三百年前に農と兵との身分的分離が行はれ、農民にして武器を携ふるものは絶無となり居りたるべきに拘らず、此頃に至つて兵とも農とも附かぬ土民兵が農村に存在したのは、封建制度の生成と發展は極めて徐々として進み、半身新衣を着けつゝ、他半身に舊衣を纏うて時代所定の進路を歩行しつゝあつた姿の一面として見るべきであらう。



戰國時代より近世期に入る期間に發達した築城術と兵法の變化は聽て其時代の兵制に一大變化を來さしめた、新兵器の海外輸入と、集團戰術の發達とは相俟つて大軍を一地に集中し置き、いざ事ある際には長驅して敵の中堅を突く集團戰術が重んぜらるゝに至つた。随つて諸大名の築城術にも著しき變化が起り、曾ては山寨の周圍に農兵村を作つて住居したる武將が今や大軍をやるに便よき平地に出で來り、其處に城廓を築き、其外邊に市街を配置して武士と商人を同一地域に住居せしめんとするに至つたので、農村在住の武士は漸次居村を引き揚げて、新軍事都府下の住者となりつゝあつた。是れ即ち武士が全然農村生活を棄つるに至つたのであつて、封建制度が最後の完成期へ達せんとする準備的徵象を語るものであつた。切言すれば、曾て農と兵との身分的分離をなしたる武士等は今又地域的分離を敢てして、昨日の農村武士今は全き都會武人と化せんとするのである。

牢記せねばならぬことは、斯くて農村在住武士の大多數は漸次農村を引き揚げて新軍事的都市に集中したけれども、尙若干の兵士（土地を有する名田地主）は個人的事情により依然居村に止まりて農村生活を續け、其れが徳川時代に至り所謂舊族郷士として待遇せられ、地方民政上に重用視せられた一群のあつたことである。

農村武人が新軍事的都市に移住するに至つて彼等の武士的氣魄並に野人的體質は年を追うて段段低下し、爲めに戰闘員としての實質を失はざるを得なくなつた、城下士の斯かる精神的並に肉體的脆弱化は聽て來るべき三百年後に於て、其社會的運命たる明治維新の招來を約束せしむるものであつた。

## 第六 徳川時代に於ける郷士の性質

徳川時代に至り武士階級の身分的地位は全く固定化し、士は農を治め、農は士を養ふの大原則が確立せられて、武士と農民との社會的使命は截然區別せらるゝに至つた。併し此間に在りても全國點々の地に僅かながら中世遺存の農兵が依然其居村に止まりつゝ、地元藩主に忠誠を誓うて土豪的生活を續くるものがあり、又同時代の藩主中には中世の農兵制に倣ひ藩内農村に武士を住居せしめて農業を營ましむるものあるを見た、薩摩の外城に於ける郷士制度の如き其典型的なるものである、近世郷士の分類上よりして前者を舊族郷士、後者を特置郷士と稱する。

此他近世に於ける郷士中には、徳川時代の初期に於て藩主の頻々たる國替が行はれたる際、前藩主の置き去りにした失祿武士の生活困難を救済する爲め荒蕪地を與へて開墾せしめ、之に郷士



の待遇を與へた實例は土佐の山内藩に於て見られた。又藩士の二、三男の生活に窮したるを救ふ爲め特に之を農村に移し、宅地と耕地を與へて農業を営ましめ、遇するに郷士の禮を以てしたる例は羽前の米澤藩に於て之を見たが、此種の郷士を一括して救済郷士と稱する。

更に農村の地主又は城下の町人にして藩主に金穀を獻じ、其功績を嘉みせられて、武士たるの身分を認められ、苗字帯刀を許されたるものの如きは之を登用郷士と稱するのである。此種の郷士の起りたる原因の潜む處を案ずるに、武士階級が本來有したる實力を以てしては最早社會の全機構を支配することが出來ず、彼等は其封建自體内に胚胎したる資本主義組織の中樞たる農村地主並に城下町人の前に低頭しつゝ、彼等が名譽と權威の表章として誇る武士の身分を庶民たる彼等に鬻ぎたるものとも云ふべく、此一事を以てしても、既に其完成期——爛熟期——に達したる徳川時代の封建制度が、時代推進力の抑壓下に、内部的崩解を始めつゝあつたことが判るのである。明治維新となるや、徳川時代の農村社會に最高の地位を誇つたる郷士等の大部分は其半面の特權たる武士の身分をかなぐり棄てて平民籍に降つたが、然も彼等が前代より持越し來つた土地資本の經濟的價値は、維新後の資本主義社會に於て全幅の利用を認められ、彼等が明治農村社會に於ける經濟的地位は益々増進し行くのであつた。

#### 附言

私は先年來本問題に就いて研究を續け居るものであつて、一方には實地の踏査を試みつゝ、他方文獻的詮索を爲しつゝあるのであるが、詳細は拙稿『兵農制度の時代的發展』(經濟志林八ノ一)、『出雲名族の研究』(農業經濟研究四ノ二)、『近代地主と村落經濟』(經濟志林八ノ二)、並に拙著『郷土制度の研究』を参照せられたい。



### 第三篇 近世百姓一揆史論

#### 緒言

上なる爲政者に仁徳の心懸があり、下なる庶民の間に悦服の情が流れて居れば、國家は常に安泰、社會は萬里同風の喜びを樂むのであるけれども、其の然らざる場合には、世を擧げて騷亂の巷と化するに至るは、古今を通じて渝らない。

庶民が時の富者や上司に對して破壊運動を起したことは、上古以來史上に其例乏しくないが、其の最著しい社會現象となつて一世を驚かすに至つたのは、足利時代の所謂土一揆又は草一揆の勃發したる以後のことである。足利氏の末期に至り、世は所謂群雄割據の時代となつたが、當時庶民が鋒起して政府に借金の棒引を強要し、又は酒屋質屋に闖入し、帳簿を破棄し、富豪の邸宅を打破したる等の社會的不秩序によつて、當時既に足利將軍家の統率力が末路に近きつゝありしことを示したるは争はれない。後ち世は愈々戰國時代となり、幸に織豊二氏の軍功により天下は平靜に歸したが、徳川氏が代つて開幕したる後に至りては、或は各藩の苛斂誅求が原因となり、又は官吏の非行專横に百姓が激怒し、又は其他の社會に於ける富の分配に不平を起して所在に一揆暴動



を企つるに至つたのである。斯くて歴史は繰り返すと云ふ理法の下に起つた同じ百姓一揆でも、足利時代の一揆と徳川時代の一揆とは、其間に若干の相違がある。足利時代の土一揆は社會的色彩を頗る濃厚に具へて居つたけれども、徳川時代の百姓一揆は政治的原因に加ふるに若干社會的意味の加はりたるものであつたのである。私が本篇に述べんとする處は、多分に此の政治的原因に加ふるに、社會的事情に基いて起つた處の徳川時代の百姓一揆を綜合的に觀察せんとするに在る。

社會階級を士農工商の四大層に積み上げ、其中、武士を以て治者とし、農工商を以て庶民とし、此の庶民は上層の武士を給養すべくきように制定せられたものが即ち徳川氏の打ち立てたる封建制度の社會的特色であつたのである。斯くて武士は法度と劍との威壓によりて庶民から絞れる丈には絞り取り得る權能が認められて居たけれども、其の搾取せられる庶民——百姓——とても、人間たることに於て寸分違ひはなかつたから、上層よりの抑壓に堪え得なくなれば、遂に彼等は勘忍袋の緒を切らして逃亡逐電するか又は身を犠牲に供し妻子の安否をも顧ずして、反抗せざるを得なかつたのである。村に止りて戦ふか、又は密かに村を逃散するかは、極苦に惱まされたる百姓の取るべき道であつた。仍て幕府も列藩も斯る百姓の逃亡を防ぐ爲めには精細なる法度を設けて彼等を土地に結び付け、強制的に耕作せしめんとしたのであるが、此束縛に堪へ切れずして爆裂したも

のが即ち一揆である。然るに治者たる武門階級は庶民の一揆に備ふる爲めには豫め強訴徒黨に關する嚴重なる法制を以て臨んだから、一たび百姓にして強訴を企て、又は暴動を起すものがあれば、悉く嚴刑に觸れて悲惨極る最期を遂ぐるに至つたのである。

今日の一般史家等が近世日本史に筆を執るに際し、百姓一揆に願望を拂ふもの尠きを遺憾とする。斯く言ふ私は、啻に日本農民史の研究に従つて居る一學徒の立場からばかりでなく、我等百姓の祖先が封建制度の壓制に堪え得ずして、彼が如くに義に勇み戦ふたる其の雄々しい義魂に感銘し、隠れたる地下の仁人を思慕する心からである。

## 第一 百姓一揆の原因に關する考察

百姓一揆の起りたる原因として擧ぐべきものには種々あるであらう、即ち或場合には政治上の原因によりて起り、或場合には經濟上の原因によりて勃發せしこともある。又同じ政治上の原因の中でも幕府や藩の財政仕法に原因して起り來ることもあれば、政治の局に當る官吏の私曲横暴に原因して起り來りしこともある。而して財政上の原因としては租税の過重に起因する場合が最も多く、稀には藩の行ふたる獨占事業に對する不平も其原因を成したやうである。次に經濟的原



因によりて起りたる一揆の多くは其地方に於ける食糧が不足して人民糊口の途を失ふた爲め群民の蜂起せる場合と、食糧其物は土地に藏せられてあつても、價格の暴騰せるため之が買入に困却して騒動を起せる場合との兩原因があるやうに思ふ。而して實際上の米不足による一揆は交通不便なる偏僻の地に起り、價格暴騰による一揆は主として町場附近に起る場合が多かつたやうである。

勿論政治的原因に基く百姓一揆でも、其源を質せば、經濟的原因による一揆であり、又外見では經濟的原因に基く一揆も、其が根本の原因を質せば、幕府又は藩廳の行ふたる政治の仕方 of 妥當ならざるによる場合があるであらう。故に其の政治的原因と云ひ、又は經濟的原因たりと云ふも、事實は相倚り相助けて一揆暴動の原因を成して居るのである。唯政治的原因に基く百姓一揆では、時の政府又は役人を標的として襲撃が行はれ、經濟的原因に基く暴動では先づ村や町の富豪又は物持連中を相手として掠奪又は焼打の行はれたことを以て、兩者間の著しい異點とせねばならぬ。

政治的原因(政治一揆)

- 一、財政上の原因 租税の過重に因る一揆
- 二、役人の非行に 藩(幕)吏に對する一揆
- 三、其他の政治的原因による一揆 獨占事業に對する一揆

百姓一揆

經濟的原因(社會一揆)

- 一、食糧不足に對する一揆 對する一揆
- 二、物價騰貴に對する一揆 村役人に對する一揆
- 三、其他の政治的原因による一揆

(其一) 政治的原因による一揆

(1) 租税の過重に對する不平の一揆

古來、朝廷や、領主の財政収入の源泉が農業であつたことは言ふ迄も無いが、徳川時代に至つても、幕府や各藩の財政上の収入は依然として農業に在つたのである。尤も農業以外にも或は冥加金とか運上とか稱して商工業者から收納した税目も無いでは無かつたが、其收納の額は甚だ微々たるものであつた、故に幕府や列藩は其領内の農民より上納する貢物を以て行政費を支辨して行かなければならなかつたから、何れも管下の農業を振興して租税の負擔力を増進せしめんことに努めた、即ち夫の新田開發であるとか、治水事業であるとか、特用作物の移入奨励であるとかは財政収入を目的とする積極的農業政策であり、又夫の地力均分を目的とする土地割換制度の如



きは、消極的増收政策に屬するものである。

幕府や藩廳が如何に積極消極兩政策を行ふても、由來農業生産力には限りがあるから、其負擔能力は無限に増進し得らるゝもので無い。其結果として、當時の上司は、一方に於ては農民の負擔力を増進する政策を探ると共に、税の徴收をも可也に苛重に行ふたのである。然かも其れが農民の負擔し得られる間は彼等は封建の抑壓に我慢したけれども、其れが背負ひ切れなくなれば、強訴又は暴動を起して死物狂に抵抗することを敢てしたのである、蓋し思ふに、徳川幕府の世となつてから、外に對しては鎖國政策を探り、國內に對しては事勿れ主義の下に文藝工術の進歩を促したから、上は武士より一般庶民に至るまで、自ら生活費の増嵩を來さざるを得なかつたのであるが、此等の生活費は皆百姓より徴收する貨幣を改鑄するかの外に途は無かつたのである。故に列藩當局が財政に窮すれば結局は農民の貢税を増徴するか、又は大阪あたりの商人から借金しなければならなかつた。而して百姓に割り掛けたる年貢の收斂が過重に失したる時が即ち一揆騒動の原因となつたのである。限りある農地生産力から限り無き武士階級の生活費を搾取せんとせし處に、一揆勃發の眞原因が伏在する。例へば、

一、文政年間に於ける丹後宮津の百姓一揆の原因は藩廳が七十歳以下七歳迄の人民の人別帳を

作り、此臺帳に基き銘々より毎月貳錢宛の人頭税を課したるに因ると云ふ。

二、承應年間に於ける若狹遠敷郡熊川村の強訴事件の原因は百姓より藩に納むべき豆の一包が從來は四斗入であつたのを、四斗五升入に改めたから、百姓は此負擔に堪え切れないと云ふて強訴の企を起した。

## (2) 藩の獨占事業に對する一揆

各藩中には財政收入の一端として專賣事業を行ふて居るものがあつた。即ち仙臺藩に於ける米及び鹽專賣の如き、又岡山藩に於ても鹽專賣を行ひ、伊豫吉田及び大洲領に於ては紙の專賣事業を行ふて居つた如き其例である。

元來專賣事業は特定の産物を政府が生産者たる人民から買上げ、之を再び相當の値段で人民に賣り捌くのであるから、本來から云へば、其間に非違の行はるゝ筈はないのであるが、其制度の立て方如何によつては爲めに生産者の利福を害し、彼等の怨を買ふに至るのである。伊豫の吉田領及び大洲領に於ける紙專賣に伴ふて起りたる一揆の如き即ち是である。

『吉田領に於ては寛政の頃、法華津屋と云ふ藩の御用商人があつたが、藩に對しても金融上の功勞があり、一般家中に對しても亦金錢上の勢力が及んで居つたから、常に手厚き待遇を受けて



居つた。此の法華津屋は藩命により紙製造を副業とする農家に資本を貸付けて置いて、製紙が出来れば之を買取るのであつた、然るに其の計算の仕方が貸金には非常に高利を取り、製品たる紙の方は普通相場よりも遙に低價に買取つたからして、製造業者等は到底收支相償はず、幾年も経たぬ間に莫大なる負債を生じた、仍て苦しまぎれに製品を法華津屋に賣らずして、私かに他方面へ販賣をするものがあつた、其事が藩に聞へたからして、藩は直に紙座と云ふ役所を設けて密賣を嚴禁し、犯す者を發見すれば悉く其製品を押收して其七分を發見したる役人の私有とし、残り三分を紙座へ差出す定めとしたので、遂に百姓の勘忍袋が破れて、強訴一揆の騒ぎとなつたのである。

又伊豫の大洲領も紙の名産地であつたが、「伊豫百姓一揆」の記する處によれば、「大洲半紙の名は天下に知れ渡り、領内の地質が楮の栽培に適し、其製出さるゝ半紙は紙質堅牢無比の名聲あり、火事の多い江戸の商賣は全く商業用の帳簿には大洲半紙を用ひ、一朝出火の際には之を井戸に投じて退散するが、水中に數日を経るも、大洲半紙に限り原形を失せず、墨痕判然として元の如しと云ふ處から、年々江戸に輸送する額は多量に達し、藩内第一の名産であつた、今でこそ楮畠は桑園に化し大洲半紙も僅に謠本に其名残を留むるのみであるが、當時大洲領内に於

ける製紙の業は最も盛大で、藩内の領民は之に依て衣食する者も非常に多數であつた。偕ても文化年間の事、當時の藩主は賢明仁慈に在したが、奸吏横暴を極め苛斂誅求を恣にし、殊に其豊富な半紙に對しては最も苛酷な手段を講じ、各所に紙改めの役所を設けて製品の全部を收積し、時價の如何に拘らず安價に指定して悉く之を買收し、藩の手を以て江戸各地に輸出販賣して、此間多大の利益を占め、若し之に違反するものは嚴罰に處することになつたので、農民商賈の困窮は月を追ひ、年を重ねるに従ひ其極に達し、怨嗟の聲は漸く鼎の如く湧き立つて來た、此時柚の木村の里正に三瀬孫四郎なるものがあり、天性伶俐で頗る仁義に富み、衆望を負ふて、藩内の里長を勤めて居たが、此の衆民の困苦状態を默止するに忍びず、如何にもして今少しく寛大の施政を仰ぎ、下民を塗炭の苦から救はれたしと幾度か具さに下情を陳べて請願上書したが、中間に跋扈する官吏に妨げられて容れられず、孫四郎は寢食を廢し、百方策を講じたが、悉く徒勞に歸し、而も奸吏の横暴は益々甚しく、農民の困苦は愈々其の極に達したので、今は最早や之までだ、一命を抛つても飽まで素志を貫くの外なしと堅く決心の臍を固め(中略)、一致團結し時日を期して蓆旗を翻し、奸吏の輩を除きて賢明なる藩君に訴へ其仁政に浴せんと謀つた處、各村里正も一も二もなく此舉に同意し、將に事を擧げんとして、萬端の準備を調べ、危機真に



一髪と云ふ時、二頭の早馬は砂煙を蹴上げて大洲城下に乘込んで来た(中略)。奸吏等は其注進により驚くこと一方ならず、忽ち捕吏を手配して主謀者四名を召捕つたが、時に恰も文化十三丙子の年霜月初めの事である云々』

則ち知る、藩廳の施設に係る獨占的專賣事業のために、物品の生産者たる農民が其苦痛に堪えなくなれば、蹶起して徒黨を組み一揆を企つるに至つたのである。尤も吉田領の場合に於ても、大洲領の場合に於ても、其の領主よりも寧ろ專賣事業に關係せる役人の非違を擧げて謀叛を企てた様であるが、然かも何れの場合に於ても紙の專賣なる獨占事業の弊害が、生産者たる百姓を憤怒せしめたことに變りは無い。

### (3) 役人の非行に對する一揆

封建制度の特色として上は將軍や藩主から、中は家老、下は士卒の輩に至るまで、概ね世襲の官職である處から、容易に失官又は更迭をしないのが常であつたから、當時の役人は餘程の失策か又は彈劾でも受けなければ、其職を失ふ如きこと無く、其間多少の賄賂を取つたとか、又は在役中に若干非違の行があつたからとて、直に露見して罷免せしめらるゝとも限らなかつた、又當時の實情として、藩主は參觀交代制度のため不在勝ちであつたから、其留守を預る役人は、世襲

の官職を恃んで動もすれば「鬼の居らぬ留守に洗濯」をも仕兼ねまじきものが無いではなかつた。例へば、藩の實際上の年貢収入は平年何萬何千石と極つて居るのに、藩主に無斷で餘計の徵收をし、之を着服すると云ふ役人もあつたのであるが、此等の非行が必ずしも常に藩主の耳に入つて許かるゝものとは限られて居ない。何故なれば、當時は通信機關も不備であるし、又上下の隔りが餘り甚しいので、某々官吏の非行を私かに其上役に注進して矯正せしむるが如き途は全く開かれてなく、若し上司に民意を上告せんとせば、村役人の手を経て順序正しく申出でなければならなかつたのであるが、順序を踏んで上申したる民意が常に上司に達するの機を失ふたのは言ふ迄も無い、故に藩主と百姓との中間に介在する官吏の非行を許して上聞に達するには、此の中間の役人——人民に直面して非行を遂げつゝある役人——を抜きにして、直に上局に訴訟せねばならぬ、是が即ち謂ふ處の強訴である。然るに此強訴は當時官吏の威嚴を犯すものとして嚴禁せられて居つたから、大概は刎ね付けられるのが常であつた、斯くして民意が上司に達しない結果は人民蜂起して騒動を起すに至つたのである。夫の正徳年間に於ける房州の萬石騒動の如き、又天保年間に於ける江州の騒動の如き、奸吏が民怨を買ふたる其好き例である。

一、正徳年中、房州北條村附近に於て所謂萬石騒動なるものがあつたが、其原因は領主屋代越



中守忠至の時、河井藤左衛門なる役人を派遣して作毛検見を行はしめた處、河井は自分の利慾を恣にするため、田地の坪刈を行ふに同行の手代を以てして百姓に手を觸れしめず、且つ坪刈の位置選定の如きも、下作の處を棄て、上作の處ばかりを選んだ爲め、此の屋代の領地壹萬石の村には其年に至り俄に六千俵の負擔を増すことゝなつた。之ばかりならまだよいが河井は更に村々の神社佛閣等に在る大樹を無償にて伐採し、且つ當時一般に免除されてあつた酒屋糶屋の運上金をも徴收したので、百姓は堪え切れなくなり、遂に身命を賭して直接江戸の奉行所へ強訴を企てた。

二、江州地方に於ける天保十三年度の百姓一揆の原因は當時の檢地役人たりし市野茂三郎が、或は檢地に際して間竿の六尺を五尺八寸に縮めて田積を打出し、又村内に宿泊しては佳肴芳醇を漁つて、其代價は村の費用を以て支辨せしめ、賄賂を贈りたる村に對しては檢地の作業を寛大にするけれども、何等の心附けをしない村に對しては頗る嚴重にするばかりで無く、種々なる難題を持ちかけたと云ふことである。「天保義民傳」に曰く「一日、市野は入湯して糠袋を命じたり、然るに村役人は他の器物は残る所もなく調へ置きたるも、糠袋迄は氣附かず、其用意なければ、村役人等は其の命令に狼狽し、庄屋三崎佐太郎の老母に謀りたり、然

るに老母は徐に起て箆筒の引出しより一の糠袋を取り出して曰く、糠袋の御用もあらんと、豫而拵へ置きたれば、之を持參致されよと差出せるを村役人は受取り見るに、絹にて製したる袋の中に貳朱金を盛りたるものなれば、大に驚き、今度の御奉行様は公儀の御公役様なれば、筒様な物を持參致したれば、音物を贈る不届者と叱られ、石原代官所に召出され、入牢仰付けらるゝも測られずと躊躇すれば老母は曰く、左程の心配なれば、卿等は知らぬ分にて娘になりとも持たせて呈せられよ、若し御叱りもあるならば、妾其罪を負ふべしと凛として申されければ、村役人も決心して之を市野に呈したり、然るに市野は此の糠袋、否金袋を素知らぬ體にて受取り、其翌日より嚴酷變じて慈愛となり、此村方は斯くすれば利益なり、斯くすれば都合宜しからんと、鬼の如き役人舉て佛の如くになりければ、是より賄賂の行はるるを悟り云々』このことであるが、其後百姓等市野の暴戾に憤激して一揆を起し、其旅宿を襲ひ、市野は身を以て間道を辿り逃走したのであるが、一揆軍が市野の荷物を破壊するや、荷物の中から諸所で取り來つた賄賂金、小判、二歩判等が澤山顯はれ出て、宛も金銀の砂を以て作りたる庭の如くであつたと云ふ。

(4) 村役人に對する一揆



村役人とは庄屋(名主)、組頭及び百姓惣代を指し、此の三つの役人を俗に又地方三役とも云つて居つたのであるが、此の三役中組頭及び百姓惣代は純粹なる百姓側であるから、平常百姓の利益を圖るは言ふ迄も無いが、庄屋に至つては必ずしも左様でない場合があつた、彼等は村落に在住するけれども、一種の特權階級の如き地位を占めて居つたから、其權勢を恃んで時に或は藩に上納すべき年貢の上前を刎ねたり、又は百姓に難題を持ちかくるものも無いではなかつた。斯かる場合に於ても柔順なる百姓であるから、大概のことなら沈黙して居たのであるが、其甚しきを見るに至れば、忽ち竹槍蓆旗の叛亂を勃發せしめたのである。

文政九年三月、伊豫の宇和島領高瀬村では庄屋末光某が村内の百姓に對して平生不都合なる所行が多いと云ふので、全村徒黨して反抗したが、野村組の代官出張して双方の言分を聞き取り、其結果庄屋に非違あるを發見し、庄屋末光の役儀を免じて他國に移したといふことである。

#### (5) 其他の政治的原因による一揆

以上述べたる外に、百姓一揆の原因は種々あるであらう、例へば羽前の庄内に於ては藩主が交代するので、其れに不平を懷いて一揆を企てたと云ふが如き例もあるが(第一篇一九頁參照)此等は皆一括して、其他の政治的原因に基くものとして、茲に細述することを避けて置く。

#### (其二) 經濟的原因に依る一揆

經濟的原因に基く社會的一揆は、當時食糧の流通が圓滑に行はれなかつたことに主なる原因を求めねばならぬ、思ふに徳川時代に於ける各藩の領民は二重三重の鎖國裡に置かれてあつたも同然である。即ち幕府は海外諸國に對して鎖國を行ひ居たるに加へて、各藩は更に其の四方の隣藩に對して鎖國政策を行ふて居たから、當時の常態たりし交通運輸の不便と相俟て、物資の流通は常に梗塞せられ勝であつた。尤も徳川幕府は參覲交替制度や諸國巡檢制度を以て中央集權の實を行ふて居たには居たけれども、其は唯徳川本家の安全と其の永存を期することが目的であつたから此の制度の效果の及ばない範圍では各藩は皆獨立國の如き觀を呈して居つた、即ち甲藩が饑饉に逢ても、乙藩は敢て之を救助するの義務を感せず、又乙藩に物資の缺乏を來しても、甲藩は之が補充をすることを喜んでしなかつたから、當時物資が缺乏し又は物價が昂騰すれば、勢ひ其地々々の人民は切迫したる生活の困難から逃れん爲に、一揆暴動をも企つるに至つたのである。斯く觀來れば、同じ百姓一揆の中に在りても、時の政府や、役人に對する不平が募つて人民の蜂起したる場合と、物資の缺乏や物價の昂騰に基きて起りたる一揆とは、其性質が著しく異なるのである、政治的事情に基く百姓一揆に在りては人民に生活困難を招かしたる原因が時の政府又は役人の



非曲にあるとし、之に對して必死の抵抗を試みたのであるけれども、後者の場合に在りては、物資の流通を梗塞する土地の社會の物持連を相手として破壊運動を企つるに至つたのである、故に前者を政治一揆と云ひ得るならば、後者は經濟的又は社會騒動と云ふべきものである。

一、天保二年、防州山口附近に於て米穀高値になり、白米一升が九千文に騰つたから、土地の人民生活難に堪えずとて、一時に蜂起し、米屋の打毀を行ふたことがあるが、當時一揆軍の撒布したる張紙即ち宣傳ビラには、『白米大高値に付、問屋、小米屋衆に相談に參候間、明後二十二日、夜四時より出揃のこと。』とあつたことであるから、一揆の目的とする所は米屋を打毀して米の相場を引下ぐるにあつたのである。

一、甲州郡内騒動の發因に就ては「郡内騒動」に左の記事がある、曰く『偕も下和田次右衛門大目兵助、黒野田の泰順など評議して、先づ山梨郡熊野堂村奥右衛門方へ、重立ちしもの、内より惣代として遣しける、斯くて兩人のものは夜を日に繼ぎ、急ぎ熊野堂村へ來り、主、奥右衛門に對面して云ふよう、我々は郡内領のもの共にて、黒野田宿より二十二ヶ村惣代にて、ちと願の筋あつてまかりたり、願と云ふは、餘の儀にあらす、定めて風聞にもお聞あらん、郡内領の内にて、我々共の村方二十二ヶ村は極邊僻の所にて、平生逆も米穀少く、殊に當

年のことは、古今稀なる饑饉の年柄にて、米穀買入方差し支へ、別して穀留ありて此上は郡内領のもの共は、餓死するより外はなし、然るに當家にては、多分米穀貯へ置かるゝよし、最早買喰いたし盡して、此節に至りては、買入るゝにも價なし、依て二十二ヶ村へ米穀なりと、麥なりと貸付給はるべし、尤返濟の儀は陽氣柄さへ直る上は急度返濟仕るべし、少しも損耗かけまじと云ふ。

奥右衛門答けるは、一體郡内領にては米穀拂底は素より覺悟にあるべく、畑勝、田少の土地にて、全體村役人等の勘辨の不行届なり、黒野田邊より烏澤邊に田方になるべき所多分あり、是には新規用水發起して、畑田成になすれば、莫大のことなるに、畑がよいものと思ひ、兎角桑を立て、作物をば外のものゝ様に心得、桑をこもること此邊の作物のかいしやくよりも大事にて、夫れと云ふも、蠶を渡世に思ひ、繭を取て絹絲をとり、絹機を織り、女の分は是にばかりかゝり居て、常に絹物を着し、紅をしろいをたやさず、けしうけばいにくつたくし、男も之に準じて絹商ひ、呉服屋體のもの多し、農業のことは更に辨へず、元は郡内絹と云ふて、丈夫なることを專一として織り出せしが、近來は見體ばかり重として、切れることに構はず、其くせ、素より高値なり、横着な心ざし、よからんことのあるべきようなし、又三郡にては



田畑等分にして、何一品作物に不足なきように耕作第一とす、村役人たるもの、用水六ヶ敷場所にては公儀へ願ひ水配の役人を乞ひ請けて是にかまはず、尤桑楮あれども耕作したる畔にはなし、夫へは菜種或は荏などを植ゆる風なり、雨降り風吹く日には木棉糸をとり、四季の着物類を織なり、女も春雪解てより麥草をとり、夫より年内田畑にばかり出て、農業を勉む、朝は未明に起き、夕は暮れて歸る、手足には胼<sup>ひび</sup>輝<sup>あざ</sup>をきらし、身には繼々のさし物を着し、口に粗食してあますことを心がけ、男も野にばかりころび、夜は藁仕事をす百姓渡世第一となすによつて、斯く饑饉の年柄にも、びくともせず、勿論國の内にも取繼がたく、離散したるものあれども、皆是れ百姓耕作に不精のものなり、此上とても、百姓に精出しよう、村々へ申諭すがようござるなど、口より出ほうだいにぞいましめにけり、兩人もむつとせしがすべきようなく、心中残念に思ひ、兩人云ふよう、此度は米の無心に来れり、こなたの講釋さゝには參らず、其口を永くきかれよ、今に思ひ知らさんと、云ひさまに立ち歸りける（郡内騒動）。

乃ち知る、社會的百姓騒動の原因は物價の高値又は物資の缺乏であるが、此の物價騰貴と物資缺乏したる根源は何時も大概農耕作物の饑饉である、想ふに當時は農業の技術が幼稚であつて、

今日の如く作物の品種選定や、害蟲防除の方法が教へられて居なかつたから、一朝早冷又は浮塵子、螟蟲等の襲來を受ければ、作物は直ちに臺無しに枯死して凶歉の不幸に面せねばならなかつたのである。斯かる凶作年に於て村の物持や町の米屋が所藏米の賣り惜みをすれば、物價は日に月に昂騰するから、一般貧民が糊口に窮して暴動を起すのは當然の成り行きであつた。

斯く觀じ來れば、當時の庶民、殊に百姓等は時に或は虎狼の如き領主や奸吏の秕政を排する爲めに必死の抗爭を餘儀なくせられ、又饑饉凶歉に際しては、其日の糊口を得るに道無うして、死物狂に村の富豪や町の物持と鬪つたのである。

## 第二 百姓一揆の勃發と進展の方式

### (イ) 準備行動としての徒黨強訴

上司から百姓の頭上に或は租税の過重に於て、又は無法の檢地に於て、又は不法獨占事業の實施に於て、背負ひ切れぬ程の負擔と痛事が降り懸つて來れば、當時殆んど農奴の如き待遇を受けて居た百姓も、最後の勸忍袋の緒を切らして胸中に貯ふる鬱憤を上司に吐露せざるを得なかつた、



蓋し當時の農民は嚴重なる法度に律せられて、上司に訴訟することさへも非常の犠牲を拂ふの決心が無ければ行はれ得なかつた、況んや一揆騒動を起すことに於てをやである。

百姓が塗炭の苦みに堪え切れずして先づ徒黨を組み、此の徒黨を代表して二三の者が訴訟を企つると云ふのは、當時の世態から見れば、百姓の取り得べき手段としては、已むを得ざる初期の企であつたのであるが、然も此の訴訟たるや初めから聴き容れらるべき見込の無い場合が多かつた、此の如き場合には百姓が強訴を見合せて直に一揆を起したのである。天保十三年、江州に於ける騒動の如き、文政年間丹後宮津に於ける人頭税の賦課に對する不平騒動の如き其例である。又最初強訴を企て、之が聴き容れられざるに際して始めて一揆と化したるものもある。貞享年度に於ける信州松本領の騒動の如き是である。以上は主として政治的原因に基く百姓一揆の準備行動に關する考察であるが、若し夫れ社會的原因に基く一揆に至りては、最初先づ村の富者たる物持に物資の供給方を歎願し、其情願の容れられざるに於ては直に暴動を起せしこと、夫の天保年度甲州の騒動の如きものもあれば、最初から暴動を以て打毀しを行ふたる天保年中に於ける防州山口地方の暴動の如きものもある、仍て案するに、當時の百姓は嚴酷なる封建治下に於て強訴や一揆を企つれば、必ず日ならずして嚴しき法に觸れ、其身は勿論、一家の斷絶に及ぶは知れ切て

居たに拘らず、夫れをも省すして暴舉に出でたと云ふことは、生活の支持上、已むに已まれぬ必要に迫られてからのことである。

(ロ) 一揆勃發の準備

乍去、一揆暴動は決して一夜にして計畫し得らるゝもので無い、必ずや其爆發前に於て若干の宣傳又は準備が先だたなければならぬ、即ち暴動を擧ぐる前に於て其首領となるべき人物が百方苦心して同志を糾合し、斯くして成りたる人心の收攬が功を收むるに於て始めて暴動を起し得られたのである、寛政年度に於ける岩代の淺川騒動の起る前々夜には、

來る二十四日の晩、八幡館に於て各方へ申談度旨有之候に付、其村名主、銘名よき、鉦、鎌御持參にて御出合可被下候、尤御出無之候はゞ、其村へ不殘火を懸け可申候、此旨心得違無之様可致傳令候已上

寛政十年正月二十二日

この落文を村々に撒布して、暴動の準備たらしめたことであるが、伊豫の吉田領に於ては百姓一揆を起すに先だち、武左衛門なる義民が普通の手段では事の容易に遂げ難きを覺り、先づ意思の最鞏固なる多數の同志を糾合するの必要なることに着眼し、家事一切を擧げて妻子に任せ、



其身を扮して「桁打」となつた、桁打と云ふのは扇子一本を手にして一軒々々民家を訪ひ、上り口なり又は椽端なりに腰をかけ先方によりては座にも上りて淨瑠璃を語るのである、語り畢りたる後に始めて時候の挨拶やら、身の糊口に迫れる事情なりを訴へて家人の同情を求め、半錢一椀の合力を受けて僅に其日の生活を續けたのである。武左衛門は此の「桁打」をやつて、吉田領内の隅から隅まで幾回となく遍歴すること約三ヶ年、其間に各村浦の經濟の實況やら、各地の人物性格等をも精細に觀察して結局領内是房村の善六等二十四人の同志者を得たのである。之によつて觀ても、百姓一揆を起すに先だちては、其主謀者に於て相當の苦心と準備を必要とせしことを知り得るであらう。

#### (八) 一揆の軍勢

百姓一揆の起るに際しては、其起るべき種子が充分に蒔かれてあるのであるから、其野の一端に烽火が揚れば、暴動は直に燎原の火の勢を以て全野に蔓延するに至るは自然の勢であらう。又一たび一揆が起れば一揆軍の先頭を勤むる指揮者が其軍を進めて新なる村や町に入れば、直に其村の庄屋又は顔役に強固談判をして一揆勢に加擔するか、加擔しなければ此村を焼き拂ふぞ、加擔するなら今直に米何十俵の炊き出しを行ひ握り飯を拵へよとか、又屈強の若者等は得物を携へ

て軍勢に加はれと脅迫するから、何れの村も一揆軍の騎虎の勢に敵せずして其軍勢に加盟するに至る、斯くして一揆軍の行く處は恰も草の風に靡くが如き有様である。故に一揆の起りたる當日には其勢力は僅に數十名に過ぎなかつたものでも、二日、三日と過ぐる内に忽ち數百數十、多きは數千人又は數萬人に達する例は尠くない。現に天保十三年十月の江州一揆に際しては野州郡三上村に集りたる軍勢四萬餘人、三上山麓は凡べて人ならざるなき狀景を呈し、又寶曆四年の久留米騒動では一揆の軍勢が拾數萬人に及んだと傳へられて居る。以て其一斑が知り得られやう。

#### (二) 一揆の武器

郷村の百姓が武器を携ふることを許されなかつたのは、天正十六年、豊臣秀吉の行ふたる刀狩り以後のことであるが、豊臣氏の後を襲ふた徳川氏も、其一門を中心とする封建制度の確立を期する爲め、士農工商の四層に積み重ねたる社會制度の下では、百姓に武器を携ふることを許さず唯一尺八寸以下の護身用の脇差を許さるゝに過ぎなかつた。況んや鐵砲の類に於ておやである。去れば、百姓一揆軍の手輕な武器としては第一が竹槍である、生竹をスポンと切り放ちたる長さ六尺格好の槍は寔に手頃の兵器であつた、其れから鎌、斧、鉞、鳶口等の器具を持出し、中には鐵を携ふるものもあつたと云ふ、飛び道具としては鐵砲や弓は勿論持たれないから、必要に迫れ



ば石を投ずるより外は無かつた、又一揆軍の倚るべき武器の無いことからして、町家の打毀しを行ふ際、廁から人糞を酌み出し、之を家中の證書類や、衣服其他の貴重品に注ぎかけたる津輕領内に於ける百姓一揆の如きは、時に取ての思ひ付きであつた。又一揆軍が其軍旗として多くの場合蓆旗を立てたと云ふことは何地の暴動に際しても之を聞く處であるが、蓆が百姓に取りて最も容易く手に入れることの出来る品であること以外に、古來の百姓一揆の先例に倣ふて、百姓騒動には必ず蓆旗を立てると云ふ、一種不文の慣習のあつたことにも由るのであらう。

又打毀しに逢ふたる富豪が金錢の持逃げを防ぐ爲めに、小錢を樽に詰め込み、上から油を注いで手の附け様の無いやうにした實例は淺川騒動に於て之を見た。

(ホ) 一揆と兵糧

如何なる場合に於ても、戦争に兵糧の必要であるは今更言ふ迄も無いことであるが、由來百姓一揆は、當時の情勢上よりして之を急に突發せしむることが必要である。餘りに周密なる用意をしてゐる間に發覺すれば其れ迄であるから、一揆の發頭人は何時でも急突に同志を糾合して疾風の勢を以て進撃するのが常である、事情既に斯の如くであるから、一揆軍には今日の所謂兵站部に相當するもの、無いのは勿論、其日の兵糧を補充すべき大行李や小行李も勿論附隨せぬのであ

るから、一揆暴動の突發するや、其日から各々兵糧補給の心配をせねばならぬ、即ち腹が減つては軍が出来ぬから、三度の食事は何處かで随時に辨せねばならぬのであるが、一揆暴動の食糧は何れの時、何れの場所でも大概は炊き出しの強制と握り飯の徵發であつた、一揆の先鋒は先づ其の先發者を送つて村の庄屋や重立人を強制して小前から白米やら鍋釜やらを徵發し、同時に婦女子を召集して飯を炊かせ、盛んに握り飯を製造せしむるのである、然るに此の握り飯製造と云ふことも、五十人や百人位の軍勢ならば供給上に左程の困難も感じないであらうけれども何千人何萬人と云ふ大勢になれば、到底供給し得られるものでない、天保年度に於ける近江の百姓一揆に際しては、無数の一揆軍が野州郡三上村に屯集したから、戸數二百有餘に過ぎざる此村は却て此の炊き出しの爲に滅亡するから、一日も早く村を退いて貰ひたいと泣いて其苦痛を訴へたこの事であるが、同時に其村の老弱婦女は朝から晩まで握り飯を握らしめられたので、掌の裏が爛れて逃げ出したと云ふ、實に握り飯の製造は掌を以て茶碗と箸に代ゆる便法であるから、數萬の軍勢に供する熱飯を村の婦女子の掌で握り固めしむることの困難であつたのは想像するに餘りある。

握り飯に次いで一揆軍の好んで徵發するものは酒であつた、彼等は酒屋を襲ふて思ふ存分に酒を呑み、遂に酔つぶれて道に倒れ、爲めに進撃の出来なかつたものもあるが、酒の勢を藉りて一



杯機嫌で行け／＼と押し進むのであつた、不斷は貧乏で酒も呑めぬ連中のことであるから、無償で酒呑の出来るのを幸に、呑める丈は呑んで元氣を附けたのである。各地の一揆で酒屋が何時も目標の中に數へられたのは、一つには此の好物を目がけたが爲めである。

#### (へ) 一揆の戦法

百姓一揆は謂はゞ烏合の衆であるから、彼等の戦闘法に何等定まつた法則があつたとは無論思はれないが、唯彼方此方に起つた一揆軍の戦ふたる跡に徴して見れば、其間自ら一定の戦法が行はれて居たやうに思はれる。即ち政治的原因による百姓一揆に於ては、一揆軍が以て禍根とする時の政府又は役人を攻撃して秕政の發令者たる彼等を殺害するか又は其非を改めしめんとするにあつたけれども、社會的原因に基く一揆に於ては、彼等は唯村や町の物持連中を片端から襲ふたものである。即ち政治的原因による一揆に在ては勃發の當初から既に攻撃の目的物が特定の人と場所とに定まつてゐるけれども、社會的騒動に在りては、當時の社會に於ける富者階級を敵とするものであるから、一揆地域の物持連中は悉く一揆の襲撃を受くることを覺悟せねばならぬ、此點に於て同じ百姓一揆でも其の勃發の動機によりて進展の方向が異なるのである。勿論當時に於ては節度の無い一揆軍のことであるから、其が最初の原因如何に拘らず、其中途にして或は社會的

暴動が政治的一揆となり、又は政治的暴動が社會一揆に轉じたる場合もあつたことであらう。

#### (ト) 主謀者の人物

一揆軍の指揮者は如何なる人物であつたかと云ふに、當時強訴や一揆を企て、之を實行せしめたものは、智勇辯力兼ね備はつたる天晴の英傑であつたのである。一揆終熄後捕吏に捕縛せられ、後ち斷罪せらるゝに際しての申渡状を見ると、一揆強訴の首領は如何にも不俱戴天の惡黨で、もあるかの様に思はれるけれども、彼等が常時の社會に於て克くも彼れ程の事を成し得たかを推し考へて見れば、其首領が何れも相當の人物であつて、人心を收攬するに足る何ものかを内に備へて居たのに違ひはない。例へば丹後の百姓一揆の首謀者たる新兵衛の智謀勇敢及び羽後の一揆の頭取人仁左衛門の忍耐と熱烈なる犠牲心の如き、又信州松本領に於ける多田加助の義勇の如き何れも當時の社會の人心をして其名を聞きて仁を讃へ、一世の儀表として崇仰せしめたるものである。又一揆軍の首謀者と騒動の指揮者とは必ずしも同一人たるものでは無い、甲斐の郡内騒動の場合には其首謀者たる頭取人は常に籠に乗り込んで、一揆軍の前衛を爲したとの事であるが、丹後の宮津では首謀者新兵衛の他に大久保稻荷神社の神主坂根筑前と云ふ身長六尺に及ぶ大兵が常に一揆の先頭に立ち、大音を揚げて指揮したので、一揆の軍勢は此の大男の號令する儘に村々町々の



打毀しを行ふたどの事である。元來百姓一揆の軍勢は統制に缺けて居る點から云へば誠に烏合の衆に過ぎないのであるが、其れでも其中に誰か先頭に立つて指揮する勇者がなければならなかつたやうである。此等の指揮者には前記の如く、時に或は村の若者の勇敢なるが身を挺して進んだ場合もあり、又は野武士の如き在郷の浪人が奮闘したる場合もある。其れ故に一揆戦闘の眞最中に平生顔も見知らない勇者が飛び出して闘ふのを見て、一揆の連中は天兵の天降りかと信じ、後日に至つて、天狗が跳り込んで一揆を助けたと云ふやうな話が、今日も尙彼處此處に残つて居る。

(チ) 一揆に對する防戦法

一揆に對する防戦法を見るに、其が社會騒動即ち打毀し一揆であるならば、多勢に少數で、所詮物持連中の敗北に歸することは、初めから判り切つたことであるが、政治的原因による百姓一揆の場合であるならば、一揆の敵とするものは武士であるから、彼等武士は其本來の立前上から充分に奮戦せねばならぬのであるが、實際の場合に徴して見るに、彼等は一揆に對しては、何時も受太刀の地位に立ち、自ら暴徒に向つて逆襲したる例は尠いやうである、其代り彼等は種々なる奸策を弄して一揆を解散せしめ、後ち捕吏を使役して首謀者を縛り上げることに苦心した、例へば羽後由利郡の百姓騒動では、上司は百姓總代よりの歎願を江戸に於て嘉納する旨の文書を交

付して置きながら、後ち之を無視して舊法を据え置くことにして百姓の怒を招きたる如き、又信州の松本領に於ては藩廳は偽りて百姓の歎願を聽許したとの墨附を交付して一揆を離散せしめ、其の後から直ちに捕吏を遣して發頭人を召し捕つて磔刑に處した如きは、武人に二言なしと云ふ武士の道德信條の上から見ても、非議すべき仕業であつた。

(リ) 一揆の繼續期間

百姓一揆の軍事的行動は永續すべき可能性がなかつた、其故如何と云ふに、第一に一揆軍其もの特性上より、第二には、一揆を壓迫したる時代の勢力の爲に、必ず數日の後には終熄せざるを得なかつた、既に前にも述べたやうに、彼等は謂はゞ烏合の衆であるから、其行動に規律が無い、村に入れば村民に炊き出しを強請して握り飯を徴發し、町に入れば酒を呑み、物持の家があれば其處に突入し、又は役人を目蒐けて殺到するのであるから、二日三日と經つ間に、疲勞し盡し、又は酒に泥酔して路傍に横臥するものさへある有様であつたので、其間、自ら社會の同情も薄らいで、最初は脅迫により已むなく加盟したのも、日を経て離散するものが増加したのと、又一揆が勃發して數日に達すれば、大概其筋から捕吏が廻つて發頭人の檢舉が始まるから、其時既に疲れ切つたる一揆の加盟者は再び抵抗する勇氣もなく皆雲の如くに散り、霧の如くに消え失せるの



が常であつた。夫の丹後の百姓一揆が文政五年十月十三日に始まりて同十七日に終り、甲斐の郡内騒動が天保七年八月二十一日に始つて二十九日頃には既に幕府の留役即ち討伐隊が到着した爲め沈靜に歸したと云ふ如き、又江州の一揆が天保十三年十月十四日に始り、十六日に終熄せる如き、以て其一斑を知るべきである。

斯の如く百姓一揆は概ね十日を出でずして終熄したのであるが、其後に續くものは徒黨關係者に對する公邊の糺罪拷問である。洵に百姓一揆の悲惨なる史話は一揆終了の後に續いて起るのである。一揆勃發に關する史實は陽氣、潑刺たるものがあるけれども、其終末に至ては眞に殘酷と悲惨の光景を以て充たされて居る。

### 第三 百姓一揆の地理的分布及び其年代表

百姓一揆の行はれたる實際上の狀況を知る爲には、其如何なる地方に於て、又何年度に一揆が勃發したかを知るの必要があるのである。而して此地理的分布及び年代表は又後代の百姓一揆研究に志す士に取りては某の一端となるであらうから、左に之が二表を掲ぐることにするのである。尙精細に調査したならば、一揆の起りたる地名や、年代を新たに探し出すことを得るであらう。若し夫

れ、此表に漏れたる分に對しては、各地の郷土史家に於て之を補足せられんことを希望する。因みに此二表は畏友有元英夫氏の先年の調査によるのであるが、特に同氏の學績を尊重する旨意を以て、著者の知れる他の資料も其年代を補足することを差控へ、之を其儘掲ぐることにしたのである。

#### (其一) 地方別百姓一揆表

|     |         |       |         |       |
|-----|---------|-------|---------|-------|
| 畿内  | 大和國、十市郡 | 寶曆四年  | 美作國、勝北郡 | 元文三年  |
|     | 攝津國、大阪  | 天保八年  | 美作國、津山  | 慶長八年  |
|     | 攝津國、能勢  | 天保八年  | 美作國、久世村 | 享保十二年 |
|     | 紀伊國     | 文政七年  | 美作國、倉敷  | 慶應二年  |
|     | 紀伊國、伊都郡 | 享保四年  | 播磨國、姫路  | 寬永二年  |
| 山陰道 | 石見國、太田町 | 天保三年  | 備後國、三原  | 天保八年  |
|     | 石見國、安濃郡 | 慶應二年  | 周防國、岩國  | 享保四年  |
|     | 丹後國、熊野郡 | 天明年間  | 周防國、吉敷郡 | 正徳元年  |
|     | 丹後國、宮津  | 文政五年  | 周防國、三田尻 | 天保二年  |
|     | 丹波國、福知山 | 文政十三年 | 備中國、成羽村 | 文政六年  |
|     |         |       | 東海道     | 天保十二年 |



下總國、佐倉  
 安房國、館野村  
 三河國、北設樂郡  
 尾張國、東春日井村  
 遠江國、志太郡  
 常陸國、稻敷郡  
 伊勢國、津  
 伊勢及大和  
 武藏國、秩父郡  
 武藏國、小金井  
 北陸道  
 若狹國、遠敷郡熊川村  
 能登國、鹿島郡久江村  
 佐渡國  
 佐渡國  
 加賀國、大聖寺  
 越後國  
 越後國

承應二年  
 正德元年  
 天保三年  
 安政四年  
 文化十五年  
 寬政八年  
 文政六年  
 明和元年  
 正德四年  
 承應元年  
 寬文七年  
 天保九年  
 明和五年  
 正德二年  
 天明三年  
 天保元年

越後國、中蒲原郡  
 越後國、柏崎  
 越中國、城端  
 越中國、各郡  
 越中國、婦負郡  
 越中國、三門市  
 越中國、魚津  
 中山道  
 飛彈國、高山  
 陸奥國、弘前  
 甲斐國  
 甲斐國、各郡  
 甲斐國、山梨、八代兩郡  
 近江國、野州郡  
 近江國、日野川筋  
 上野國、高崎  
 上野國、利根郡  
 上野國、勢多郡、利根郡

文化三年  
 天保八年  
 寶曆五年  
 安政五年  
 文化十年  
 文政七年  
 文政十二年  
 安永二年  
 天明七年  
 天延二年  
 寬延二年  
 天保七年  
 天保四年  
 寬政四年  
 天保十年  
 天明元年  
 寬永元年  
 寬文元年

岩代國、伊達郡、信夫郡  
 岩代國、伊達郡桑折  
 岩代國、會津、南山  
 陸中國、鬼柳村  
 陸中國、閉伊郡  
 陸中國、岩井郡  
 盤城國、西白川郡川原田  
 盤城國、白河郡  
 盤城國、岩城平  
 盤城國、石城郡高久  
 信濃國、下伊那郡大島村  
 信濃國、水內郡高井郡  
 信濃國、東筑摩郡松本  
 信濃國、松本  
 美濃國、郡上郡  
 美濃國、長森村  
 美濃國  
 羽前國、新庄

享保十四年  
 寬延二年及慶應二年  
 享保六年  
 享保十六年  
 嘉永六年  
 寬政九年  
 寬政十年  
 享保五年  
 文久三年  
 元和八年  
 安永四年  
 安永六年  
 慶應二年  
 貞享三年  
 寶曆四年  
 明和四年  
 天保六年  
 寬永十一年

羽前國、山形  
 羽前國、酒田  
 羽後國、雄勝郡、平鹿郡  
 羽後國、雄勝郡  
 羽後國、由利郡笹子村  
 四國  
 讚岐國、丸龜  
 讚岐國、香川郡弦打村  
 阿波國、那賀郡  
 阿波國、三好郡  
 阿波國、名西郡  
 伊豫國、松山  
 伊豫國、吉田町  
 九州  
 豐後國、日田郡  
 豐前國、小倉  
 日向國、兒湯郡  
 肥前國、島原

享和元年  
 天保十一年  
 慶應元年  
 安政元年  
 延寶五年  
 寬延三年  
 文政十一年  
 安政元年  
 天保十二年  
 寶曆七年  
 文政六年  
 寬政四年  
 延享二年  
 天保八年  
 寶曆九年  
 弘化四年



|           |       |               |       |
|-----------|-------|---------------|-------|
| 肥前國、唐津    | 明和八年  | 上野國、利根郡       | 寬永年度  |
| 肥前國、唐津    | 天保十年  | 肥前國、高來郡       | 寬永年度  |
| 肥前國、高來郡   | 寬永年間  | 承應年度 (三年間繼續)  | 寬永年度  |
| 肥後國、相良    | 天保十二年 | 若狹國、遠敷郡       | 承應元年  |
| 肥後國、天草郡   | 寬永十四年 | 下總國、佐倉        | 承應二年  |
| 肥後國、久留米   | 寶曆四年  | 寬文年度 (十二年間繼續) | 承應二年  |
| 筑後國、三池郡田尻 | 元祿六年  | 能登國、鹿島郡久江村    | 寬文七年  |
|           |       | 上野國、勢多郡、利根郡   | 寬文年間  |
|           |       | 延寶年度 (八年間繼續)  | 延寶七年  |
|           |       | 羽後國、由利郡笹子村    | 延寶七年  |
|           |       | 貞享年度 (四年間繼續)  | 延寶七年  |
|           |       | 信濃國、松本        | 貞享三年  |
|           |       | 元祿年度 (十六年間繼續) | 貞享三年  |
|           |       | 筑後國、三池郡田尻     | 元祿六年  |
|           |       | 美作國、高倉村       | 元祿十一年 |
|           |       | 正德年度 (五年間繼續)  | 元祿十一年 |
|           |       | 周防國、吉敷郡       | 正德元年  |
|           |       | 加賀國、大聖寺       | 正德二年  |

(其二) 年代別百姓一揆表 (年代順に記す)

慶長年度 (二十年間繼續)

美作國、津山 慶長八年

近江國、瀬田 慶長十九年

盤城國、盤城郡高久 元和八年

寬永年度 (二十年間繼續)

羽前國、新庄 寬永十一年

肥後國、天草郡 寬永十四年

安房國、館野村 寬永十五年

|               |       |               |      |
|---------------|-------|---------------|------|
| 武藏國、小金井       | 正德四年  | 播磨國、姫路        | 寬延二年 |
| 享保年度 (二十年間繼續) | 享保四年  | 岩代國、伊達郡桑折     | 寬延二年 |
| 周防國、岩國        | 享保四年  | 讚岐國、丸龜        | 寬延三年 |
| 紀伊國、伊都郡       | 享保五年  | 寶曆年度 (十三年間繼續) | 寬延三年 |
| 盤城國、白河郡       | 享保六年  | 大和國、十市郡       | 寶曆四年 |
| 岩代國、會津、南山     | 享保十二年 | 筑後國、久留米       | 寶曆四年 |
| 美作國、久世村       | 享保十四年 | 美濃國、郡上郡       | 寶曆五年 |
| 岩代國、伊達郡、信夫郡   | 享保十六年 | 越中國、城端        | 寶曆七年 |
| 陸中國、鬼柳村       |       | 阿波國、名西郡       | 寶曆七年 |
| 元文年度 (五年間繼續)  |       | 日向國、兒湯郡       | 寶曆九年 |
| 盤城國、岩城平       | 元文三年  | 明和年度 (八年間繼續)  | 明和元年 |
| 但馬國、朝來郡       | 元文三年  | 武藏國、秩父郡       | 明和五年 |
| 但馬國、生野        | 元文四年  | 佐渡國           | 明和八年 |
| 美作國、勝北郡       | 元文四年  | 肥前國、唐津        | 明和八年 |
| 延享年度 (四年間繼續)  |       | 安永年度 (九年間繼續)  | 安永二年 |
| 豐後國、日田郡       | 延享二年  | 飛彈國、高山        | 安永二年 |
| 寬延年度 (三年間繼續)  |       | 信濃國、水内郡、高井郡   | 安永四年 |
| 甲斐國           | 寬延二年  | 信濃國、下伊那郡大島村   | 安永六年 |



|                  |                  |                  |                       |       |
|------------------|------------------|------------------|-----------------------|-------|
| 天明年度<br>(八年間繼續)  | 上野國、高崎           | 天<br>明<br>元<br>年 | 常陸國、稻敷郡               | 文化十五年 |
| 上野國              | 天<br>明<br>二<br>年 | 丹後國、宮津           | 文<br>政<br>五<br>年      |       |
| 越後國              | 天<br>明<br>三<br>年 | 備中國              | 文<br>政<br>六<br>年      |       |
| 陸奥國、弘前           | 天<br>明<br>七<br>年 | 伊勢國、松山           | 文<br>政<br>六<br>年      |       |
| 丹後國、熊野郡          | 天<br>明<br>七<br>年 | 伊豫國、香川郡弦打村       | 文<br>政<br>六<br>年      |       |
| 寛政年度<br>(十二年間繼續) | 寛<br>政<br>四<br>年 | 越中國、三門市          | 文<br>政<br>七<br>年      |       |
| 甲斐國              | 寛<br>政<br>四<br>年 | 紀伊國              | 文<br>政<br>七<br>年      |       |
| 伊豫國、吉田町          | 寛<br>政<br>八<br>年 | 讚岐國、魚津           | 文<br>政<br>七<br>年      |       |
| 伊勢國、津            | 寛<br>政<br>八<br>年 | 越中國、丹波國          | 文<br>政<br>七<br>年      |       |
| 陸奥國、岩井郡          | 寛<br>政<br>九<br>年 | 天保年度<br>(十四年間繼續) | 文<br>政<br>十<br>一<br>年 |       |
| 盤城國、西白川郡川原田      | 寛<br>政<br>十<br>年 | 越後國              | 文<br>政<br>十<br>二<br>年 |       |
| 享和年度<br>(三年間繼續)  | 享<br>和<br>元<br>年 | 周防國、三田尻          | 文<br>政<br>十<br>三<br>年 |       |
| 羽前國、山形           | 享<br>和<br>元<br>年 | 石見國、太田町          | 天<br>保<br>元<br>年      |       |
| 文化年度<br>(十四年間繼續) | 文<br>化<br>三<br>年 | 三河國、北設樂郡         | 天<br>保<br>二<br>年      |       |
| 越後國、中蒲原郡         | 文<br>化<br>三<br>年 | 美濃國              | 天<br>保<br>三<br>年      |       |
| 豊後國、一圓           | 文<br>化<br>八<br>年 | 甲斐國、各郡           | 天<br>保<br>三<br>年      |       |
| 越中國、婦負郡          | 文<br>化<br>十<br>年 |                  | 天<br>保<br>六<br>年      |       |

|           |                       |                 |                  |
|-----------|-----------------------|-----------------|------------------|
| 岩代國、會津、能勢 | 天<br>保<br>八<br>年      | 弘化年度<br>(四年間繼續) | 弘<br>化<br>四<br>年 |
| 攝津國、大阪    | 天<br>保<br>八<br>年      | 肥前國、島原          |                  |
| 備後國、三原    | 天<br>保<br>八<br>年      | 安政年度<br>(六年間繼續) | 安<br>政<br>四<br>年 |
| 豊前國、小倉    | 天<br>保<br>八<br>年      | 尾張國、東春日井郡       | 安<br>政<br>四<br>年 |
| 越後國、柏崎    | 天<br>保<br>八<br>年      | 阿波國、那賀郡         | 安<br>政<br>四<br>年 |
| 佐渡國       | 天<br>保<br>九<br>年      | 羽後國、雄勝郡         | 安<br>政<br>四<br>年 |
| 肥前國、唐津    | 天<br>保<br>十<br>年      | 慶應年度<br>(三年間繼續) | 安<br>政<br>四<br>年 |
| 近江國、日野川筋  | 天<br>保<br>十<br>年      | 岩代國、伊達郡桑折       | 慶<br>應<br>二<br>年 |
| 羽前國、酒田    | 天<br>保<br>十<br>一<br>年 | 信濃國、東筑摩郡松本      | 慶<br>應<br>二<br>年 |
| 備中國、成羽村   | 天<br>保<br>十<br>二<br>年 | 美作國、倉敷          | 慶<br>應<br>二<br>年 |
| 肥後國、相良    | 天<br>保<br>十<br>二<br>年 | 石見國、安濃郡、邑智郡     | 慶<br>應<br>二<br>年 |
| 阿波國、三好郡   | 天<br>保<br>十<br>二<br>年 | 羽後國、雄勝郡、平鹿郡     | 慶<br>應<br>二<br>年 |
| 近江國、野州郡   | 天<br>保<br>十<br>三<br>年 |                 | 慶<br>應<br>二<br>年 |

第四 百姓一揆の成敗

百姓一揆は多くの場合に於て成功したものである歟、或は失敗に終りたるものである歟と云ふ



に、其れには二様の觀察が下され得る。政治的原因による一揆は政治改善を目的とするものであるから、政治さへ改善せらるれば、其目的は達し得たものと云はるゝけれども、社會的騷動に屬する百姓一揆に至ては寧ろ亂暴破壊其事が最初の目的であるから、彼等は富家に放火し、質屋を打毀し、酒屋に闖入しさへすれば、其れで其目的は既に達せられたるものと云はれ得る。故に後者たる社會騷動の場合に於て當時の藩主が一揆勢の暴動に脅されて米價の低減又は米穀の施給を爲したることありたりとすれば、其は寧ろ藩主より受動的に——一揆の刺戟が勿論動機になつたのであるけれども——施設したるものと見るが妥當であらう。然るに政治の改善を目的とする一揆に至ては強訴暴動は寧ろ手段であつて最後の目的は當局の政治方寸を改めしめんとするに在るのであるから、此目的が達せらるれば、一揆は成功したものであると云はれるし、然らざる場合は失敗に歸したものと云はねばならぬ。之を實際の例に徴して見るに、當時政治改良を眼目として踴起した多くの一揆や強訴は、概ね其目的を貫徹するを得たけれども、中には領主の頑迷であつたが爲に、農民決死の要請をも最後迄拒絶したる例が無いでは無い。即ち貞享年度に於ける信州松本領の百姓一揆に際しては、領主は一揆の首謀者多田加助外十一名のもを磔刑又は斬罪に處した上に、百姓の要求に對しては更に之を聽き入れず、

一、此度書出候五ヶ條の願、新法に申付條も些無之、先代より有來儀共申付に付、一ヶ條もさしゆるさず候間、前々の通りにいたすべく候、我等代に色々用捨を加へ、有來候役儀をも免じ候處に、此度いたづら者共、付火可仕旨申觸候に恐れ、訴訟に罷出候段不届に候、重而箇様の儀候はゞ、其所の庄屋組頭迄せんぎの上急度曲事に申付候事

との觸を出して、舊税法を以前の通りに固守する旨を宣言したから、農民等が折角血を流して強訴したる要求は何等容れられずに終つた次第である。若し夫れ前述の社會騷動に屬する百姓一揆の成否如何に至ては、騷動の當初に於て藩より救助米を支出して窮民の救助を行ふた例もある。即ち天保四年石見國安濃郡太田町に於ける百姓一揆に際しては、藩主は直に米の小賣値段を下げて賣り出しを行ふた、當時の記録中に、

凡人別八百八拾人

内三百一人 (北村方除)

殘五百八拾貳人

凡人別八百四十七人

内三百五十七人 (北町方除)



殘四百九十人

凡六百十八人

内百八十一人 (南村方除)

殘四百三十七人

凡九百九十八人

内四百十八人 (南町方除)

殘五百七十二人

惣残り合計貳千八拾壹人

但し此人別下直段米賣渡の分

とある如き是である。想ふに、既に述べたる如く、經濟的原因に基く社會一揆は富豪の打毀や掠奪が寧ろ其直接行動の目的であつたのであるが、若し一揆に脅かされて藩主が米價其他の物價の引下を實行したとすれば、其は寧ろ一揆の計畫者に取りては思ひ儲けざる利得であつたかも知れぬ、即ち彼等は暴動により腹癒せをしたる上に、併せて物價引下の利得にも浴したのである、繰り返して言ふ、政治的一揆は政治を矯正して自己の生活に安定を得んとし、社會一揆は其日の生

活に窮したる結果、他人の物を破壊し、掠奪するのであるから、同じく一揆とは云ふものゝ、其が勃發の動機によりて其目標とする處に隔りがあるから、一概に成敗を論ずる譯には行かぬ。併し社會騒動の起るや、之が爲め物價は概ね低落し、上司又何等かの方策を以て善後の策を講じたから、政治的原因による一揆と同じやうに、其功を收め得た場合が多いと云ふても不可ないのである。唯特に記憶せねばならぬことは、政治的原因に基く一揆は社會的騒動に基くものよりも、常に一層際立ちたる形式を以て成功を告げたるものと云はれ得る、是れ、元來藩主は其領内何千何萬の人民を相手とするものであるから、下民たる百姓をば法度と劍の力で抑へて居りながら、經濟的被給養者たる點に於ては寧ろ弱い點が多分にあつたから、一方には強訴暴動の主謀者を嚴罰に處して置いて、後に農民の要求は概ね之を容れざるを得なかつたのである。

### 第五 一揆主謀者の人物と吏僚の卑怯

百姓一揆を計畫し又は其事を共にしたる人物に於て最も著しい特徴は、當時社會の下層に埋積せられ居たる土百姓に義勇奉仕の熱誠が漲りたるに反し、其門地の高きを誇て居た武士の行動の却て卑劣であつたことである。



天保十三年、江州に於ける百姓一揆の主謀者は土川平兵衛と云ふ元庄屋を勤めたる高齡の硬骨漢であつたが、土川は一揆爆發に先立ち一夜月明に乗じて同志の門を叩いて加盟を勧め、今度若し強訴により目的が達せられなければ、即座に暴動を起して初志を貫徹せんことを力説するや、其家の主人は躊躇して決答を濫り、何か他に妙案は無からうかと問ひかけられたるに對し、土川は「人生の事何ぞ極らん、只自ら信ずる所の大道を踏むの一策あるのみ、事の成否は是天なり、予の豫め知る處にあらず、見よ彼等斯く暴威を逞くし、聚斂を勉むるも、未だ曾て大藩の領地に入らざるは何ぞや、彼等其強を怖るゝを以てなり、今我々縛せられて江府に下り、天下の決斷所に於て彼等の奸曲無道なるを逐一に陳辯し、結局刑場の露と消えんこと是れ聊か國家に盡す所なり」と辯じ去り、辯じ來つて遂に其家の主人を説服し、一揆加盟を約束させたことであるが、後數日にして、一揆軍の蜂起するや、自ら白裝束に身を固め、「諸行無常」と記したる小旗を手に持ち、白髪を振り翳して「我こそは今度の暴動の發頭人であるぞ、諸君は宜しく我に隨ふて來れ」と大音もて一揆軍を叱咤指揮したる如き、當に三軍の將たる風采を偲ばしむるものがある。又正徳年間に於ける若狭の少年義人松木長操は天成の辯力と才智を有して居つたが、事敗れて捕吏其家に踏み込むや長操は恰も其母堂を慰むるが爲に「田村の曲」と云ふ謠を謳つて居たが、

母堂は闖入したる捕吏に向ひ「お上様には如何なるお咎めのあるかは存せねど、我子に限りて召し捕はるゝ様なる悪事は致し居らぬ程に、我子を召し捕ふることだけは恕し玉へ」と語れば、長操は母を遮りて「我れ召し捕はるゝことに就ては捕はるべき道理あり、今は詮なし靜かに縛りに就くべし」とて母を慰め、同時に捕吏に向ひ「我今老母を慰めんとして「田村の曲」を謳つて居たのであるが、今謠を中止するのは老母に孝なる所以で無い、せめて謳ひ終る迄待たれよ」とて再び見臺に打向ひ落ち着き拂つて曲を謳ひ、謳ひ終つて老母に生別を告げ、自ら頭を低うして從容として縛に就きたりと云ふ如きは、眞に高雅壯烈の限りである。草深き村落の少年の皮下にも一世の義鑑となるべき貴き血が流れて居たのである。又信州松本領に於ける一揆の首謀者多田加助が磔刑の宣告を受け、刑場の柱に縛り附けられ、今や丈餘の長槍其身を貫かんとする一刹那、神色自若として群集に向ひ、

「百姓衆の難儀見るに忍びず、聊か思ひ立ち候事も今は無益となりて候、假令加助此世を去り候とも、五分摺二斗五升は我等百姓の志に候、何時かは加助等の申す所、實事となり候はん」と叫ぶを、刑吏は憎くい奴と長槍を以て其の胸を突き、胴を刺し、鮮血全身に迸るも、加助尙は苛斂誅求の非を鳴らすこと數回にして、息絶えたと云ふ如き、其臨終の状景は人をして面を背け



しめ、壯烈義烈當に情夫をして起たしむるものがある。

之に反して當時の武士に至ては奸曲もて農民の膏血を絞らんとするものがあつたばかりでなく、百姓の強訴や徒黨に直面したる役人等は、或は腰を抜かして爲すべき術を知らざるがあり、又は詐術を以て強訴せる百姓を解散させたり、徒黨の發頭人を狩り出したりして、漸く其難局を切り抜くると云ふ風であつた。例へば夫の房州の萬石騷動の際に於て、房總半島の南端壹萬石の百姓の代表者が江戸に押しかけて検見法の不當なる事や、神社佛閣の材木を濫伐するの非行を陳情せんとするや、當の奸吏たる川井は偽りて百姓の請願は容れるから直に村方に引き取れと一通の覺書を交付して百姓を歸國せしめ、後ち自ら村元に出張して前言を翻し、過日交付したる覺書を取り戻さうとして、百姓の憤怒を買ひたる如き、又伊豫吉田領の一揆首謀者武左衛門を間諜により嗅ぎ出し、後ち捕吏を差し遣して捕縛したのであるが、捕吏は武左衛門の裏口から聲色を使ふて、恰も村の友人が所用を帯びて勝手口から主人を呼び出せるかの如き風を装うて誘ふた、其れとは露知らぬ武左衛門は、つか／＼屋外に出ると、其處に潜伏せる捕吏數名とつと押しよせて取り巻き、手足を押へて人里遠き原野へ運び去り思ひの儘に斬殺したる如き、條理と公平を信條とすべき一藩の司法者たる武士の所業としては餘りに卑劣なる仕打であつた。

加之、彼等武士は百姓一揆の襲來に遭へば、先づ腰を抜かして周章狼狽し、施すべき術も知らぬと云ふ有様であつた。是れ武士の米櫃たる百姓を殺しては彼等が自滅に陥ると云ふ心配も多分にあつたことではあらうが、其他の原因としては太平に順れたる當時の武士の士氣が減耗して、身を挺して戦ふの勇氣に缺けて居つたことを數へねばならぬ。左ればこそ彼等は常に譎詐と間諜と囑喝と斬首を以て首謀者を抑へ、漸くにして其難局を押し切ることが出来たのである。斯くして封建制度の末路が段々近づきつゝあつたことは、百姓一揆勃發に對して示せる上司の卑怯なる態度によりても其一端が知り得られた。

## 第六 一揆頭取人の末路と其斷獄

一揆頭取人と其協力者は、暴動や強訴の終局に於て必ず悲惨なる往生を遂げて居る、即ち彼等は直に捕吏に召捕へられて牢獄に投せられた儘拷問にかけられ、或は又入牢中の虐待に堪へ兼ねて牢中に悶死し、疲死するものもあつた。尋問の結果罪狀が明かになれば直に死刑に處せられたが、其の刑罰は普通は斬首又は磔の刑に處し、其生首を數日の間衆人の眼に暴したるものもあつた。其れ以下の輕罪人は或は所拂として其村から放逐して家財を沒收し、又極めて輕きものは科



料に處せらるゝものもあつた。實に何處の百姓一揆に在ても其終末は血涙と陰慘の記録を以て滿たされて居るのである。伊豫吉田領の一揆頭取人武左衛門は捕吏に誘ひ出されて手足を縛せられ、頭髮を攫まれ、猿轡を嚙ませられた儘宇和島領の下大野村と清水村との境なる筒井坂の峠に於て寛政五年二月二十二日の曉に三十七歳を以て鹹首せられて七日の間梟首せられ、副頭取の善六は終身牢に投げ込まれ其他二十二名のもの何れも流罪に處せられた。又延寶八年に於ける羽後の由利郡の百姓一揆では、其發頭人たる仁左衛門は其年八月二十三日に於て生理の刑に處せられたが、處刑の日来るや豫而用意せる一丈餘の深穴に仁左衛門を蹴込み、其上から小石を投げ込みながら山伏をして讀經をせしめつゝ、其表面の土が平になる迄土石を投じて致死せしめたと云ふ。又江州一揆の主謀者土川兵衛外十數人の者が捕吏に捕へられ、百二十有餘日の間鐵窓の下に繋かれ、日を夜に繼いでの拷問に此世ながらの地獄の思を爲し、牢中では入浴は勿論許さず、食物も碌に與へられなかつたので、鞭打と疲勞の爲めに全身完膚なく、肉爛れ、骨碎け、後此等の人々を江戸の白洲に運ぶ爲め牢屋から荒蕪に入れて運び出すや、今生の別れを告げん爲め、面會に行きたる妻子も其の寢れ方の餘りに甚しい爲めに、何れが父なりや、夫なりや見別けが附かなかつたと云ふ。又甲州の郡内騒動に於ては其發頭人は磔の刑に處せられ、以下の連累者は何れも

放逐又は罰金を課せられたが、今當時の罪科言渡文を見ると、

久野村無宿

吉 五 郎

三十二歳

此者儀甲州村々違作にて、衣食差支へ、下和田村次左衛門外壹人頭取徒黨を結び候を幸に存じ、騒ぎに紛れ、金銀をも盗み取るべしと右人數に加はり、頭取に相成り、徒黨の者共指揮いたし、所々人家打こはし、米穀燒棄、衣類引裂き、諸帳面、證文の類迄燒棄、村々酒食爲差出、恣に吞食いたし、刀脇差衣類等盜取り、其上右脇差を帶し、旗印を人足に持たせ、押歩行、剩へ川田村にては御代官手附手代共防方にして、出張致候節、寄集候ものへ及差圖、磔を爲打、右場所打破被召捕間敷と存じ、御用と認候提灯を奪取持歩行候始末、不恐公義仕方、實に不届に付、磔可行者也

五月六日

とある如き、以て當時の罪状と其刑罰の一斑を知るべきである。丹後宮津の百姓一揆の指揮者坂根筑前が捕吏の來るに先だち巧みに逃げ出し、山野を越えて大阪に落ち延び、其處に其一生を全



うしたるが如きは、當時に在りては寧ろ稀有の例に屬するものであらう。

## 第七 近世社會史上に於ける一揆の地位

徳川氏の統率下に存立したる封建制度は、其の實體、近代中央集權政府に似たものがあつたけれども、尙ほ封建國家たることに於て變りは無かつた、封建制度の社會的特色は武門の力を以て一般庶民を抑へ、庶民の生産によりて武門の生活を支へて行くことである。語を換へて云へば、農耕に従ふ百姓に働かせて武士に貢がせ、武士は此の貢物によつて其の經濟を維持して行つたのであるから、武士階級に取りては農民は經濟生活の源泉であると共に、百姓を富まさず、又怒らせぬ様に治むることは當時封建政治の祕訣であつたのである。

戰國時代を距る百年ならざる時に、徳川氏は豊臣氏の後を繼いだのであるが、徳川氏の世に至り、其天領たる私領たるを問はず、農業政策——百姓の納稅負擔力増進政策——をば施したやうであるけれども、如何にせん、農業生産力は若干の進歩を示しても、當時年を逐うて増進しつゝあつた武士の生活向上に相伴ふことが出來ず、爲めに中央に於ては徳川幕府、地方では列藩諸侯共に財用窮乏に陥つたから、藩士の給養も自ら薄少とならざるを得なかつた、此の如き際に

於て上司から財物を誅求せらるゝものは取りも直さず庶民たる百姓より外はなかつたのである。然るに、此の百姓と雖、其負擔力には元來限りがあるから、無理に誅求せられる貢稅に對しては所詮應じ切れず、遂に強訴又は暴動によつて生活の難局から免れんとしたのである。

同じ百姓一揆の原因の中に在りても、眞に幕府や藩主の政治方針から出たもので無く、中間に在る官吏の奸惡により農民が誅求を受けたる場合の暴動に就いて考へて見るに、潔直ならざる役人等は巧みに其上局を取り込み、百姓の眼を晦まして私腹を肥やさんとするものがあつたから、百姓は此の弊害に堪へずして遂に訴を企て又は一揆を起すに至つたのである。

若し夫れ經濟的原因に基く百姓一揆に至ては、其は必ずしも、封建制度の下に於てのみ見るを得べき一揆では無い、食糧不足や物價騰貴に基く暴動は時の如何 場所の何たるを問はず、常に起り得る現象である。然し、其原因は何れにあるにしても、即ち政治的一揆の場合にしても、社會的一揆の場合にしても、百姓一揆の起つたと云ふ其事自體が既に當時の封建制度の牙城に龜裂を生じ、庶民を制壓する武門の權力の鼎の輕重が問はれた譯である。

前來既に述べたやうに、百姓一揆は之を經濟的に見れば生産階級であり、又給養者である百姓が、上層の被給養者たる武士に對しての挑戰であり、抗命であつたのである。更に社會的に觀れ



ば、被治者階級たる武士への叛逆であり、裏切りであつたのである、故に一たび百姓一揆が起れば、其事の善悪は姑く別として、地元の藩主は徳川幕府に對して面目を失ひ、代官又は村役人の失政が原因して一揆の起つた場合に在ては、概ね藩主の赫怒に觸れ、責を引いて失官せざるを得なかつた。蓋し當時の政治良心としては、百姓を怒らせぬやうに、又潰れぬやうに治むることが民政即ち地方の要諦だとせられて居つたのであるから、天下の耳目を聳動する如き大暴動が其管下に起れば、其施政の責任者が面目を失ふに至るは當然である、又百姓一揆發頭人の心理傾向の動きも、最初から此の邊に向つて居つたことであらう。

洵に百姓一揆は封建制度の崩れ行く道程に現はれたる一種の社會現象であつたと共に、此百姓一揆が全国各地に頻發したるが爲に、社會を抑へ居たる武士階級が思つたよりも無力であつたことが判明し、隨て武士與みし易しとの考を百姓社會に懐かしむるに至つたのである。即ち百姓一揆の續々起つたことにより封建制度の繩の弛み方が庶民の眼底に映するに至つたのである。徳川幕府は先には由井正雪事件により、後には天草の亂により、宗門信徒又は浪人による一揆暴動を経験し、更に後年に至ては大鹽平八郎事件によりて學者浪人の企てたる社會騒動に直面したのであるが、此間に於て各藩の領主も亦絶えず大小の百姓一揆に悩まされつゝあつたのである。され

ば由井正雪事件や、天草一揆や、大鹽騒動が徳川幕府を中心とする封建制度に對する龜裂の豫兆であるならば、所在に勃發したる百姓一揆は既に爛熟に瀕したる封建制度の小龜裂であつたとも云はれ得る。

百姓一揆の顛末に關して後人の眼を惹く最も著しい現象は、強訴一揆に當面したる當局官吏が正々堂々と戦ふことを避け、或は詐術を弄して百姓の徒黨を解散せしめ、其後から直に捕吏を派遣して頭取以下の連累者を召捕り貳潰しに處刑して漸く其難局を切り抜けたるに反し、一揆強訴の頭取人は最初から成敗を眼中に置かず生命を賭して民衆の爲に闘はんとした犠牲心が内に燃えて居つたことである。即ち當時の武門階級は下民の強訴や暴動に對しては正々堂々と戦はずに、多くは譎詐と恫喝と嚴刑を以て其始末を付けて居るのである。されば、今日遺存せる百姓一揆文書の中から、其筆者の氣持で一揆運動に餘りに肩を持ち過ぎたる部分を取り去り、單に史實だけを赤裸々に洗ひ出して見ても、一揆暴動を企てたる百姓の胸中には至誠天に通ずる義魂が跳り、其の家門の高きを誇る武士等の間に却て汚穢卑怯の行爲の多かつたことが看取せられるのである。

徳川幕府の倒れたるに就ては觀察すべき幾多の方面があるが、所在に蜂起して世を騒がしたる百姓騒動をも閑却してはならぬと思ふ。徳川時代の末葉の近づくに従ひ、幕府や各藩は財政の上



に困憊して遂に市府の町人に叩頭しなければならなくなり、又氣鋭達識の壯年浪士が東西に奔走し、志士を糾合して輿論を強め、以て幕府の統制力を薄弱ならしめたるにもよるのであるけれども、是より先き、各地の百姓等が封建の壓迫に抗命したる一揆暴動の豫行的現象をも亦數ふべきである。勿論一揆暴動が維新の鴻業に寄與したることありとすれば其大部分は寧ろ間接的であり、又其破壊作用は朝に起りて夕に消ゆる線香花火の如くではあつたけれども、然かも濟し崩しの封建制度の土臺を搖がせ、其緊縛力を弛緩せしめ、既に衰弱したる武門階級の正體を世間に暴露したる効果は多大であつた。是に於て乎、今代の史家が明治維新革命史を草するに際し、維新を到來せしめた前提として、其數頁を百姓一揆の爲めに割くことは、實に村落の草叢に眠れる名も無き英雄の義魂に對する良き供養であるばかりで無く、日本正史の深さと廣さを擴大して、人民史たるの色彩を濃厚ならしむる所以であらう。

#### 参 考 書

百姓一揆に関する資料は決して少しとしないが、余の主として参考したものは余の拙著『徳川時代百姓一揆叢談』である。委しくは同書を参照せられたし。

## 第四篇 封建農民の消極的反抗

(徳川時代に於ける農民退轉並に子間引の習俗と村人數の減退に就て)

### 緒 言

封建制度の下に於ける農民が、其政治的又は社會的抑壓より逃れん爲め、上司に對して反抗的行動を採りたるものに所謂百姓一揆があり、強訴歎願があつたが、此等は謂はゞ封建農民の積極的行動として見るべきものである。然るに農民階級が、斯の如く積極的に反抗することをなさず、寧ろ消極的なる行爲を以て其生活苦境より逸脱せんとする所作が屢々演ぜられた、夫の農民の居村退轉及び間引の名の下に行はれたる産兒調節の如きが即ち是である。而して此の消極的なる百姓の背反行爲により當時の農村人口が時に甚しく減退する場合のあつたことは、近世農村社會史上着目すべき現象の一つであつた。

思ふに徳川時代に於ける全國總人口が一進一退の間に在つたことは、當時統計の精確なるものなきに拘らず、諸々の文献及び當時の事情により略ぼ推知せらるゝ所であるが(後段参照)、單に



全國の總人口に於て斯かる現象があつたばかりで無く、各地の村方に於ても、其人口は時により甚しく減少する場合があつた。斯くて村々の人口が特殊の事情により一進一退することにより全國の總人口が其れに連れて一進一退したものであるこの觀察も亦下され得る譯であるが、余は本篇に於ては百姓の村落退轉及び産兒調節を、村人數減退したる場合の主要なる原因として數へ、此の二つの農民慣習と封建仕法とに就て聊か考察を加へて見たいと思ふ。

徳川時代に於ける村人數減退の原因には勿論色々あるであらう、即ち例へば東北地方の如き寒冷なる地方に於ては凶年屢々到りて百姓の餓死するものもあつたらうし、又醫術の幼稚なりし當時のことであれば、疫病流行の爲に多數の人命を瘞したこともあつたらう。併し此等は謂はゞ特殊の年に於ける異例の出來事であつて、農村社會の常態であつたとは云へない。然るに村の百姓の逃散や、脱落や産兒の制限やは多分に封建制度を背景とする其頃の農村社會の常相であつたから、之を徳川時代に於ける農村人口の減退したる主要の原因として數へて、歴史的考察を加ふることは、現今の時勢から觀ても意義があるやうに思ふ。

## 第一 百姓轉退

徳川時代に於ける百姓は領主の誅求其他の苛政甚しき場合には自己の居村から他領に逃亡し、又は出稼奉公に出づるものが多數にあつた、其内、百姓の逃亡は之を逃散、脱落、逐電又は逃げ失せ等と呼び、幕府や各藩に於ては極力逃亡者を搜索して歸還せしむることに努めたのである。彼等にも家あり、屋敷あり、又若干の耕地をも有して居つたのであるが、其れが自己の居村を棄て、逃亡し、永劫に祖先墳墓の地を去りたることに付ては其處に深い理由が無ければならぬが、生活困難と年貢の負擔に堪へぬことは其主なるものであつた。尤も當時の百姓等が自村を退轉したる動機に付ては二様の觀察が下され得る。其一は實際に永久に故郷の地を踏まざる決心を以て逃亡した場合と、單に藩主に對する一種の牽制運動の手段として妻子は之を家に残し、戸主のみが大舉して一同に退轉した場合とがある。前の場合に在りては脱落人は永久に自村に歸らないけれども、後の場合に在りては、逃散地の役人と自藩の役人との談判の結果により概ね逃散の目的を達して歸村する場合が多かつた。

然らば實際に於て村方の百姓は如何にして村落を退轉したかと云ふに、彼等が散りくゝに一戸又は二戸づゝ退轉したる場合と、多數の農家が一舉にして退轉したる團體逃散との二つの場合がある。今個々に逃亡したる事例として近江國蒲生郡に於ける慶長十六年及び元和三年の事件に付



き記録を引用せんに(註一)

長左衛門、七兵衛と一味に仕候得共、右之者兩人作にげうせ申候に付而、我等惣中へ御わび事申上候に、御同心被成、忝奉存候、以來右之者歸られ候とも、少も出入仕間敷候、爲其仍如件

慶長十六年寅五歲十一月八日

五郎兵衛(花押)

平兵衛様

惣中へ參

乍恐言上仕候

一、從先年茶桑柿木の御年貢無御座候、殊に天正十一年六月より太閤様御檢地の儀故、御目錄の次第茶桑柿木御座候は上島、茶桑柿木無御座候は中島、下島と御帳面に御のせ被成候、然處、中野村、今在家村、小今村、島ばかりの所にて田は一本も無御座候、又こぼち塚村、田島幾分づゝ之所にて御座候、其後度々御檢地竿の内有之、茶桑柿木植置候も、粟稗大豆作毛同前の事にて御座候、田は一本も無御座候、所に米大豆にては御納所にも右の三色を以代替申候はねば、御納所成不申と、今更新方の御年貢御もり可有之旨迷惑仕候、

隣郷にも箇様の儀無御座候、種々御願申上候得共終に御聞分無御座候故、爲御理、無了簡在所を罷出候事(下略)

一、隣郷に一回も御尋も無之、四ヶ村の百姓悉くめしこめ、其内駿河迄御訴訟に罷越者共、又はおとな百姓二十五人めしこめられ、御糺明被成、りんこうにある者なく候共、茶年貢被御懸乍迷惑請狀被仰付候條、其故去年の内に參拾かまごにげ申候事(中略)

一、中野村に庄屋肝煎御座候、其れには無御座候て、他國かけ仕、甚吉と申者の留守に入、女子を恣に被成候、御代官の事に候得者不足申事も不罷成女子をつれ又他國へうせ申候事

一、いはれなき百姓を去年五月六日にとらへはたせを打、過錢被御懸候(中略)

一、左馬進殿御代官御かへて可被下候

以上

中野村

元和三年六月十五日

進上 御奉行衆様

第四篇 封建農民の消極的反抗



右記録の中、元和三年度に於て代官が百姓の婦女子を弄ぶ爲めに、其百姓が家族を連れて村を逃亡したとの事は、封建治下の政治經濟事情以外淫行關係が加はつたものであつて、封建支配者の物慾に加ふるに、更に性慾の強制より農民が逃れんとして其村を退轉したものである。

次に團體を組んで逃散した場合としては前顯文書中にもあるやうに一度に三十戸も逃亡した事例もあるが、更に又其村全體の者が一擧にして逃亡したが如きは、逃散行爲の最も著しいものである。左に越前國丹生郡に於ける正保年間の記録を示す(註二)。

丹生郡米ヶ浦之百姓、昨申年五月庄屋一人相殘、村人一同(百六人)船にて致出奔候に付、方々相尋候處、越後新潟に罷在候に付、今日召連歸致吟味候處、頭取市兵衛、六藏、孫市與申者は行衛不相知候に付、兵四郎、次兵衛と申者兩人追而入牢申附之云々(正保二年三月二十二日)

即ち正保二年、丹生郡米ヶ浦にては殆んど一村全部の百姓が越後地方に逃散したのである。又阿波國三好郡山城谷の百姓六百餘名は天保十二年十二月年貢其他藩の財政事情に關し不服を唱へ、伊豫今治領に逃入りたることがあるが、是は實際に彼等が其の村を永久に退轉する積りではなかつたらしく、一種の牽制運動であつたとも見らるゝのであるが、結局は今治領の村役人の取

計により、願望の筋が聽き容れられて歸村したやうである。今此の逃亡運動に關する史料を引ければ(註三)

### 口上之覺

私共阿州三好郡山城谷、百姓共に御座候、右當冬にて居住難仕御座候て、去る十二月四日の夕方より同十一日夜まで御當國宇摩郡、上山村迄罷越候所、同村安樂寺院、同村役人衆中御入割にて御指留め被下、旅宿被仰付、銘々足留仕中に付、先達より段々御教示被仰聞候へ共、歸村仕る共一旦元村立退き候故、御咎の程も多恐、歸村の御利害被成下、御當領大庄屋井川太郎左衛門様、並に御同役矢野彌十郎様、同元大庄屋井上喜代左衛門様、小庄屋島田龜左衛門様、毎々御直談被下、私共歎之筋、夫々御掛合被下て、井上喜代左衛門様、並に島田龜左衛門様御引請被下候様御詰被下、私共心得違にて村出候處、以思召、御境目迄村出候處、上山村御役人衆中御利害の上、歸村致し候筋に御申立被下、右御咎も御座なく候様御掛合被下置、難有安心仕歸村仕候

### 一、御年貢米之事

此御年貢米之儀、米麥者御指紙代銀上納にても勝手次第に候事

第四篇 封建農民の消極的反抗



但米麥御指紙相場不都合之儀無御座候様、商人を手許村役衆御隣郷の相場に引合せ相立候様御取計、百姓等迷惑不成様被下候段、御申立可被遣事

一、飯料麥之事

右麥の儀は地質雜物御他國より買入又は賣出候儀古來より御指留に候へ共、御隣郷軒並にも同斷の場所三斗五升飯料に取遣候儀は可有御座苦、然共取上候と申上候儀證據有之、申立に候得者、迷惑不成様御取計候儀御申立可被遣事

一、馬喰札之事

此儀根元御取究御建に相違いたし候儀も相究候に付、請持御役場へ御懸合被下候儀申立可被遣事

一、楮之事

此楮之儀者先年國中楮株御帳付に被仰付、御定直段を以て御買上、此後株絶に成候共、御帳付の員數一村中より相調來り候御取究に候へ共、迷惑仕り候趣相聞に付、御差免其後相對之實事御買被取、紙漉共へ御渡の由に候へ共、難澁申立有之故、其段御請持御役場へ御懸合、迷惑不成様被成下儀に御申立可被遣事

一、漆之事

此漆の儀、一手買取究の儀御請持御役場より御申立に候、御郡代所より申に付、迷惑不成様御取計候儀、御申立可被遣事

一、西字、大黒御給地御年貢証出者之事

此株迷惑不成様御申達可被遣事

一、右同御借銀押米の事

此株儀諸村一平之御所取に相成迷惑不成様御所持御役所へ御振合の儀御申立可被遣事

一、諸御奉行罷出候節造用之事

此株の儀地盤御定置共御究も有之候付、追々御取調古法に基き迷惑不成様御改め被表遣候儀、村役人御申聞可被遣事

一、粟山内田源次事

此源次一件屹と御吟味に相及候様御申聞可遣事

一、煙草の事

此度御究に相成にては他國持出御切手請取候様有之、佐野村山城谷等にて御口銀仕持出候者御究之外に可有之と被存候に付、右之段御所持御役場へ御懸合迷惑不成様御申建可被遣事

一、百姓持株之事

此株之儀は根元の御建引合居申儀と難計、尙御取調御請持役場へ御掛合迷惑不成様、御申達可被遣事

一、蜂蜜蠟實之事

此株前同段

一、金物之事

此株賣買用ひ直仕入儀は、古來より難相調候へ共、自分遺料調歸候儀は指支無御座候

一、實綿之事

此株之儀は右同斷遺料調歸り候儀は不苦事

一、近年仙野新酒屋出來之事

此新酒店之儀、十二三ヶ年以前より相始め、且つ株の儀は淡州株に無之、市中借株と申立致相違不都合に付、外に相

第四篇 封建農民の消極的反抗



惡之趣意も候得者、御郡代所申出候様被仰付、此株私心得違奉恐入候

一、岩津竹木御分一事

此竹木の儀先年より御究筋有之所、迷惑の趣御聞取、一同迷惑不成様根元御取究向解き放ち、竹木篋等代銀一百に付五匁宛御吞銀御取立候様仕居候に付、大に辨(便利)に成たる筋之處、本品五本に付一本召上候様の申立に別而心得違に相見え候事、此株私心得違奉恐入候事

一、竹木建賣札之事

此建賣札之儀、當村の事乍ら、無據運相見え候に付、御請持役場へ御懸合迷惑不成様、御申立可被遣事

右夫々前文之通井上喜代左衛門様、島田龜左衛門様、御引受御内濟に被成下候趣にて、道筋無異儀面々宿元へ罷歸候様被仰渡奉畏候、是まで彼是御取計被下御慈悲の段、千萬難有仕合奉存候、仍て口書指上申候以上

天保十二丑年十二月十七日

阿州三好郡山城谷

百姓人數六百三十一名判

豫州今治御領

大庄屋井川太郎左衛門様

御同役矢野彌十郎様

以上擧げたる三四の事例によりて見ても、徳川時代の百姓が或は個々別々に、又は徒黨を組んで其居村を退轉したものゝあることが判る。今日各地の村落に何々屋敷又は誰の古屋敷と云ふ口碑が傳はり、其れが會て年貢上納に窮して逃亡した農家の跡であると云ふ語り傳への如きは、永久に農民の退轉したる史實を證據立つるものである。

斯く領内の農民が其居村を退轉することにより封建領主の土地經濟組織が爲めに紊亂せらるゝばかりでなく、斯かる逃亡騒ぎを起されては徳川氏に對して面目を失し、藩主としての地位にも關することであつたから、斯かる事件の起りたる場合には各藩の領主は成るべく之を表沙汰にせず、隱密の裡に取り鎮むることに腐心した。併し百姓の方では領主が此種の消極的反抗を忌む弱味に附け込んで、百姓一揆の一手段として堂々と他藩逃入運動を企つるものさへあつた。前記阿波三好郡の逃亡運動も其れであつたやうだし、又夫の嘉永六年度に於ける盛岡藩の農民數萬人が仙臺藩の領民にして貫ひたいと、其南方國境を越えて陸前國に押し出した如きは其の適例である(註四)。

茲に特記すべきは、村に於ける一家全體又は其の子弟が生活に窮して出稼奉行に出かけることも亦農民逃散や脱落と等しく村人數の減退を來す原因となるものであるが、是は時に或は庄屋、



名主の許可を受けて出づるものもあつたから、退轉の形式は前者と大いに其の趣を異にするは言ふ迄も無いが、奉公人に關する考察は、別に論考があるから此處には之を省略する(註五)。

百姓が斯の如く自村を退轉する者が追々増加するに至つたから、徳川幕府に於ても、亦各藩に於ても、農民逃亡、又は出稼の名の下に村落を退轉することを禁止するの御觸を出して居る。左記明和四年に於ける徳川幕府の御觸書(註六)及び寛永年間に於ける南部藩の布達(註七)の如きは一は中央幕府の、他は地方領主の農民退轉を禁止せんとせしを語るものである。

國々百姓強訴徒黨又者逃散の儀も堅く停止に候上、猶又寛延三年右體の儀於有之、急度遂吟味曲事可申付旨相達候處、西國筋百姓共之儀我意強く今以御代官並御預り所役人領主地頭より申付を拒み間々逃散いたし、他領へ願出候儀も有之由、不届至極に候、然る處領主地頭より心得違等に而仕置等にも不申付候は歸村可爲致由、難澁の儀粗有之趣相聞、不埒成事に候、以來右體の儀有之候は其所より早速歸村いたし候様に取計、暫も其所に差置の儀有間敷候、尤元々江歸村の上先達而相達候通曲事に可被申付候

近來在方村々の者共、耕作を等閑に致し、却而困窮等之儀申立、奉公稼に出候者多、所持の

田畑を荒し置候類在之由相聞得、不埒の至に候間、已來村方人別割合何人迄は奉公人に出候而も殘數にて耕作は勿論、村方の指支無之や否、村役人共相糺、實に無據子細にて奉公に出度旨相願者在之候は、右割合之人數迄は村役人共承届、年季を限り奉公に出候様可致候、若村方之指支も不願奉公に出、田畑を荒し候儀在之候は當人は勿論、村役人共可爲越度一者也

安永六年六月二十六日

山本孫市

渡邊助左衛門殿

右に擧げた二通の觸書中、第二のものは南部藩の舊記録中にあつたものであるけれども、其文體全く安永六年に徳川幕府の發したる『奉公稼の儀に付御觸』第七篇「徳川時代の農村奉公人」(參照)と同一文であるから、其法源は正しく徳川幕府に在るものと見て不可ないのである。南部領は他の東北諸藩と共に、古來飢饉の襲來に遭ふこと多く、農民退轉や、子間引の多く行はれたる地方として知られて居る、故に其法源は徳川幕府にあるのであるけれども、同藩所出の右記録を上下相通するものとして之を茲に引用した次第である。



右の諸法度によりて知り得らるゝ如く、徳川幕府や各藩は百姓が其の生活困難を理由として各自の居村を退轉逃散し又は出稼することを嚴禁したのであるが、當時の封建支配者が斯かる法度を布達せざるを得なかつた其事自體が、既に各地の村落に於て百姓の逃散や出稼の大に行はれたことを旁證するものとも云はれ得る。

農民の逃亡を喰ひ止め、領内の人々を増殖する爲めには各藩に於て種々の慰撫政策が行はれたが、領内青年男子の爲め特に他國より美目好き婦女子を輸入して青年に配し、之により彼等を其村に居着かしむると共に、子供を増殖せしむることを獎勵したる治民の例は、奥州白河藩に於て見ることが出来る。

元來、白河領内には婦人が少くして、男子の方が餘程多かつたので、嫁を娶るにはなかなか澤山の金銀を出さなければ如何に好い男でも妻を得ることは出来なかつた。加之、一般に子供を養育することを嫌つて墮胎をするものが多いので、男子は澤山居るが、婦人は誠に少なかつた。仍て樂翁は此の有様を憂ひ、一方には墮胎を禁じたのであるが、縦令墮胎を禁じても、肝腎の女が少くつては段々人口が減じて國勢が鈍くなるばかりだから、翁は苦心の結果、越後地方には女子が多く、此の地方の女子は殊に能く働き、能く子を育てるとの事を聞き、宜

しく越後女を移入して子種を殖やすに如かずと、直に使を越後に遣つて女人御用の大幟を立て、金壹萬兩を投じて婦女をドシ／＼買入れ移入し、彼方此方の青年へ配嫁したることである。すると素より子を能く育む越後女のことであるから、領内の人口は年々増加して寛政四年の調査によると、天明五年に比し三千五百人餘の増加であつたので、翁は非常に喜んで、是れ畢竟越後女の御蔭であるとして、役人に酒肴を下賜して其の功勞を賞したと云ふ(註八)。右に付き板井申生氏の同地方旅行見聞談を聞くに、樂翁公が特に越後女を選みて自藩に移入したるは、越後地方は眞宗の信仰盛んにして墮胎するもの少く、且つ他國行きを厭はぬが爲めであつたとのことである。

註一 蒲生郡誌

註二 福井縣史第二卷

註三 著者所藏記録

註四 拙業『徳川時代百姓一揆叢談』

註五 別稿『徳川時代の農村奉公人』

註六 徳川禁令考第五帙

註七 岩手縣石巻圖書館寺崎彌兵衛氏報

註八 白河樂翁百話

第四篇 封建農民の消極的反抗



## 第二 子間引

一一六

徳川時代の百姓が種々の方法を以て妊娠を調節したり、生兒を殺害したる行爲は世に謂ふ所の『間引』であつて、『子おろし』『子返し』又は『がにば』等とも云はれて居た。産兒を制限することを何故に間引と云ふかと云ふに、多數に子供の出来た際、其中から或は奇數を残して偶數を除くと云ふ風に點々殺して、宛も厚播きの作物の苗を一本置きに間引くに似て居るから、之を間引くと云ふのである。

間引の動機は主として生活の困難を緩和せんとするにあつたことは言ふ迄もないが、然も間引をする結果、農村人口を減少し、延ひて一藩の農業生産力を減殺することになるから、幕府及び各藩に於ては之を禁止することに力を致したのである。而して此の産兒制限の禁令の趣旨は單に唯物的思想のみからでは無く、他方には倫理觀念も多分に加はつて居ることを見逃してはならぬ、即ち一方には胎兒又は生兒を殺すは可哀想なりとする思想が、村落の戸口を充實せしめて農産を盛にし、藩庫の充實を圖らんとする經濟觀念と共に働くのである。例へば徳川幕府は明和四年十月『出生の子取扱之儀御觸書』として(註九)

百姓共大勢子供有之候は、出生の子を産所に而直に殺す國柄も有之段、相聞、不仁之至に候、以來右體の儀無之様村役人は勿論百姓共も相互に心を附可申候、常陸下總邊に而者別而右之沙汰有之由、若外より相顯に於ては可爲曲事者也

と布達したることがあるが、文中に於て『不仁之至に候』とある如きは、其間に倫理的觀念の表示を語るものである。又各藩に於ける實際的禁令教訓の施設としては、仙臺藩の如き、夙に赤兒の養育に對して種々の方法が施されて居る(註十)。

其れから又當時の農村社會教育の一目として間引の習俗を矯正する爲め、態々教本を書き綴り、之を村民間に流布して殘忍行爲を止めしめんことに努めた地方もあつた。飢饉凶年の頻來したる東北地方に於て殊に其必要を見たやうである。今左に陸中國紫波郡地方に行はれたる間引停止の教本『邊土民間子孫繁昌手引草』の一節を引く(註十一)。

田舎にては所によりて貧乏人に子供の多きは身代のかせなりとて、産落したる時、口を塞ぎ、尻を押へてひざで敷き殺し、又は産まぬさきに飲むすり、さしぐすりにて流すを子返しと云ひ、又子まびきとも云ふ、さていとはしきことなり、如何にむごい親なればとて、吾子を殺すを以茄子を押つぶすやうにこゝろいて、かわゆとも、不便とも思はぬは、あま



りどうよくなることなり、他人を殺してだにげし(下手)人になるものを、ましてかわいがらねばならぬ等の子を親が殺して、おそいか、速いか、其報がなくして済むべきや、是がそのむくひなりとしてしらせがないゆえに、罪も報もないと思ふは愚なり、子供が多くて貧乏な者も子ゆえに貧乏するにあらず、子供が身上のやせになるものならば、子のなる(無い)ものは金持になる筈なれども、夫婦ぐらしや、老人ものにもびんぼう人のあるを見て、貧乏は子供のあるなしによらぬ事を合點すべし云々。

是は夫の凶歳屢々襲來して、百姓の經濟生活を困難ならしめた陸中地方の村方の間引を矯正し農の『子孫繁昌』を圖る爲めに或寺の僧侶がものした訓誡書であつて、罪なき赤兒を殺すは『不憫なり』との人道的思想が主として其の本流をなして居る。

然らば上記の如き幕府の禁令や、僧侶の教戒したる通りに民間間引の慣習は矯正せられて居たかと云ふに、實際は然らずして、民家に於ては相當盛んに間引を行つて居たものゝやうである。而して産兒制限の方法の内、其一は姪娠中に胎兒を殺す所謂『子おろし』と、二には一應分娩した後、之を故殺するものがあるのであるが、今二三地方の例を引いて間引慣習の實際に行はれたる史實を示す。

佐賀地方の産兒制限は普通に『一丁越』などと云つて、男女に不拘、一つ置きにやつた、現に或る百姓の老婆は九人兄弟の内三番まであるが、其二番目の兄は御維新前『ククラレタ』と云つて居る。最も是とても親子の情として自分から間引いてくれと口にせられるものではない。故に一般には『ゴゼンボ』又は『オンボサン』と方言で云はれる産婆が大抵産家の經濟状態から氣を利かして『如何しましょうか』と口を切り、其家で『よいやうに取計ひくれ』と返答する。此『よいやうに取計ひくれ』は間引く意味に解せられたのである。故に『あの家は又ククツタ』とか、あの家は又『蟹さがし』やつたとか言はれる。下手人は『ゴゼンボ』であるから、自然産婆は家二代と續かず、産婆死せば家の周圍を赤坊が取りまくなど、言はれたのである、此の如き地方なれば、無事に子供の出生した場合は土佐邊(此地方にては間引くことを『ヘス』と云ふ)と同じやうに、知人は『御繁昌です』と口々に祝詞を述べる、此の繁昌と云ふ語は『生れる』と同意味に用ゐられ、犬が子を産みても『あの牝犬は繁昌した』と云つて居る(註十二)。

甲斐國南都留郡河口湖北邊の某村にては今日も尙ほ徳川時代以降仕來りの間引の慣習が行



はれて居ると云ふ。即ち同地方には昔時より『子三人』なる俚諺行はれ、『子少きは長者の暮し』と稱せられて、極めて子供の少きを願つた。是れ何によるか、當村が往時より富裕なりと云はれしもの、如何に農民生活の苦しきかを示すものである。尤も此習慣は富者階級にも其儘行はれて富者も亦子供の少きを願へるもの、如くである。農村は一體に早婚であるが、當村も亦其例に漏れず、最近までは殆んど青年婦女子は二十歳前後に結婚して居るのである。斯の如くんば夫婦生活も長き爲め、夫れに比例して産兒多かるべき筈なるに其就學兒童の増加率低きは、是れ墮胎及び嬰兒故殺が行はるゝからである。即ち兩親未だ健在なるに、『樂隱居』と稱して早く長男に嫁を取り、其後繼者を相續者の二十歳臺に得れば、二十歳臺に生れる嬰兒は多く故殺し終るのである。尤も之に反して若き時代に嬰兒を多く育つるを嫌ひ、養育し易き範圍に五六年に一人と云ふが如き割合に産兒を生かし置く場合も勿論存するのである。又故殺の外に墮胎も行はるれど、之れは母體を害する事大なるを以て餘り行はれず重に故殺である。而も此習慣は殆ど公然の祕密として盛に行はれ、何人も之を問題とせないのである。尤も皆一村同穴の狸にて相互に此行爲を犯してゐるのであるから、怪んで問題とする譯にも行かないのである。殊に面白き現象は當村に駐在する

巡査の寛嚴に依つて産兒の數に差違あること之れである、當村には巡査駐在所は存せざれど、附近の山林視察の爲め林野巡査が居住してゐる、此巡査は犯罪檢舉その他法規を嚴重に施行せざる程良き巡査として評判が良く、従つて評判良き巡査は村民の嬰兒故殺の事實を耳にするも聞かぬ振りをしてゐるのである、斯る年には産兒の少きは當然にして評判悪き巡査の居住する年は逆に産兒は多きわけである。現に昨年より今年に掛けて居住する巡査は、その所謂後者に屬する者なるを以て産兒多く従つて出産届著しく増加して、役場吏員をして微笑せしめたと云ふ事である。

然らば此墮胎及び嬰兒故殺の方法は如何、之れが本調査の最も重視すべき所なれども、残念なる哉、筆者は他村よりの來り者、殊に男性なるを以て、その調査容易ならず、得し所は苦心の十分の一にも達しない、僅かに次の二三種に過ぎないのである。即ち墮胎には或る方法により『子おろし婆さん』とて手慣れたる者を頼んで施術すると云ふ事である。或は又特別なる薬品を用ゐる場合も是れあるやも知れざれど、その方法を審かにするを得ないのである。又た『尻餅』をつたと稱して衝撃等の流産の原因を與ふる方法も行はるゝらしいが、墮胎は母體を害する事大なるを以て餘り行はれず、完全に妊娠成長せしめて出



産の際死産せりと稱して故殺する方法が最も多く行はれるのである。而して死産の處置は如何といふに、前述の如く死産として堂々と寺へ持つて行つて埋葬するのである。之を方言にて男子ならば、『お寺へ婿に（女子ならば嫁に）やつた』と稱して一笑に付し去るのである（註十二）。

又有元英夫氏の實話によれば、同氏先年岡山縣赤磐郡某村の某氏との會談中、談偶々徳川時代の間引のことに及びたる際、相手の談話者は有元氏に向つて曰く、『自分も生れた際は間引かれかゝつたのであるが、幸ひにも今日まで生き延びて居る、事の次第は斯うだ、此地方では昔は子供が生れると必要な分丈け残し、あとは皆殺して仕舞ふ、自分も一度は不要の子として親から首をひねられ、押入れの棚の上へ上げられてあつたが、既に殺して死んだものと思ひ切つた赤兒が、程經ても未だ呼吸をして居る、仍て親達は此子は體質が丈夫だから生かして置かうとて、再び取り上げて育て、呉れたのが私です、御覽なさい、私の頸はこんなに曲つて居るでしょう、是れが其時、親から頸をひねられたあとなのです』とて曲つた頸筋を有元氏の前に突き出して語られたとは、有元氏が著者に對しての實話である。

又同氏の語らるゝ所によれば、越中富山市近所の某村の神社にては近頃迄毎月一定の日に其村の子産み女の尻叩きと云ふのが行はれて居つた、即ち其日になると、村の青年の當番が、手拭の先きに石を包み、其れで其年に子を産んだ女の尻を叩くので、餘り澤山に子を産めば、其れ丈け人前で尻を叩かるゝので、自然に兒産みを控へるやうになるといふ。

以上述べた産兒制限に關する法度や、教訓や、村極やは二三の地方に關する事例に過ぎないけれども、之により徳川時代に於て「子おろし」又は間引が隱密の間に各地に於て相當に行はれて居た事實を推察することが出来るであらう。

註九 徳川禁令考第五帙

註十 土屋喬雄氏、舊仙臺藩の赤兒養育仕法（東京帝大、經濟學論集第三卷第一號）

註十一 元盛岡高等農林學校教授、現九州帝國大學農學部教授、木村修三氏所藏

註十二 「民族と歴史」第四卷、第四號、宮武省三氏報

註十三 知友某氏私信報告（特に實姓名を秘す）

### 第三 村人數減退の例

然らば農民の村落退轉及び産兒制限により、農村人口は如何に減少したかと云ふに、村の人口



が甚しく減退せる原因には或は疫病があり、又時には凶年に餓死するものもあつたであらうが、普通には逃亡と間引が主要なる原因であつたと思ふ。併し農民の村落を退轉することにより其村（又は其の屬せる藩）の人口が其爲めに減するに違ひはないが、日本全國の總人口は此單なる人口移動により影響を蒙るもので無いと見ねばならぬ。然るに「子おろし」や間引に至ては嬰兒の生命を絶つものであるから一國一藩の總人口を絶對的に減少せしむるものである。語を換へて云へば前者は一定地域外に人口の移動することを語り、後者は直に人口其者の數を殺滅することになるのである。而して徳川時代の列藩は經濟的に孤立して居つたから、自藩の領域から百姓の逃散するにより、自領の農業生産力に影響を及ぼすことは夫の「子おろし」や間引と敢て選ぶ所無きものであつた。殊に封建制度の下に於て自然的孤立の状態にありたる村落に於ては、其村民の逃散や、嬰兒殺しによりて、其村人數の減少せる場合が尠くなかつた。此傾向は夫の天惠の豊なる西南日本よりも、寒冷なる東北地方に於て殊に著しきものがあつた。左に掲ぐる福島縣田村郡常葉町大字常葉（舊常葉村）に於ける延寶六年より明治二十五年に至る二百餘年間の人口移動表は右に關し頗る興味ある事實を示すものである（註十四）。

調査年表

戸數

人口

男

女

|       |     |      |     |     |
|-------|-----|------|-----|-----|
| 延寶六年  | 二一三 | 一〇八一 | 六三一 | 四四〇 |
| 元祿元年  | 一九一 | 一〇四五 | 六二〇 | 四二五 |
| 同 五年  | 二二六 | 一〇五四 | 六二〇 | 四三四 |
| 享保七年  | 二〇六 | 一〇〇二 | 五九四 | 四〇八 |
| 明和七年  | 一八二 | 八八〇  | 五〇六 | 三七四 |
| 天明三年  | 一七二 | 八四六  | 四八〇 | 三六六 |
| 寛政四年  | 一五八 | 六七八  | 四一四 | 三五四 |
| 天保六年  | 一六二 | 七八二  | 四一六 | 三六六 |
| 弘化三年  | 一二八 | 六七六  | 三五八 | 三一八 |
| 慶應二年  | 一六四 | 八二七  | 四一六 | 四一一 |
| 明治廿五年 | 二一八 | 一三六三 | 六六九 | 六九四 |

右の數字により見る時は、舊常葉村に於ける人口及び戸數は延寶年度以後漸次衰退を示し、弘化年度に至りて其衰勢最も甚しく、維新後、明治二十五年に至りて漸く元祿前後の戸數に復して居るのである。固より一村の事實を以て大勢を推論することは出来ぬけれども、東北地方の農村經濟に精通せらるゝ木村修三教授が、徳川時代に於ける東北地方の村落人口が時により大いに減退したりとの觀察の妥當なることを其私信中に述べられて居ることを深き意義有るものとして附言する。而して斯の如く徳川時代の中葉以後農村人口、殊に東北地方の寒村に於て人口が實際減少



したることある場合に於ては、其原因は『主として飢饉又は誅求の爲なるべく、又間引は特に女兒に就て行はるゝにあらずや』と同教授の主張せらるゝ其所見中、女子の割合のことに就ては前掲常葉村の人口増減表中、女子が男子よりも常に其總數に於て少きことを示して居ること及び前顯白河樂翁公の治政史に徴しても其の一端を知ることが出来る。蓋し、女子は男子よりも其體質弱くして勞働生産に堪へ得ないから、兩親の經濟意識の動きにより自ら女子を斃して男子を成るべく多く残さんとするより、村の總人口に斯くも男女の不釣合を來すに至つたのではあるまいか。

註十四 木村修三郎氏私信報告

### 括言

以上余は徳川時代に於ける村の人數の減少したる場合があり、爲めに全國の總人口が一進一退の間に在つたこと及び村人數減退したる場合に在りては其減少原因を主として農民退轉及び間引に在ることを説いたのであるが、封建社會の事實たる此農民退轉と、産兒制限の習俗に就ては更に若干の思索を加ふる必要があるやうに思ふ。

封建經濟は主として土地によりて支配せられ、土地は百姓の勞耕によりて初めて生産を擧げ得

るものであるから、耕作に堪ゆる多數の農民が自領内に群居することは、封建經濟を維持する上に於て最も必要なることである。乍去、百姓と雖人間である以上、領主の誅求又は其他の苛政により自己の生活を支へ難きに至れば、彼等は其居村より逃散して他地方に流浪したり、又奉公稼ぎをしたりするものが續出するに至るのである。此の農民逃散——缺落逐電——と出稼奉公とは所謂耕作を等閑に附するものであつて、村の人口を減じ、生産經濟を紊亂する一原因であつて、當時之に對して嚴重なる禁法ありたるに拘らず、彼等が墳墓の地を退轉したのは、實に止むに止まれぬ事情に迫られたものと云はねばならぬ。

百姓が自己の生活苦より逃れん爲めに行ふ今一つの緩和手段たる産兒調節のことたるや、成るべく家族の口數を減らしめて一家の生活苦を和げようとする處から、或は生前に胎兒を流産し、又は生兒を殺害する等のことが行はれたのである。村方に於ける此産兒制限慣習が夫の疫病や飢饉や餓死等と相俟て農村人口を減退せしめたることは特に著しき現象であつた。赤兒を間引くこと多く、同時に又村の百姓が逃亡したり、缺落をなすに於ては、其村の人口は自ら減退せねばならぬのである。

徳川時代に於ける全國人口が何千萬人であつたかは固より明瞭でないが、記録の示す所によれ



ば(註十五)享保十一年度に二千六百万人餘であつたのが、寛延三年には二千五百万人臺に下り、明和五年に至りて二千六百万人臺に復し、安永二年には再び二千五百万人臺に下り、其れから寛政四年には更に二千四百万人臺に激減し、後ち文化元年には二千五百万人となり、弘化三年に漸く二千六百万人に復し居る(此の統計には武士の人数は軍事に秘密として加へられて居ない)。斯の如く徳川時代の末期一二三十年の間に於ける全國總人口が一進一退の勢を支持し、殊に此間に於て最初二千六百万人の人口が中途俄に二千四百万人に激減したことの如きは、統計の不精確なりし事情は姑く問はず、今日、吾人の懐く常理を以てしては推知するに苦しむ程であるが、當時は、列藩各地に割據し、其人口調査の如きも主として納税の爲に行ふものであり、且つ武士階級が其中に加つて居ない上に、統計其ものが甚だ不精密であつたから、之を適確に論證することは出来なけれども、大體にして以上の如き觀察が容れられるのである。斯く人口の減退する主要の原因に就ては或は飢饉の爲の餓死や病死があり、疫病流行があつたであらうけれども、農民自身に於て生活の脅威から免れん爲に自村から退轉したり又は産兒の制限を行ふ事が其主因を成すものであつたと認めねばならぬ。

封建農民が其村から退轉し、又は産兒を調節することは封建領主に對する大なる打撃である。

打撃ではあるが、其は消極的なる打撃である。夫の苛政重斂に對して農民が強訴したり、歎願したり、又は一揆暴動を企つるが如きは、封建君主に對する農民の積極的活動を示すものであるけれども、隱密の間に逃散したり、出稼したり脱落したりしたことは、姑息にして消極的なる行動である。若し夫れ、産兒制限に至ては姑息中の姑息なるものであるけれども、其の結果として封建君主に打撃を與ふる點に至つては同一である。然も此等隱密の行爲も封建經濟の原則たる土地經濟仕法を脅威すること至大なるものがあるから、幕府や領主は一方には經濟觀念より、他方には倫理的所存よりして、極力此種消極的農民行爲をも禁壓しようとしたのである。

封建支配者が配下の庶民に對する誅求は從來専ら經濟的搾取のみであつたやうに云はれて居つたが、百姓の妻女が、土地の支配者の性慾満足のため肉體を弄ばれ、其の屈辱を免るゝ爲に一家が逃亡したとの記録の如きは、庶民生活史の上に一抹の汚點を貽すものではあるが、事實は事實である。

領内に於ける人口充實の一政策として他國より婦女子を移入し、之を領内の青年に配して各村に於ける居附き人數の増加を圖つた樂翁公の農政仕法は、寧ろ青年男子の性的傾向に投じ、之を利用したものであつて、上記、封建支配者の性慾強制より免れん爲めに百姓の逃亡したる事例と



相俟ち、農民生活の非經濟的史實の一端を語つてゐる。

註十五 大藏省「吹塵録」

附記

本篇の起稿に付き示教を受けたる木村教授、有元農學士、板井農林技師及び知友某氏（特に實姓名を語り得ざるを遺憾とする）に對し感謝の意を表する。

第五篇 近世地主の發達

緒言

地主と云ふ語には二様の意義がある、一は單に土地所持者と云ふ意味の地主と、二には、小作者階級に對する土地の持主と云ふ階級的觀念の表示の場合が是れである。茲に言はんとする地主は單に土地所有者と云ふ意味では無い、單なる土地所有者中には前代の作手職の自作百姓に進化したもののや、又土地買得により小地主になつたものもあるが、此等の小地主は謂はゞ社會階級者として中間に位するものであるから茲には問はないこととし、主として、徳川時代に於ける小作人の上にあつた土地所有者、即ち大なる地主としての意味に於て取扱ひたいと思ふのである。

第一 地主の分類

徳川時代に於ける社會階級としての地主分類の方法としては或は其の發生の原因により爲し得る場合があり、又地主の身分によつて分類し得る場合もある。發生原因により分類するときは或は



之を土地兼併による地主、新田開發による地主及び在來の地主等となすことが出來、更に又地主の身分關係により分類するときは或は之を郷土地主、普通地主、寺院地主、村地主等とすることも出来るのであるが、今此兩種の分類法の中何れにすることが此問題の取扱上最も適當であるか云ふに、余は前者のみにもよらず、左ればとて後者ばかりにもよらず、兩者を混淆して其中の最も著しき社會的並に經濟的特徴を具へたものを捉へて、類目を立へるを以て、最も妥當なりと信ずる。即ち、

一、郷土地主

二、新田開發地主

三、土地兼併による地主

四、寺院地主

五、村地主

の五品種に分類したいと思ふのであるが、此内、郷土地主、寺院地主は土地所持者の身分によりて分類したもの、新田開發地主及び土地兼併による地主は其が發生の原因によりて分類したもの、村地主は村の持つ半面の法人性に即して名付けたるものである。

斯の如く分類をなしたとは云ふものゝ、此等各種の地主は決して個々に特立したる形態と内容を有するものではない、例へば郷士及び寺院の有する土地の中には多分に新田開發によるものがあり、又新田開發によつて地主となつたものゝ中には郷士及び寺院を含み、更に又土地兼併により地主となつたものゝ中にも領主より苗字帯刀を御免せられて郷士の待遇を受けたものゝある如き即ち是れである。故に茲に試みたる地主の分類は當時の社會上及び經濟上より觀て最も顯著なりと認められたる特異の形態を捕へ分類して命名したまでのことである。

## 第二 地主發生の由來及び其性状

然らば前記五品種に分類したる地主の發因及び其の事情は如何、今此等地主が如何にして起り又如何に前代より遺存したものであるかを各種別毎に説明して見たい。

(1) 郷土地主

郷士とは武士にして農村に在住し、一方には農民として經濟生活を營むと共に、他方には武士としての待遇を領主又は幕府より受くるものを云ふのである。郷士は中世の農兵制度が徳川時代に至りても若干遺存し、又は之を再興せられたものであるが、同じく郷士とは云ふものゝ、徳川



時代に再興せられたものは中世の農兵とは其趣きが頗る異なつて居る。中世の農兵は其れ自身に於て凡てが戦闘員であると共に、亦農民であつたのであるが、徳川時代の郷士の中には素より戦闘員たる郷士をも含んで居たけれども、尙ほ非戦闘員たる郷士が尠くなかつた。戦闘員たる郷士としては中世より存続して徳川時代に及べる薩摩の郷士及び徳川時代に至り舊一領具足制度を再興したる土佐の郷士の如きが其適例である。又同じ郷士とは云ふものゝ中世以來山間僻陬の地に蟠居して其藩國と通じ、徳川時代迄も其地に安居することを許されたる信濃の伊那衆、肥後の五箇庄及び阿波の祖谷の名主等がある。又各地の農民が土工水利其他藩内の殖産興業に殊功を立てたが爲め、之を褒賞せられて苗字帯刀を免されたる郷士格者があつたが、此は前記山村の名族と共に非戦闘員たる郷士に屬し、其名は武人であつたけれども、干戈の業に従ふを要せざる士人であつたから、謂はゞ文官の如き性質を帯んだものである。

斯の如く郷士は處により又各藩の政治事情等により種々の形態と内容をも具ふるに至つたのであるが、此等の郷士は一方には武士の待遇を受くると共に、他方には土地を所持する地主であつたのである。即ち土佐の郷士が貳百石迄は土佐を所有することを許され、薩摩の郷士が戰國時代に或は一町衆、二町衆、五町衆又は十町衆と呼ばれ、其の所有する土地の面積により階級を設けら

れて徳川時代に及べる如き、又信濃の伊那衆、阿波の祖谷族及び肥後の五箇庄等の名族が恰も其地方一帯の王侯の如き社會的地位を得て廣大なる面積の土地所有者であつた如き是れである。此他各藩内の郷村に散在せる舊來の名族が各々多少の土地を所有し、又苗字帯刀を免されたる郷士格者が既に相當の土地所有者であつたことは隠れなき事實である。斯くて徳川時代に於て一社會階級を成したる郷士が一方には武士としての待遇を受けると共に、他方には農民として郷村に在住し、其或者は自ら鋤を取り、或者は作人を使役して農耕に従事して居たのであるが、彼等が既に一個の地主として社會に強大なる經濟的地位を確保して居たことは當時の顯著なる社會的事象であつた。

## (2) 新田開發地主

中世以降徳川時代に至るまで日本の國家が其の財政經濟の基礎を農業に置かねばならなかつたことは言ふ迄もないことである。徳川氏に至つてから、幕府及び各藩の消費經濟は膨脹して財用は益々不足を告ぐるに至つたが、當時に於ける財政收入の主目は農産物殊に米穀であつたのであるから、米の増收を圖ることは幕府及び各藩に於ける財政經濟政策の一大眼目であつた。

米の増收政策としては各藩に於て種々なる積極的並に消極的政策が行はれたのであるが、其内



最も主要なるものは新田の開発であつた。即ち夫の肥後の細川氏が其領内の山間部に於ては阿蘇の原野を、海邊に於ては有明海濱を開拓したる如き、又肥前の鍋島藩に於ても同じく有明海の濱邊を開墾したる如き、中國にては毛利氏の周防海岸の開発、備前岡山藩の兒島灣内の開拓、四國にては阿波の蜂須賀氏の吉野川沿岸、土佐山内氏の高知城以北の開拓、畿内にては淀川及び大和川附近の沼澤の埋立、東海道にては尾張及び伊勢海岸、北陸にては越後の新發田藩の沼澤開拓事業の如き其最も著しき例であるが、此他各藩の事蹟を調査するならば、多少新田開発の行はれざる地方とてはないであらう。是に由つて觀ても幕府及び各藩が如何に新田開発に重きを置いて居たか判るであらう。

新田開發により地主の發生する場合には色々あるが、其の最も多き場合は幕府又は藩が市町の豪商又は士人に一定の荒蕪地を開拓する特權を許し、特許を受けたる者は其代價として一種の土地拂下料を上納することもあれば、無償なる場合もある。而して此等豪商又は士人は元來開墾の勞役に堪ふる者では勿論なく、又其の開墾特許地は多くの場合何十町歩又は何百町歩と云ふ如き廣大なる面積であるから、到底自己一人の勞力を以てしては如何とも仕様がなないのである。故に此等の人は必ず開墾地近在より百姓を招來し、此等百姓の勞營に待ちて初めて其地を墾熟せしむ

ることが出来たのであるが、斯くして開墾企業主たる豪商や武士は事業成就の後は其地の地主となり、作人は小作人として其下に附屬するに至つたのである。乍併、豪商や士人の力に依らざる開墾即ち百姓自身の力によりて開墾せらるゝ場合もないではなかつた。百姓自身が荒蕪地の割り當を受けて開墾に従事したる場合は、新田完成の後其地の自作地主として獨立の地歩を占むるに至る。夫の今日でも各地に個人の名前を附する太兵衛新田とか、六右衛門新開とか呼ばれ、又共同開墾の跡を偲ばせる何々村新田とか云ふ如きが即ち其れである。何れにしても徳川時代に於ける新田の開発事業は幕府及び藩廳の獎勵する所であつたから、各地とも盛んに山野の開拓や沼澤の埋立を行ひ、其間に一種特別なる新田地主が發生するに至つた。斯くて新田地主は徳川時代に於ける各種の地主中最も勢力あり且つ其の數も可也に多きを算するに至つたのである。

### (3) 土地兼併による地主

寛永二十年以後、徳川幕府は土地永代賣買を禁止し、之に違背するものは嚴重に處罰することにしたから、此年以後、百姓の土地は表面上は永代に賣買することは出来なくなつたのであるが、藩によつては此の幕府法を嚴守して土地の永代賣買を名實共に行はしめないやうに力めた向きもあつたが、中には幕命でありながら、左程に法度の施行に力を注がなかつたが爲に永代賣買が公



然と行はれたる地方もあつた。而して前者の場合に在りても禁止とは唯表面上のことであつて、内密には種々の抜け道と口實の下に土地の取引が行はれたものらしい。又其公然に行はれた土地永代賣買に在りては庄屋や名主の奥書を得て證文の取り交はしをもして居たが、土地の賣買を公許して居ない地方では或は質入又は年季賣の形式に於て又は自分の土地の上に小作料徴收權を認むると云ふ形式の下に土地金融の方法を講ずるものが多かつた。

思ふに徳川時代に於ける農村經濟は猶ほ甚だ幼稚であつて、貨幣經濟は未だ完全に發達せず、貨幣よりも却て米穀が農村市場に於て貨幣の代用を爲し、且つ農民の財産としては土地が最重要なるものであるから、農家の經濟逼迫を緩和するものは實に土地金融によるより外なき有様であつたのである。然るに幕府が土地兼併の弊漸く盛んとならんとするを憂ひて、農民の土地永代賣買を禁止したが爲め、當時の農村に於ける金融の圓滑を阻碍するもの多かつたことは、強ち萩生徂徠の指摘を待たずして自ら明なることであつた。左れば此の法度の裏を潜つて或は公然と又は内密に百姓地の兼併が行はれたと云ふことは、農民金融の方便上、寧ろ自然の勢であつたのである。

乍去、茲に注意せねばならぬことは、徳川時代に於て斯の如く或は公然と又は内密の裡に土地

の兼併が行はれて居たとは云ふもの、其頃<sup>に</sup>於ける封建經濟の特色として土地の公法的負擔が過重であつた爲め、個人の土地に對する取得慾の甚だ低少なるさへあつたのに加へて、幕府の斯かる禁令があつたのであるから、農民が土地金融の必要上より已むを得ず土地を處分したとは云ふもの、其の移動數量は比較的尠かつたと見るが至當であらう。此點より云へば、寛永二十年の土地永代賣買禁令は或る程度の成功を收めたものと見ねばならぬ。

土地兼併より出來たる地主の實例として擧ぐべきものは無數であるが、茲に余の實地に見聞せる所のものを引例すれば、大正十二年五月、東北地方巡回の際、羽後國北秋田郡の山奥なる阿仁部に入り、同地屈指の豪農たる某氏が徳川時代に於て土地を併合したる事情を聞くに、其地主が現在の六百町歩の大地主となつた由來と云ふのは、何でも年代は明かでないが、其先祖が徳川時代の半頃でもあつたらう、加賀の國から此の羽後の山奥に移り來つたのに基くのであるが、土地の人の語る所によると、其先祖は元來藥種商であつたが、其頃人に嫌はれる病氣を持つて居たので、加賀の國に居堪らず、其土地を離れて來たことである。阿仁部に移住し來つた當時より可也多くの金を持つて居たので、土着してから後、田舎村に住みながら、加賀屋といふ商號を稱へて金貸を營み、金の返濟が出來ねば其



土地を引き上げると云ふ風にして土地の併合が行はれた。當時東北地方の常として飢饉凶作に襲はるゝことが尠くなく、斯かる年柄には村の百姓は自分開拓の自作地を村の金主に入れて急場を凌ぐのが最も捷徑であつた。村の百姓が土地を村の豪農に持込む理由には二つの場合が数へられて居つた。一つは借財又は年貢の不足による急場の救済と、二には凶年の際の飢餓より救はれんとする場合であつた。現に今日でも其村に五杯林と名づくる山林があるさうであるが、其れは往時凶作の際、村の百姓が其地主から粥を五杯恵まれて飢を凌ぎ、其代償として地主に納れたものであると云ふ。斯くて某氏たる此の加賀屋は年と共に富を増し、土地を併せて大地主となつたが、富は増しても元來が庶民の分際であるから、領主より何等殊遇せらるゝ譯でなく、村の社會に幅が利かない、仍て某氏は領主に若干の金圓を納入して苗字帯刀を許された。斯くて此地主は藥種商たる前垂れ掛けより一躍して帯刀御免の郷士に昇進し、村の人よりは御本家或は旦那として今日迄も尊敬せられて居ると云ふ。

以上は唯一個の事例を示したものに過ぎないが、豪商が土地を兼併して村の地主となつた事例は概ね斯の如きものであらう。

#### (4) 寺院地主

中世以降人民の佛教に對する信仰心から又は寺の保護を受けん爲め寺院に田畑を寄進するの風が盛んであつたが、斯くして寄進せられたる土地の中には其地の占有權は依然として寄進者たる農民に於て之を保有し、唯其土地の上に小作料收納權を認めたるもあれば、全然其土地を寄進して其占有を離れたるものもある、後者の場合には更に其の寄進を受けたる寺院より其土地を小作地として作人の手に渡すのが普通であつた。

此他猶ほ寺院の名によつて新田の開發せらるゝ場合があつた、即ち寺院をして荒蕪地を開拓するの權利を許せば、寺院に於て作人を募集し新田開拓の業に當らしむるのであつた。

斯くて寺院は或る寄進を受け又は新田の開拓を行ふて各々相當の土地を所持し、當時の農村社會に特立する一個の地主となつたのである。(夫の御朱印地又は御黒印地は幕府より年貢徵收權を認められたる公法地であるから、之は經濟的私有地とは見られない。)

#### (5) 村地主

徳川時代に於ける村は一種の法人格を有して種々なる政治上又は社會上の働きを爲して居たのであるが、其の經濟上の働きの中にも、村が土地を所有して居たと云ふことは頗る注目し得る



現象であつた。尤も村の所持する土地は主として山林又は原野であつて、田畑を所持する場合は寧ろ稀であつた。(嚴格に法制史觀に照せば村山は所謂總有であつて村持の山でない) (かも知れないが、私は通俗に解して之を村持の山と云ふのである)

村の所持する山林原野は其村限りの所有である内山たる場合があり、他村との入會關係の下に立つ外山たる場合があつた。而して此の内山たる場合には其村の人が競争的に草木の採集をなし、其毛生を荒すことより外に別に禍害を醸すことはなかつたが、外山である場合には其入會地の採集物の多寡や、地盤の境界や、又は山野其ものゝ所有權の歸屬に就き村と村との間に論争を起すことが尠くなかつた。徳川時代に於ける山論は藩と藩との間に起る場合もあつたけれども、又此村と村との間に起る場合も頗る多かつたのである。

以上余は徳川時代に於ける地主の分類を爲すに當り一方には土地所有者の身分より、他方には地主發生の原因に照して其が著しき特徴を捕へ分類を立て、説明を試みた。此等の地主が後年明治維新に遭遇し、如何なる變化を受けたかを計ぬるに、其處に興味ある因果關係を見出すのであるが、唯封建地主が維新後に蒙りたる社會經濟上の影響に就ては後節に詳論することにする。

### 第三 封建地主の社會的地位

前來陳べて來たやうに、徳川時代に於ける地主には郷士地主、新田開發地主、土地兼併地主、寺院地主及村地主の五種類があつたのであるから、當時の地主の社會的並に經濟的事情も亦自ら其間に於て異同を生ずる次第である。

郷士は一面に於ては武士であると共に、他面に於ては農民であるが、然かも郷士が農民であると云ふのは、彼等が實際に耕作すると云ふことよりも、不斷村落に在住すること、語を換へて言へば、城下町に住居して居ない武士であるとの意が重く視られて居るのであるから、彼等は農村に居住するとは云ふものの、其生活は一般の庶民たる百姓より遙に優等なるものであつた。殊に戦闘員たる郷士に在ては平時村落に在りても武事の修練を爲し、又年頭其他の吉例佳日には城下に出で藩主に挨拶をせねばならぬこともあつたから、彼等は多分に武士としての體面と榮譽を擔ふたのであるが、然も彼等が平生在郷の間には居村の農民に對して相當に幅を利かしたものである。殊に山間の聚落に蟠居する山侍の輩に至ては當に一郷の王者であつて、村内の小作百姓等は地主たる此山侍の家來たるに等しく、其甚しきに至ては小作人を財物として取扱ひ、之を質入抵當にまでも供したと傳へられて居る。

郷士中には自ら農業を營むものもあれば、自らは鋤を取らず、農耕のことは一切小作人に任せ



て顧みなかつたものもあるが、何れにしても、郷士たる半農半士の特別社會階級者が村落の經濟人として郷村に重きを爲して居たことは著しい當時の社會現象であつた。

新田開發に依りて成りたる地主に至ては其の或者は城下町に住み、或者は村落に住居して居た、其の市町に住むものに至ては所謂當時の豪商であつて、小作料を收納する以外、自ら農業に何等の經驗のないものであつた。又彼等の内、其の開墾地たる新田村落内に住居するものに在りても、多くは其の開發の功勞により苗字帶刀を許されたる郷士格の者であつたから、彼等はその所有地の中に於ては經濟人たる地主であるばかりでなく、其土地の支配者たる如き觀があつた。殊に新田開墾地主をして其の新田村の庄屋又は名主を勤めしめたものに在りては、其地主は公法上の實權と私人たる地主の地位とを一手に掌握するが如きものであつた。

土地兼併により成りたる地主の社會經濟上の地位は區々別々にして一律に觀察することは甚だ困難であるが、郷士地主及び新田開發主たる地主が其成立の事情上より多くは一村一郷に特立したるに反し、兼併による地主は年次を経る間に徐々として其大を致したるものであるから、其間に幾多の階梯のあつたことは此種の地主の有する特色であつた。此等の地主中其大なるものに至ては公邊に献金獻穀を爲して郷士の待遇を受くるものもあれば、村の名望家たる故を以て庄屋名

主等の村役人を勤むるものもあつた。

村の大地主と小作人との關係は、郷士地主でも、新田地主でも兼併地主でも大同小異であつて、其間に著しい異同はないのであるが、茲に前節に記したる羽後の阿仁部に於ける某大地主と小作人との關係に就き見聞の儘を記さんに、小作人は地主より「作子」と呼ばれ、一種家來の如き取扱を受けて居る。作子の方は地主を「御本家」と呼び、村一般の人達が旦那と呼ぶよりも一層の尊敬を地主に拂ふて居る。作子は地主の家の累代の主人の命日を記憶し、其日には必ず精進をして肉類を口にしない。作子達は又地主たる御本家の消防組を組織し、一旦地主の家に火災があれば、誰々は倉番、誰々は帳場係、誰々は主屋係と豫め部署が定まつて居る。毎年正月三日には作子寄りとして小作人會議を地主の宅に開いて其年の消防の組分けをすると云ふ。作子から納むる小作料に滞納があれば作子は其代りに御本家に手間働きをして未納小作料の帳消しをして貰ふのであるが、小作料は割合に低額である。地租を全部小作人をして納付せしむる慣習があるので、其の邸内には小作役場の如きものがあつて、其の事務を處理して居る。其村界隈の土地は悉く此地主の所有地であるから、其威勢は飛ぶ鳥も落す程に強大である、村の村長でも役場吏員でも、小學校の先生で



も、此の地主の意に逆らへば其地位を保つことが出来ぬ、殊に甚しきは其村の村長が地主の内の小作役場の主任であつて、村のことは何から何まで地主の心任せにしてある。明治大正の今日でさへ尙且つ右の如き有様であるから、藩制時代に於ける此地主の威勢の程は想像するに餘りある。

次は寺院地主であるが、寺院の住職は元來農業に従事しないものであるから、寺院の所有地は一に百姓の手に委して耕作せしむるより外に途はなかつたのである。此點に於て寺院地主は夫の郷土地主にも勝りて非農業的地主であつたと云はねばならぬ。寺院の所有地に於ける小作人中には所謂御寺百姓又は門前百姓として寺院に隷屬し、隨て一般村民より輕蔑せらるゝものもあつたが、何れにしても、徳川時代に於ける寺院は幕府が佛教を國教として保護し、人民の信仰心を一に寺院に繋がんことに力めたる關係から、全國寺院の數夥しく、隨て寺院經濟上の一方面として現はれたる寺小作が當時の社會經濟に重んぜられたる所以を知り得るであらう。

最後には村地主のことであるが、村は法制上、政治上一個の人格者として取扱はれ、且つ村の財産として土地を有して居たから、夫の村山、入會山の社會經濟關係が成り立つたのであるが、村の持山が多くの場合山林又は原野であつたこと、及び其所有者が個人でなくして村と云ふ一個

の人格者であつたことは、同じ地主とは云ふものゝ、其間に於ける諸關係は自ら他の種類の地主とは異なる所が多い。殊に他の一般地主は其の下層階級として小作者なる對稱物があるに拘らず、村たる地主に在ては其持山又は入會山に關して比隣村落との間に論争を生ずることのあつたことは、彼我の間に於ける著しい相違である。

斯の如く徳川時代に於ける地主は其の種類の異なるに従ふて雜多なる社會現象を呈して居つたが、然かも之を封建制度と云ふ大社會組織の上より見れば、郷土地主を除くの外は武士の下積みたる一列の庶民群であつて、他の工商の輩と共に封建治下の生産民として武人給養の任務を負はせられたるものゝ一つであつた。換言すれば地主の下に小作者階級があつたけれども、地主自體が武士階級より庶民として抑制せられて居つた上に、幕府及び領主が實地に耕作する農民を重く觀たる關係上、地主の社會的並に經濟的發展は或る程度の掣肘を其間に受けて居つたものと見て差支ないのである。

#### 第四 維新後に於ける地主の變遷

然らば斯の如き種類と態様を具へたる地主は明治維新後に至り如何なる變遷に遭遇して今日に



及べるか、此間の關係を知る爲めには少くとも維新後明治政府の取りたる政治的施設及び此の施設の爲に蒙りたる地主の影響如何を見るを必要とする。

維新後地主をして社會經濟上の影響を蒙らしめたるものには色々あるが、其最も顯著なるものは明治維新其もの即ち封建制度の廢滅と、地租改正事業、市町村制實施及び民法施行等が即ち是である。

封建制度の廢滅せらるゝと共に、農村の地主中最先に影響を受けたものは夫の郷士である、彼等郷士は田舎の村に在住しながら封建制度の餘榮とも云ふべき武人としての特典を享けて居たのであるが、其一たび封建の大伽藍が倒壊するや、郷士と共に倒れて其の根跡を止めざるに至つたから、曾て或は戰鬥員たる特置郷士として又救濟郷士として、或は又非戰鬥員たる登用郷士として又は舊族郷士として村の内外に重きを成して居たものも、一齊に武人としての特典を奪はれ、其中の一部のみ自ら願出で、士族に取り立てられ、其他の者は平民籍に下りて明治の新社會に其身を處せねばならなくなつた。武人としての特權を奪はれたる郷士は是より單に經濟人たる地主として村落に在住し、他の一般の城下町の舊士族が慘澹たる生活苦に追はれたる間にも、其祖先相傳の土地を保有することにより、克く當時に於ける社會經濟の變動に堪えつゝ、或者は村役人とな

り、或者は政黨に投じて東奔西馳し、又或者は依然自村に安居して財産を護り、子女の教育に餘念なきを見たのである。

維新後に行はれたる財政經濟上の大變革とも云ふべきは地租改正事業である。地租改正事業の項目として擧ぐべきものは一にして足らないが、其中に就き夫の明治五年地租改正の準備的施設として布告せられたる土地の永代賣買解禁令及び從來村を單位として租税を賦課し來つたものを更めて個人を單位として課税し、隨て個人の土地所有權を確定するの必要が起り、且つ土地所有者には其の證左として政府より地券狀を交付したこと及び年貢の米納制度を金納制に變へたこと等は最も著しき變動である。而して地券狀は一面に於ては土地所有の保障であつたと共に、他の一面に於ては地租納付の責任を證するものでもあつた。地租改正と共に地主は自己の計算により納租の義務に任せねばならぬこととなつたから、自作地主である場合は勿論のこと、小作地を有する地主に在りても小作人より小作料を徵收し之を賣却して金納することになつたのである。即ち藩制時代に在りては年貢は村に割り付け、村の庄屋又は名主が年貢割附狀に基き村内の百姓に割り當てたのであるが、小作人は多くの場合地主に對して小作料を納入すると共に、別に又藩の御庫に年貢米を納入したのである。然るに今や改租の實施と共に米納制度は改まりて金納となり、



地主は小作料と貢租とを包含する小作料を小作人より受取りて之を市場に販賣し、其賣上高の一部を以て地租を辨納することゝなつた。此點より云へば地租改正の實施と共に從來の地主は明治新社會の一大思潮たる資本主義社會の一主體として其居村に全幅の經濟行爲を爲すことを得るに至つたと共に、政府に對しては地租の納付者として重んぜられ、且つ村落社會では土地所有者として村民の間に重きをなすに至つたのである。詳言すれば徳川時代に於ける地主は其半農半士たる郷士は別とするも、爾他の地主即ち新田開發の地主と云ひ、土地兼併による地主と云ひ、何れも其小作人に對しては多少主従の間柄を保持しては居たけれども、然かも領主の眼より觀れば其所謂百姓とは實際に土地を耕す者の謂であり、又此の耕作農民本位の事實を永續せしむる爲に夫の土地永代賣買禁令も發布せられたのであるが、明治維新後に至れば政府に對する納稅者を土地所有者と確定し、地主は小作人より小作米を徵收し、此米を市場に出して賣却し、其金を以て貢納する制度になつたから、政府に取りては地租の納付者たる地主の方がより貴重なりと思はるゝに至つた。是れ地租改正事業が明治農村社會に變動を促し、爾來官邊に於て地主本位の政治を施すに至りたる道程の始初であつたのである。

次に明治二十九年に發布せられたる新民法と地主との關係を見るに、明治初頭以來新政府の取

りたる行政方針及び一般社會の思潮が土地所有權保護に厚かつたものを、此の新民法の發布により更に成文法を以て土地私所有權保護の實を示すに至つたのであるが、明治新政府が維新草創以來何故に斯く個人の私所有權を保護し來たか云ふに、其は當時の政治家及び新社會の中堅者が舊時代に於ける封建制度の抑壓即ち個人の財産及生命の與奪を自由に左右したることに對する反撥的觀念の動きから、維新直後に於ける諸般の行政及び立法に臨みても、此の對封建憎惡心の反影として斯の如く個人の私權保護に力を致したのである。故に當時に於ける立法行政の方針の跡を今日の社會思想に照して其是非を無下に批判するが如きは、當時に於ける時代思潮を無視したる一個の僻論と云はずばなるまい。

最後に明治廿二年に實施せられたる市町村制により從來の村は單に一個の部落として之を取り扱ひ、この數個部落を併合して現今の新町村を編成することになり、是より後舊村は全く法人としての作用をなさず、政府は新編成の町村を以て行政上の單位とするに至り、之が爲め從來各村の所有したる村山又は入會山は當然何等かの變革を受けざるを得ざるに至り、遂に明治四十二年内務農商務兩省の獎勵施設により部落有林野の統一整理を爲すに至つたのであるが、唯同じく地主とは云ふものの、林野の所有者たる村地主と田畑の所有者たる個人地主とは其間の諸關係に於



て頗る異なるものがある、故に茲には單に地主に關する觀念を整理する便宜上より村を地主の一種に數へたに過ぎぬのであるから、之が詳論を避くる。

斯の如く徳川時代の封建制度を背景とする農村の地主は農民なる庶民階級の中に在りながら、其の或者は半士半農の格を以て封建治下の餘榮に浴し、爾他の地主は自己に附屬する經濟的下層階級者に對して勢威を保ちつゝあつたのであるが、明治維新なる空前の政治改革により彼等の内會て封建制度の保護を受けた地主は維新と共に特權を奪はれ、地主全體としての彼等は之より全く封建制度の桎梏から解放せられ、爾來明治新農村社會の經濟的上級者として新たに資本主義制度の保護下に日に月に其大を成して今日に及んで居るのである。

參考書

本篇の參考書としては主として、

- 一、拙著「農民經濟史研究」(本邦永小作慣行)、「日本の部落有地」(永小作制度に關する諸研究等を收む)
  - 二、同「郷土制度の研究」
- の二著より其の根本資料並に地主制度變遷に關する思想體系を見出して居る。

第六篇 近世小作制度の變遷

緒言

茲に近世に於ける小作制度の發達に就て概叙を試みんとするものであるが、余は單に之を歴史としてよりも、社會史として觀、以て現在の小作問題は何故に、又如何にして起り來つたものであるかを知る爲めの一手段として小作制度の沿革を述べたいと思ふ。勿論、歴史の凡べてを現代人の生活手段として見ることの不可なるは言ふ迄もないが、現代の小作問題に對する觀察上の一方便として小作制度を近世史の年代に遡り縱觀する態度で叙したいと思ふ。

一概に小作制度と云つても、小作のことばかり考察することに依ては其實體を明かにし得ない當時の複雑なる社會經濟上の一事實として嚴存したる農民社會制度のことであれば、小作慣行は一面に於て地主制度で在り、又租稅制度の根蒂でもあつたのである。左れば茲に主として小作に關することを論ずるけれども、同時に又地主制度や、農村奉公人制度に關係するものであることを記憶せられたい。



## 第一 概 論

## (一) 小作の概念

小作制度とは言ふ迄もなく土地を所有するものと、所有せざるものとの間に起る借り貸し關係たることを以て其概念とするのであるが、斯く謂ふ所の土地の中には無論田畑が大部分を成して居るけれども、中には宅地や山林を含み、甚しきは家屋、農具迄も亦小作の目的物たることもあつた。

小作制度の當事者は言ふ迄もなく地主と小作人とであるが、地主には或は半農半士たる郷士級の地主があり、町人にして地主たるものもあつた。小作人は通常は一階級であるけれども、中には仲地主（又は仲小作人）の下に更に又小作、孫小作、下小作人等の階級があり、此等は根本の地主より云へば、第三階級たるの性質を具ふるものである。

地主は或は地頭、總領、統領、名請人、持主、田主、畑主、大屋、親方、親作、地親等と呼ばれて居つたが、小作人の方は佃人、作人、作主、作手、作子、門百姓、抱百姓、被官、名子、間人、無縁者等と呼ばれて居つた。

斯の如く種々の名稱を以て呼ばれたる地主と小作人との間に於て土地の貸借が行はれ、其の貸借の代償として、地主に給付せらるゝものが小作料である。小作料は當時に於ては最も普通の稱へ方であつたが、又別に小作賃、小作米、下請税金、作米、掬米、當口米、下作米、宛米、加地子、加徴米、地子、年貢、餘米、作徳米、田徳、水口禮米、入附米、地利、卸附米、地米、掛米、掛受米等と稱へられて居つた。

地主の稱呼に於ても、小作人の稱呼に於ても、更に又小作料の稱呼に於ても斯の如く多様な種類があつた譯は、徳川時代に二百七十餘の列藩が割據し、永年の間、文化の流通が障礙せられ、各地に於て獨特なる地方文化の發達したることに、其の原因を求めねばならぬ。故に小作制度の歴史的發達を叙するに際しても、他の一般的社會經濟史に於ける場合と等しく、當時の社會事實たる封建制度を背景として考察しなければ、其の真相に觸るゝことが出來ぬ。

## (二) 土地制度に於ける小作慣行

小作制度が土地制度中の一分科であることは今更言ふ迄もなきことであるが、茲に聊か我國に於ける一般的土地制度の觀念と小作制度との交錯する關係を明かにすると同時に、我中世より近世に互る土地制度と小作制度との關係を略述したい。



土地制度と云ふ言葉の中には二段の意義が含まれて居る、一は公法としての土地制度と、二は私法としての土地制度である。公法としての土地制度は、領主、藩主又は近代政府が立案布告したる百姓地に關する律則であり、私法としての土地制度は農民各自の間に自然に發達し、又は公法制度の誘導に隨うて百姓仲間の間に發達したる經濟的並に法律上の行爲である。而して當時公法を以て農民の私的事項を強制的に取り極むるが如きは、知識と實力の缺けたる封建農民に對する制規としては怪しむに足らぬ仕法であつた。

小作制度は無論私法に屬するものであるけれども、其が全斑を知る爲めには公法的事實たる其時代の土地法制を背景として觀る必要がある。仍て茲に徳川時代に於ける小作制度と同時代の一般土地制度とが相關聯する所を明かにすると共に、海外土地制度の沿革に就ても若干比較を爲して彼我の差異ある點を究め、以て我土地制度の特質を明かにしたい。

我國に於ては、今より約一千年前、近世國家に進む過程の一階段として莊園制度起り、之を胎盤として封建制度が生まれ、此純粹なる封建制度が中世の終に變化して近世中央集權的封建制度に進んだのであるが、之を彼の英國の同制度の變化と比較すれば其間に於て著しく異なる方向を経來つて居る。英國では莊園制度の中より近世的大地主が脱胎發生したるに反し、日本では莊園から

中世の封建領主を生じ、此の封建領主は次第に進化して土地の所有權より離れて政權に近づいた、即ち莊園の權力者が年と共に幾變遷を経て領主となり、更に徳川時代の諸侯となり、此の諸侯が遂に明治維新に際し、藩籍を奉還して現代の貴族となつたのである。隨つて中世莊園の内に住みたる田疇或は又作人などの名を以て呼ばれた農民は、時代の進歩に連れて次第に土地所有權者たる小農の實質を具ふるに至つた。故に徳川時代に於ける各藩の諸侯は勿論のこと、戰國時代に於ける國主と雖も其の實體は最早土地所有權者たる地主として觀ることの許されぬ公法的支配者であつたのである。然るに英國の舊領主は政權に遠かりて經濟的實力を取得し、後、次第に其形態を改めて今の大地主となつたのである。故に、英國には、舊領主を祖先とする大地主制度が起つたに反し、日本には、無數の小地主が發生したと云ふ所に兩國の土地制度の著しい差異がある。更に又社會階級の上より見れば、領主が自ら成り下つて經濟的地主となつた英國農村は、地主より驅使せらるゝ無數の農業勞働者が生れ、日本の舊領主が成り上つて殿様となり、全く其土地を離れた其下から小地主が生れ出たのである。唯、日本に於ても、徳川の末期迄各地に散在したる彼の郷士は明治維新と共に政治的特權たる武門から成り下つて經濟的地主となりたり、後、明治時代に於ける農村社會の中堅を成すに至つたから、此郷士の變遷のみは多少其經路に於て英國の領



主が近世的地主に成り下つたことに較べ得られぬでもないが、それは唯觀念の共通を語るものに過ぎぬのであつて、郷土制度其ものの實體は寧ろ英國の「兵、ヨウマンリー」(Yeomanry)に似て居ることを知らねばならぬ。以て日本近世の土地制度が世界に有數なる小農國たるの特色を有するに至つた理由の一端が窺はるゝであらう。

洵に土地は其面積に於て有限なるものであるから、或る一階級が土地の所有權を專斷すれば、他の階級者は其下に隸屬して賃租を徴せらるゝに至る。随つて一旦其土地を占有せるものを他の優等階級者が入りて驅逐すれば、先きの占有者は土地無き民となるの外はない。之に反して先きには土地占有者であつたものが自ら政權を追うて退上し、遂に高等支配者たる行政權の把持者となりて先きの小作者に貢米を納めしむる爲め土地の經濟的實權を委ぬるに至れば、此小作者が遂に土地所有の全權を握るに至るのである。

日本近世の土地制度は斯の如き經過を辿り來つて居るのであるが、徳川幕府が寛永二十年に於て當時の小農地(小作權が所有的實質にまで進み來りたる當時の農地)に對して土地永代賣買の禁令を發したばかりでなく、更に幕府は其後に於て限田の法度を以て小農度を維持せんことに努めた爲め、明治維新後資本主義の制度下に大地主制が簇生するに至るまでは、日本全土は殆んど完全なる小地主國たるの實質を持続することが出來た。

斯の如き有様であつたから、列藩を通して概ね小地主が群在し、廣大なる面積を有する地主としては中世より存続したる若干の郷土、及び徳川時代の中葉以後に漸く發達したる夫の貨幣經濟の利を收めて土地を兼併又は開墾したる市府の士人又は町人の一部に止り、其他一般の地方に於ては、小面積の土地を自耕する細農が散居して居たのである。故に徳川時代に於て小作制度は無論相當に發達はして居つたけれども、之を當時の村々に付て見れば、小地主の多かつたことは、今日吾人が徳川時代の檢地帳の下書きたる野帳や、名寄帳を閲見することにより、容易に想像し得らるゝのである。

### (三) 小作制度と社會經濟

徳川時代の小作制度を觀るに當りては、當時の農村事情たる封建制度下の村落社會、百姓の經濟生活、社會階級裡の小作人、土地所有に對する農民心理の一端等に就て概叙する必要がある。

封建制度の社會的特色は、武權の把持者たる武士が庶民を壓迫して百姓の個性的發展を妨げ、彼等をして殆んど無條件なる服從の下に、或は勞役を提供せしめ、又は貢物を給付せしむることにより、支配階級の生活を支持したことである。斯かる社會階級觀念が一世の道德として認められ



たる時代に於ける經濟上の特質中最も著しきものは、土地が財政經濟の根源たることに在る。尤も土地經濟時代とは云ふものゝ、當時既に各地に若干の津港、市場又は無數の城下町が發達して居つたことは事實である。併し社會經濟の源泉が土地の生産力に待つもの多大であつたことは言ふ迄もない。而して土地經濟の作用を十分に發揮せんとせば、農民を土地の上に結び附けねばならぬと共に、土地の配分上に均衡を保つて、大地主の發生を防ぐ必要が起つて来る。彼の土地永代賣買禁止令や、相續制限令や、農地細分の制限等は百姓の持地を過大ならしめず、又過小ならしめぬやうに努めた封建農政の一端と見るべきである。斯の如く百姓を土地の上に結びつけて財政經濟の基礎を作り、以て財源を維持し且つ發展せしむる爲め、更に百姓をして農地の上に強制的に勤勞せしむると共に、彼等に極度の儉約を行はしめたのである。故に封建時代に於ける農業政策の基調は、

- 一、土地所有の均衡を圖る（土地經濟の基本政策として）
- 二、農民を土地に緊縛して勞働せしむる（土地經濟發展策として）
- 三、極度の儉約（土地經濟の維持政策として）

であつたのであるが、此等の政策制度の爲めに農民生活の進路が頗る狭小なる一定の方向を辿り、

又は特異なる農民慣習が自ら其中に起り來つたことを知らねばならぬ。

徳川時代に於ける村落は之を世界經濟の上から云へば三重の封鎖裡に置かれて在つた、即ち徳川幕府が海外に對して鎖國政策を採り、列藩は又各地に割據し、藩内の村落は又建國以來自然的に個々に密集して發達し來り、之に徳川氏が政治上、法律上一種獨立の人格を認め、徵稅、警備共に村を標準として治民の政策を採りたる爲め、各藩の村落は何れも獨自の位置に置かれ、隨つて村と村とが時に相争ひ、又村落の住民は自村内に於て多くは自給自足の生活を營んだので、藩内の津や、港や、市場や、城下町等より來る都市的文化の影響を受くることも比較的尠かつた。此都市的文化の影響を受くることの尠かつた他の理由は、列藩の儉約令の強行が與つて力あつたことは勿論であるが、村落自體の政治經濟的孤立に基くものが更に一層大なるものがあつたと思ふ。斯の如く各藩が各地に割據して思ひ／＼の農民制度を布いたことから彼の加賀地方に見る如き鬮田くも小作の制が起り、東北地方に於ては名子小作が行はれ、肥後の阿蘇や土佐國に永小作が生れ、又村と村との對立事情の下から彼の出小作や入小作が出來て各々特異なる小作形態を成すに至つたのである。

徳川時代の村落が概ね孤立經濟を營んで居つた上に、村落の百姓仲間の間にも在つても若干の階



級があり、其階級の上下觀念も、往々にして可也に熾烈であつた。即ち地方によつては半農半士たる郷士級の優等階級が、村の庄屋、名主、肝煎、十村等の村役人と並んで土地持たる地主であつたと共に、社會の優等階級としても殊遇せられて居つた。此外村の長百姓とか草分けとか、草切りとか云ふ由緒ある家柄も普通の百姓とは異なるものであつた。斯くして村の名族たる郷士に附屬する小作人は或は被官と呼ばれ、名子と稱へられることもあり、又作子として取扱はるゝことも實際にあつた。又草分や、長百姓の下に附く小作人は或は門分け小作と云ひ、内小作とか云はるゝ、隸農的色彩を帯ぶるものであつた。

徳川時代に於ては百姓、殊に小作人の經濟的實力が微小であつたから、小作人の生活を安定せしむる爲に、小作人には土地の外に山林、宅地、家屋、農具等迄も之を一括して小作せしむる習慣が行はれた、既述の山陰地方に於ける株小作が即ち是れである。

又徳川時代に於ては佛教は日本の國教として全國に普く信奉せられた爲め、寺院に對する幕府及び列藩の保護は甚だ厚きものがあつたばかりでなく、民間に於ても寺院に土地を寄進するものも可也に多くあつて、寺領地なるものが（幕府が寺院に給與する夫の朱印地、黒印地は公法的性質を有するものであるから之は除き）可也に澤山あつた。而して寺院は農業を營まないから、此

等の寺院の所有地は之を小作せしめねばならなかつた、是れ即ち所謂寺田小作の起り來つた原因である。

徳川時代に於ける百姓の土地所有權に對する心理状態を見るに、土地所有に對する當時の百姓の氣持は今日吾人の抱懷する心理とは甚だ異なるものがあつた。土地に對する所有權は無論百姓に認められてはあつたけれども、一には百姓地に對する租税の誅求が可也に甚しかつたのと、二には土地所有に對する幕府の制限があつた爲めと、三には土地の市場が地理的制限を受けて居つた爲めに、土地の經濟的價値が甚だ低く、殊に農業技術の幼稚なる當時のことであるから、公租を支拂ふた残りは殆んど百姓の手取りとなるものなきやうな瘠薄なる土地は、寧ろ百姓の方で之を所  
有しない方が利益であつたので、斯かる「割に合はぬ」土地は或は酒を附けたり、饗應したりして、村の他人に之を贈與することが行はれたのである。換言すれば、當時の人は土地を農作物の生産地であるとは意識して居ても、其の土地に投資的價値を附けたり、其所有權を經濟價値以上に重要視しては居なかつた。されば今日の農民が自己の所有地として、一旦土地臺帳に記載せられて居る以上は、設令公租を納付すれば利得の無いやうな瘠地と雖も、其所有權に對し盲目的に執着して、之を他人に無償讓渡しようとするものゝ絶對にない云ふ如き農民土地所有心理とは甚しく



異なるものがあつたのである。農民が土地所有權に對して斯くも漠然たる意識を具へて居つた爲めに、彼の特殊土地慣行たる永小作制度中に、其何れが地主なりや、小作人なりやを分別し難い「一地兩主」、又は「一物二主」制の如きものが起り來つたのである。

要するに小作制度も亦其時代に於ける社會事情の產物であるから、其時代の社會事情を背景として之を見るにあらざれば、其全豹を窺ふことが出來ぬ。

以上述べた所は極めて簡單ではあるが、是に由つて其名稱數十に餘り、其形態亦多様に流るゝ徳川時代の小作制度が何故に又、如何にして斯くは出現し來りたるかを知ら得るの端緒になるであらう。

### 第二 小作の名稱

前に述べたやうに、小作制度とは土地を所有する地主と、土地を持たぬ小作人との間に、土地の貸し借りが行はれ、其一方が他の一方に對して借り賃を支拂ふ形を指すのであるから、小作制度の各部分に就き、種々なる名稱の附せらるゝに至るは自然である。即ち土地所有者たる地主の種類や、土地を借りて小作する小作人の種類や、其支拂はるゝ小作料の性質に基き、或は其小作

年限により、小作地の性質により、種々雜多なる名稱が起り來つて居る。斯く小作制度其ものが種々なる地的要素、人的要素及び時間的要素から成り立つて居る爲め、其の名稱が千態萬狀となり、一見殆んど捕捉すべからざる如き無數の稱呼を帶ぶるに至つたのである。故に小作の種類に付いて學術的考査を経る前に、先づ此等雜多なる小作の名稱の性質を叙して之を分科的に整理する必要がある。

小作名稱を整理分類して説明する方法は一にして足りないけれども、茲には左の四品、十種に分ちて見る。

- (一) 小作地の性質に基づく分類
- |                    |     |     |     |     |                |     |     |     |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|----------------|-----|-----|-----|
| 第一、小作地所有權の性質に基づく名稱 |     |     |     |     | 第二、小作地の地目に基く名稱 |     |     |     |
| (1)                | (2) | (3) | (1) | (2) | (1)            | (2) | (3) | (4) |
| 名田                 | 質地  | 圃田  | 株小  | 端小  | 永小             | 受山小 | 寺田小 | 永小  |
| 小作                 | 小作  | 小作  | 小作  | 小作  | 作              | 作   | 作   | 作   |



|                    |     |     |              |     |     |              |     |     |                  |     |     |
|--------------------|-----|-----|--------------|-----|-----|--------------|-----|-----|------------------|-----|-----|
| (二) 小作者に基く分類       |     |     |              |     |     |              |     |     |                  |     |     |
| 第三、小作地の権利に基く名稱     |     |     | 第四、村落制度に基く名稱 |     |     | 第五、社會階級に基く名稱 |     |     | 第六、小作地の管理方法に基く名稱 |     |     |
| (2)                | (3) | (4) | (1)          | (2) | (1) | (1)          | (2) | (3) | (1)              | (2) | (3) |
| 作株                 | 株權  | 小作  | 出小           | 入小  | 門分  | 內小           | 被官  | 家守  | 受負               | 仲小  | 又小  |
| 作                  | 作   | 作   | 作            | 作   | 作   | 作            | 作   | 作   | 作                | 作   | 作   |
| (三) 小作料(又は租税に基く分類) |     |     |              |     |     |              |     |     |                  |     |     |
| 第八、小作料納入の諸形式に基く名稱  |     |     |              |     |     |              |     |     |                  |     |     |
| (1)                | (2) | (3) | (4)          | (1) | (2) | (3)          | (4) | (1) | (2)              | (3) | (4) |
| 備役                 | 盛扣  | 餘米  | 刈分           | 數金  | 連帶  | 散掛           | 又小  | 仲小  | 受負               | 家守  | 被官  |
| 小作                 | 小作  | 小作  | 小作           | 小作  | 小作  | 小作           | 小作  | 小作  | 小作               | 小作  | 小作  |

|               |     |     |     |     |
|---------------|-----|-----|-----|-----|
| (四) 小作期限による分類 |     |     |     |     |
| 第十、小作年限に基く名稱  |     |     |     |     |
| (1)           | (2) | (1) | (2) | (5) |
| 年季            | 一年  | 餘米  | 盛扣  | 備役  |
| 小作            | 小作  | 小作  | 小作  | 小作  |

然らば、右の如く四品十種に分つた小作形態の具有する其内容は如何、左に之が詳説を試みることにする。

第一 小作地の性質に基く分類

(一) 小作地所有權の性質に基く名稱  
 小作人が耕作する其土地所有權の特質に基いて分類したる名田小作、質地小作及び鬮田、作は如何なるものであるかと云ふに、徳川時代に於ける小作地の大部分は名田であつて、他の一部分は質地の小作であつた。而して多くの小作種類は此の名田から起り來るのであるが、名田ならぬ質地小作や鬮田小作もあつたから、左に此小作種類につき説明する。

(1) 名田小作。 名田とは中世の名主田、即ち或は「重平名」と云ひ又は「村上名」と云ひ、其開



發したる人の名を冠して自分の所有地名とした慣習が、徳川時代までも残つて「名田」となつたのである。名田は言ひ換へれば、所有主のある土地の義であるから、詰り普通の土地と云ふことになる、此普通の土地を小作するものが名田小作である。

(2) 質地小作。徳川時代に於ては一方には土地永代賣買の禁止令が行はれた爲め、百姓が公然土地の取引を行ふことが出來ずに隠れて取引せねばならなかつたのと、又一方には百姓自身が一時的經濟的逼迫から免るゝ方便として、土地を質入れする慣習が行はれた。而して此の質入れなる經濟行爲の中には一旦質權の設定行爲をなして、一定年限の後に其質地を受戻すものもあつたが、中には名義上は質地であつても、内實は既に先方に土地を賣渡す積りの質地もあつた。

質地小作には直小作、別小作及び質地年季小作の三種がある。直小作とは質入れして置いて、入れ主が元々通り其土地を耕作し、質權者たる地主に對して小作料を納入するのを云ひ、別小作と云ふのは質權を設定するや否や、土地の持主は直ちに其土地の占有から離れて別人に其土地を小作せしむるのを云ふのである。それから質地の年季小作とは質入主が質權の年期よりも短い年限を定めて自ら小作するのを云ふのであつた、直小作の一種である。

(3) 圃田小作。日本の土地制度の特別形態たる土地割換制度の行はれた地方に於ける小作の名稱である。土地割換の行はれた地方は可也に澤山あるが、土地割換に基因する圃田小作は多く石川縣(舊加賀藩)、高知縣(舊土佐藩)及び茨城縣下等に行はれたと云ふ。圃田小作に在つては、其根本の所有權が藩有又は共有的實質を帶び、其土地の高持ちたる地主と作人とが別々に分れ、然も高持ちは不定の作人より小作料を收納するばかりで、土地の實權とは關係が無い、實權は寧ろ耕作人(小作人)に在る、耕作人は實際に其土地を耕作するのであるから、土地割換の年限が來れば、自ら抽籤して新割換年期に於ける耕作地を決定する。斯くして小作人は村の小作管理人又は庄屋に小作料を納むれば、庄屋が其割り振りをして村の高持地主に小作料を分配してやると云ふのが此の慣習の大體である。

(二) 小作地の地目に基く名稱

小作地の地目には田畑の外に山林があり、原野があり、又宅地をも含んで居つた關係上、地目を異にする毎に小作の名稱を異にした。株小作、寺田小作、端小作及び受山小作が是れである。

(1) 株小作。主として山陰地方の出雲及び石見地方に行はれた制度であつて、小作地の中に田畑は勿論のこと、山林、住宅、宅地を含み、中には農具や家畜等をも包含せる場合がある。